第Ⅲ部

令和元年度に講じた施策

令和元年度に講じた施策



外国人が真の意味で楽しめる仕様に変えるための環境整備

>>> 第 1 節 観光地

1 キャッシュレス環境の飛躍的改善

(1) 海外発行カード対応ATM設置の取組

四半期ごとに3メガバンクの海外発行カード対応ATM設置台数のフォローアップを実施し、 2020年(令和2年)3月末時点で3,001台(対前年同期比-29台)と整備水準が維持された。ま た、3メガバンクに対して有用なデータを提供することで、ニーズの高い場所への優先的な海外発 行カード対応ATMの設置を促した。

さらに、地方銀行にも、3メガバンクと同様に、ニーズの高い場所での優先的な設置のために有 用なデータを提供し、四半期ごとに海外発行カード対応ATM設置台数のフォローアップを実施し、 その結果、地方銀行の海外発行カード対応ATM設置台数が増加した。

加えて、引き続き、日本政府観光局のウェブサイトで設置場所情報を公開したほか、日本政府観 光局スマートフォンアプリにて位置情報の機能を活用した設置場所検索サービスを提供した。

(2) キャッシュレス決済対応等の取組

2019年(令和元年)10月より開始したキャッシュレス・ポイント還元事業では、端末費用を実 質ゼロ、決済事業者に支払う手数料を実質2.17%以下とすることで、中小店舗のキャッシュレス 決済導入の負担を軽減しつつ、5%の還元を通じて、消費者がキャッシュレス決済の利便性を実感 するきっかけを創出した。

本事業の参加店舗は、2020年(令和2年)3月21日時点で約107万店となった。

(3) クレジットカードに係るセキュリティ対策

「割賦販売法の一部を改正する法律(平成28年法律第99号)」に基づき、カード会社、加盟店等 におけるクレジットカード番号等の適切な管理、不正利用防止等のセキュリティ対策の取組を推進 した。また、セキュリティ対策協議会において改訂された「実行計画2019」に則り、カード加盟 店におけるセキュリティ対策27を推進した。

2 通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現

- (1) 通信環境の飛躍的向上
 - a) 主要な観光・防災拠点における無料 Wi-Fi 環境の整備

2019年度(令和元年度)までに約3万箇所の整備目標であったが、整備の進捗に遅れが出て

いること及び各地方公共団体の整備意向を反映した結果、計画を見直し、2021年度(令和3年度)までに引き続き約3万箇所の整備を目標とした「防災等に資するWi-Fi環境の整備計画」を2020年(令和2年)2月に改定・公表を行った(2019年(令和元年)10月現在で約2.6万箇所を整備済)。

b) 災害用統一SSIDの周知・広報

無線LANビジネス推進連絡会と連携して事業者団体の会合やウェブサイト等で災害用統一SSID等の周知を図った。

c)シームレスなWi-Fi利用環境の実現

一般社団法人公衆無線LAN認証管理機構と連携して利用手続の簡素化の取組について周知を 図った。

また、観光案内所や公共交通機関等に加え、観光地のまちなかにおいて新たに整備された訪日外国人旅行者が利用できる無料Wi-Fiスポットについて、地方公共団体、事業者等に対し、共通シンボルマーク「Japan.Free Wi-Fi」を用いたウェブサイトへの登録や、ステッカー掲出の働きかけを行い、引き続き情報発信の強化を図った(2020年(令和2年)3月末時点、約14万1千件)。

d) プリペイドSIMの販売促進等による通信環境全体の改善

プリペイドSIMの販売拠点に関し、国際便が乗り入れる空港16箇所(2020年(令和2年)3 月末時点)や、訪日外国人が訪問する地域の拠点の展開を推進した。また、日本政府観光局ウェブサイトにおいて、SIMカード等の提供場所1,233拠点(2020年(令和2年)3月末時点)の周知を実施した。

さらに、観光案内所、宿泊施設、公共交通機関等に加え、観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業において、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等における無料エリアWi-Fi環境の整備を支援し、同月末時点で18件の補助金交付決定を行った。

加えて、日本政府観光局ウェブサイトにおいて、SIMカード、モバイルWi-Fiルーターの提供場所の周知を実施した(同月末時点、1,233拠点掲載)。

さらに、シンガポールとの間で締結した国際ローミング料金の低廉化に係る協力覚書に従い、 担当者間で国際ローミング料金の低廉化に関する協議を行った。(2019年(平成31年)3月末 時点で38事例掲載)。

(2) 誰もが一人歩きできる観光の実現等に向けた取組

a) 多言語音声翻訳システムの普及

多言語音声翻訳技術は2019年度(令和元年度)末までに12言語で「短文の逐次翻訳技術」が、日常会話がほとんど支障なく行えるような実用レベルの翻訳精度に達した。また、2019年(平成31年)4月に、技術の更なる普及・利活用の促進に資するクラウド型翻訳サービスプラットフォームが、民間事業者において公開された。

さらに、2018年度(平成30年度)に実施した全国規模での多言語音声翻訳システムの効果検証事業の結果を踏まえ、多言語音声翻訳システムの有効性を各地方運輸局における補助制度説明会等において地方公共団体等に周知するとともに、各種補助制度の活用を促した。また、観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業により、地域の飲食店、小売店等に整備される多言

語音声翻訳システムについて、2020年(令和2年)3月末時点で9件の補助金交付決定を行った。

b) loTおもてなしクラウド事業の実施

共通クラウド基盤に必要なパーソナルデータを登録することで、無線LANへの接続が簡素化される技術、また周辺の回線の混雑状況に応じ接続先アクセスポイントを自動で切り替える技術との連携等に係る実証を実施した。その結果、当該クラウド基盤を利用する訪日外国人旅行者等にとって、無線LANシステムへの接続に関する利便性が向上した。

あわせて、共通クラウド基盤をオープン化し、サービス開発者等によるデータ種別の追加を可能にした。また、一般社団法人IoT²⁸サービス連携協議会において、他サービスとの連携に必要なAPI²⁹規格の管理・メンテナンスを行う組織・体制の整備に取り組んだ。これらの普及促進に向けた取組の結果、当該共通クラウド基盤を活用した観光・まち歩きアプリ「ココシル」は全国約60地域で導入された。

c)観光分野におけるオープンデータ・ビッグデータ利活用のモデルケース構築

様々なニーズに応じた観光アプリの作成等、観光分野等の地域における新たなサービス創出の 基盤となる地方公共団体のオープンデータ化を推進するため、2019年(令和元年)5月から 2020年(令和2年)2月まで地方公共団体職員向け研修を全国24都道府県で実施した。

d)IoTを活用した革新的な観光ビジネス・サービスモデルの創出支援

観光客の周遊データを収集・分析して地域の観光振興策に活用するといった観光関連の取組等、 地域の課題解決に資するIoTを活用したリファレンス(参照)モデルの周知を実施した。

e)サービスの質の「見える化」の取組

2019年(平成31年)4月の運用から特約として追加した金・紺認証のトラベラーフレンドリー認証について、2020年(令和2年)3月13日時点で、金認証のトラベラーフレンドリー296件、紺認証のトラベラーフレンドリー認証463件の登録に至った。また、全体のおもてなし規格認証の登録数は、同年3月13日時点で147,885件に至った。

さらに、同認証の国際展開のあり方について、標準化について話し合う会合を3回開催した。 なお、国際標準化については、時期尚早な議論であり、当面、国内における普及やトラベラーフ レンドリー認証を広めることが必要という結論に至った。

(3) 非常時の対応能力の強化を含む観光地の「まちあるき」満足度の向上

全国の主要な観光地において、観光地の「まちあるき」の満足度向上整備支援事業を実施し、2020年(令和2年)3月末時点で69件の旅行環境まるごと整備計画を認定した。本事業において、外国人旅行者のニーズを踏まえ、多言語案内標識(英語、中国語及び韓国語)や無料エリアWi-Fiの整備、キャッシュレス決済対応等の「まちなか」における面的な旅行環境の整備や、これらと一体的に行う観光地のゲートウェイとしての外国人観光案内所等を集中的に支援した。あわせて、外国人観光案内所の非常時の対応能力の強化等について支援し、非常用電源装置の整備については、同月末時点で14件の補助金交付決定を行った。

また、観光現場における課題やニーズ、それらに対応するベンチャー企業を中心とした先進的で

²⁸ Internet of Thingsの略。様々なモノが、相互に情報通信を行い制御する仕組み。

²⁹ Application Programming Interfaceの略。

かつ即応性の高いインバウンドベンチャーについての調査等を行い、地方部の観光関係者とインバウンドベンチャー等のマッチング機会を創出するセミナーを2019年(令和元年)12月から2020年(令和2年)2月までに全国3箇所(東北、四国及び九州)で開催した。

(4) 観光案内拠点の充実

日本政府観光局の外国人観光案内所認定取得促進のため、商業施設をはじめ、民間事業者等への 訪問、説明を行い、2020年(令和2年)3月末時点で認定観光案内所数は1,365箇所となった。

また、全国の認定観光案内所が活用できるよう、観光案内所の取組状況を客観的に測定するためのNPS³⁰をはじめとするKPI³¹を設定し、当該KPIも活用した認定観光案内所の表彰制度について検討した。

さらに、認定観光案内所の視認性の高いロゴマーク及びその掲出方法を検討した。

加えて、「観光地の『まちあるき』の満足度向上整備支援事業」及び「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」により、観光案内所に整備するAIチャットボット³²や非常用電源装置等について同月末時点で85件、観光拠点情報・交流施設の整備等について同月末時点で5件の補助金交付決定を行った。

また、「道の駅」1,173駅のうち、新たに7駅で免税店が、さらに、日本政府観光局の認定を受けた外国人観光案内所のある「道の駅」が新たに84駅増え、同月末時点で設置数は、免税店38駅、外国人案内所190駅となった。

(5) 観光地の公衆トイレの洋式化

「観光地の『まちあるき』の満足度向上整備支援事業」及び「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」により、公衆トイレの洋式化及び清潔等機能向上の取組を支援し、2020年(令和2年)3月末時点で合計122件の補助金交付決定を行った。

(6) ムスリム対応の強化

「訪日ムスリム旅行者対応のためのアクション・プラン」について、関係省庁等の取組状況のフォローアップを実施し、とりまとめた。

また、「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」において、多様な宗教や生活習慣への対応力の強化を支援した。

さらに、地方運輸局ごとに地方公共団体等に向けて開催した地方ブロック説明会等を通じて、生活習慣への配慮が必要な訪日外国人旅行者に対する知識の習得を促進した。

加えて、東南アジア市場において、日本政府観光局等を通じた現地旅行博への出展やオンラインでの情報発信等の訪日プロモーションを実施した。中東市場においては、市場動向調査を実施し、現地旅行博で訪日旅行の魅力を発信した。

³⁰ Net Promoter Score の略。顧客がサービス等に対して感じる信頼や愛着等を測る指標。

³¹ Key Performance Indicatorの略。

³² チャット(会話)とロボットを組み合わせた用語であり、人工知能(AI)を組み込んで学習したコンピュータが、人間に代わって自動的に会話するプログラムを指す。

(7) シェアサイクルの導入促進

「シェアサイクル導入促進事業」により、多言語化の 案内看板やシステム整備等を実施し、全国3箇所の観 光地におけるインバウンド対応のシェアサイクル導入 の支援を実施した。

(8)「道の駅」の通信環境等の整備

「道の駅」1,173駅のうち、新たに5駅で電気自動車(EV) 充電施設、18駅でWi-Fiを設置し、2020年(令和2年) 3月末時点で電気自動車(EV)充電施設834駅、Wi-Fi 設置975駅となった。



金沢市におけるシェアサイクルの導入事例(まちのり)

(9) 受入環境向上に向けた調査の実施

2019年(令和元年)9月~12月に、訪日外国人旅行者の利用が多い5空港において、タブレットを活用したアンケート式の対面調査を実施し、例年調査している訪日外国人旅行者の旅行中における困りごとに加え、新たに訪問地ごとの困りごとについて調査を行った。結果については、経年変化、地域別の傾向等について分析し、とりまとめた上で2020年(令和2年)3月に公表した。

(10) ICTを活用したスマートシティの推進

「データ利活用型スマートシティ推進事業」において5団体に交付決定を行った。うち1件については、安全・安心分野のために整備するカメラで収集する情報を観光分野にも活用することを予定した。また、ICT³³街づくり推進会議や講演等の機会を活用し、2018年度(平成30年度)に観光分野等の課題解決を図った事業の成果の情報発信、水平展開を推進した。

(11) 地域におけるIoT/ICTを活用した観光クラウドシステムの普及展開

地域IoT実装推進事業により、観光クラウドシステムの構築を支援し、2020年(令和2年)3 月末時点で3件の交付決定を行った(「デジタルマーケティングの活用による観光事業の創出と地域活性化事業」、「九州観光促進プラットフォームによる地域活性化事業」及び「全国観光情報データベースの連携サービスによる回遊促進と情報登録の効率化事業」)。

3 チケット購入環境の整備等による体験型観光の充実

日本政府観光局認定外国人観光案内所にて北海道ブロック研修会(2019年(令和元年)6月)、 関東ブロック(同年7月)、北陸信越ブロック(同年11月)、近畿ブロック(同年12月)を行い、 チケット販売機能を有する観光案内所の先進事例の紹介を行った。

また、観光地等に対して、スムーズな発券のために先進的決済環境の整備を含む「旅行環境まるごと整備計画」を7件認定した。

さらに、同年11月から、欧米豪、アジア等の訪日外国人が、どのような販売経路でチケットを 購入することが多いのか、国・地域ごとの傾向・特性・要因等を明らかにするための実態調査を行 うとともに、チケット購入の容易化に取り組む優良事例を収集することでチケット購入の容易化の 方向性を検討した。加えて、訪日外国人のチケット購入につながる効果的な情報発信手段を検証し た。なお、調査及び検証結果については2020年(令和2年)3月に観光庁ウェブサイトにて公開した。また、2018年(平成30年)9月に施行された、「建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)」による一定の仮設建築物について1年を超えた存続を可能とする措置について、2019年(令和元年)6月に開催した説明会において周知した。

4 「道の駅」を核とした地域振興

(1) 重点「道の駅」における支援

2019年度(令和元年度)で、重点「道の駅」を新たに15箇所選定し、2020年(令和2年)3 月末時点で103箇所となった。また、重点「道の駅」の取組を支援するための協議会は、全国で 28回開催し、「道の駅」整備で活用できる補助制度や、「道の駅」取組としての好事例の紹介、「道 の駅」での取組支援のための人材派遣を実施した。

(2) 農林漁業者と観光事業者等との連携による6次産業化の推進

6次産業化商品に寄与する物産・農水産物加工場を有する「道の駅」が新たに8駅増え、2020年(令和2年)3月末時点で341駅となった。

(3) 着地型旅行商品の販売

「道の駅」1,173駅のうち、総合観光窓口の役割を担う「道の駅」の整備を進め、着地型旅行商品の販売を行うため、新たに1駅が旅行業の資格を取得し、2020年(令和2年)3月末時点で40駅となった。

(4) 地域における「道の駅」のインバウンド受入拠点機能の強化

「道の駅」インバウンド対応拠点化モデル事業において、レンタカーを利用したインバウンド観光の先進県である沖縄県内の「道の駅」において、多言語対応、無料Wi-Fi環境の整備等の取組を支援し、5箇所で補助金交付決定を行った。

5 日本の良好な治安等を体感できる環境整備

(1) 防犯・防災等に資する情報のインバウンド対応の強化

警察では、コミュニケーション支援ボード、基本会話集、翻訳タブレット等の活用のほか、外国人対応の多い警察署、交番等への外国語対応可能職員の配置等に加え、警察官が携行する高度警察情報通信基盤システムの端末に多言語翻訳機能を導入し、2020年(令和2年)3月から全国運用を開始した。また、警察では、「東京2020大会」等を見据え、雑踏警備の現場等において外国語表示可能な電子表示板等の活用を促進するなど、外国語による情報提供を強化したほか、遺失届・拾得物の受理時に用いる各種様式の外国語併記及び警察署窓口への対応マニュアルの整備等、訪日外国人旅行者等が容易に手続を行える環境整備の強化を行った。さらに、警察では、遺失届・拾得物の受理等の各種手続方法を警察庁・都道府県警察のウェブサイトに掲載するなど、ウェブサイトの掲載情報の拡充を実施した。加えて、警察では、地方公共団体の国際交流員等の外国人に協力を依頼し、通報者としての外国人、110番通報を受ける通信指令の担当者及び通訳人の三者で、実践的な三者通話訓練を実施した。

また、国土交通省及び関係機関の防災情報提供ツールを一元化し、多言語化やスマートフォン対応により、海外や国内に対して平時から容易に防災情報等を入手できる「防災ポータル/Disaster Prevention Portal」において、提供するエリアや多言語対応サイトを追加するなど、コンテンツの充実に努めた。

さらに、2019年度(令和元年度)も引き続き、国土交通省ウェブサイト「川の防災情報 英語版」 (2018年(平成30年)6月から運用を開始)を通じて、雨の状況、川の水位、カメラ映像等のリアルタイム情報を英語で発信し続け、訪日外国人旅行者が避難に必要な情報をいち早く入手できるよう環境整備に努めた。

加えて、外国人からの119番通報等に迅速かつ的確に対応するため、2016年度(平成28年度)より電話通訳センターを介した三者間同時通訳の導入を促進しており、2020年(令和2年)1月1日時点で726消防本部中511本部が導入した。あわせて、2020年(令和2年)までに導入予定のない消防本部に対して直接働きかけを行い、導入するよう強力に促した。

(2) 救急活動時における多言語翻訳システムの活用促進

2019年(令和元年)6月、10月及び2020年(令和2年)1月に、救急ボイストラの活用状況の調査を実施し、各消防本部における導入実態を把握し、その結果を都道府県別に導入率を見える化し、導入の促進を図った。

また、救急ボイストラは、2018年(平成30年)12月末時点の376本部から2020年(令和2年) 1月1日時点で、726消防本部中507本部(約70%)で導入となった。

さらに、2019年(令和元年)8月に、コミュニケーションボード等の外国人傷病者に対応する 手段については、全国の消防本部での活用状況について調査した。



救急現場において、救急隊が活用する多言語音声翻訳アプリ

(3) 熱中症対応も含めた救急車利用ガイドの提供

都道府県及び消防本部に対し、各種媒体を通じて積極的に周知を図るよう依頼するほか、外国人旅行者向け災害時情報提供アプリ「Safety tips」及び出入国在留管理庁監修の「生活・就労ガイドブック」へ掲載した。

また、2019年(令和元年)8月に、救急車利用ガイド(多言語版)については、全国の消防本部での活用状況について調査した。

「外国人等に対する熱中症等関連情報の提供のあり方に係るワーキンググループ」において策定した計画に基づき、ウェブサイトやリーフレット等で訪日外国人旅行者等向けの熱中症予防に関する情報等を発信した。また、「Safety tips」を通じてプッシュ型による情報発信を実施した。

(4) 防災・気象情報の外国語での提供

外国人が必要とする防災・気象情報に容易にアクセスできるよう、防災・気象情報に関する多言語辞書及び「Safety tips」の14箇国語への拡大を実施し、気象庁ウェブサイトの多言語化の11箇国語への拡大を進めた。

(5) 災害時の訪日外国人旅行者の安全確保に向けた体制強化

日本政府観光局及び観光庁が整備してきた情報提供手段の多重化、地方公共団体における外国人旅行者対応の検証のため、2019年(令和元年)10月より有識者や関係団体を交えた検討会を実施し、災害時対応マニュアル等の先行例や好事例の共有、情報提供手段の活用促進等における課題の整理及び関係者間の連携強化についての方策を議論し、非常時における外国人旅行者への対応レベルの向上を図った。

また、「Safety tips」について、2019年(平成31年)4月より日本政府観光局のアプリに加え、 民間事業者のアプリ(1件)にも災害時情報を提供し、その他の民間アプリへの提供に向けても、 順次調整を進めた。

(6) 多言語による情報伝達の優れた事例等の全国での共有

2019年(令和元年)12月に多言語対応協議会及び「多言語対応・ICT化推進フォーラム」を開催し、関係機関における多言語対応の取組状況を共有した。また、同月に改訂した「小売業の多言語対応ガイドライン」について、2020年(令和2年)3月に開催した小売プロジェクトチームを通じて関係団体に周知を行い、多言語対応の更なる強化を図った。

(7) 災害時の避難受入施設に関する体制強化

2020年(令和2年)2月に宿泊関係団体に対して、災害時における宿泊施設での旅行者等の滞在場所の確保や正確な情報発信等について適切に対応し、地方公共団体との協定の締結に積極的に対応するよう要請した。

(8) 感染症対策の着実な実施

「国際的に脅威となる感染症対策の強化に関する基本計画」の着実な実施のため、検疫所等関係機関が実施する検疫体制や訓練の状況を把握し、地方公共団体との連携体制を強化していくことで、緊急時における国内関係機関の対処能力の向上や体制の強化を図り、感染症対策を着実に推進した。

(9) 訪日外国人旅行者の国内における消費活動に係る相談体制の強化

「地方消費者行政強化交付金」の活用等により、消費生活センター等への通訳派遣等地域における消費生活相談に係る体制の充実を図った。また、国民生活センターにおいて、「訪日観光客消費者ホットライン」を運営するとともに、各国大使館や警察、事業者団体等の協力を得て相談窓口の周知を図った。

さらに、2020年(令和2年)1月に同ホットライン開設から1年を契機として、寄せられた相談やそれに対するアドバイス等をとりまとめて公表を行った。加えて、これを訪日外国人旅行者のために6箇国語に翻訳してウェブサイトに掲載し、情報アクセスへの利便性の向上を図った。

(10) 外国人運転者にも分かりやすい道路標識の整備

2017年度(平成29年度)に英語を併記した規制標識の整備が可能となったことから、これらの道路標識を更新等に合わせて順次整備しており、2019年度(令和元年度)末現在、約112,000枚の規制標識「一時停止」について英字が併記された。



英字を併記した様式「一時停止」

(11) プッシュ型の洪水情報の配信の推進

洪水情報(河川氾濫のおそれがある情報及び氾濫が発生した情報)のプッシュ型配信について、2019年度(令和元年度)は計75回実施した。

6 景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上

(1) 景観計画等の策定促進及び無電柱化の推進

a) 景観計画策定や建築物等の改修・除却支援による魅力ある観光地づくりの推進

主要な観光地において景観計画策定が促進されるよう、全国の地方公共団体を対象としたセミナーを都道府県単位で開催し、「景観計画策定の手引き」の周知・徹底を図ってきたことにより、2020年(令和2年)3月までに、新たに25市町において景観計画が策定され、20都道府県、583市区町村で景観計画策定済みとなった。また、新たに5市町の歴史的風致維持向上計画を認定し、同年3月末現在の認定状況は全国81市町となった。

歴史的観光資源高質化支援事業により、5都市において建築物の外観改修、除却等の取組を支援した。

b) 景観形成を促進する事業の推進

景観の優れた観光資源の保全・活用による観光地の魅力向上を図るため、景観まちづくり刷新モデル地区10地区において、2017年度(平成29年度)から2019年度(令和元年度)までの3年間で、建造物の外観修景、路面等の美装化、広場の整備等の事業を重点的に支援し、目に見えるかたちでの景観向上を推進した。

c) 無電柱化の推進

低コスト手法の普及拡大を図るとともに、地方公共団体の事業実施を支援するために2019年(令和元年)12月までに全国10ブロックで無電柱化ワンストップ相談窓口を設置した。

防災・安全交付金において、無電柱化推進計画支援事業を創設し、地方公共団体による無電柱化の整備を重点的に支援した。

(2) 国営公園の魅力的な景観等の活用

2018年度(平成30年度)時点では多言語化が未対応であった券売機12台のうち、4台を多言語化対応した。

また、外国人ガイドツアーについて、2020年(令和2年)3 月末時点で69回実施した。

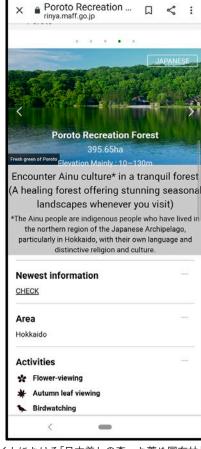
34 日本視覚障がい情報普及支援協会が開発した、文字データを約800文字記録できる、携帯電話対応2次元バーコード。

(3) 美しい自然・景観等の観光への活用

a) 森林景観の活用

多言語による情報発信として、「仁別自然休養林」等11箇所の現地において、uni-voiceコード³⁴を活用した日本語、英語、中国語、韓国語による案内看板設置のほか、ウェブサイト等におい





林野庁ウェブサイトにおける「日本美しの森 お薦め国有林」 の紹介及びウェブサイト(日本語版)のQRコード

て日本語と英語によるモデル箇所の紹介を実施した。また、「湯の丸・高峰自然休養林」等14箇所において木道整備等の環境整備を実施した。

b)「日本風景街道」の取組等の推進

2020年(令和2年)3月末時点で144ルートが「日本風景街道」として登録され、道路空間を活用した地域の方々による沿道の植樹・植栽、清掃活動等、道路を活用した美しい景観形成や観光振興等の分野で地域の魅力向上に資する活動を推進した。

c) 超小型モビリティの活用

「地域と共生する超小型モビリティ勉強会」においてとりまとめられた本格普及・量産化を目指すロードマップを踏まえて、量産型の超小型モビリティに係る安全対策を検討した。

d) 離島・半島地域の観光振興

ウェブサイト、SNS等を活用した離島の情報の発信及び体験学習・離島体験ツアーの実施等の 来島者を呼び込む地方公共団体等の取組に対して支援を行った。

また、半島においては、地方公共団体やNPO等の多様な主体が連携し、地域資源や特性を生かして交流事業を実施するなど、地域間の交流促進等に向けた取組について支援した。

e) 奄美群島及び小笠原諸島における観光等産業の振興

奄美群島では、奄美ー沖縄間の航路・航空路運賃軽減(2016年(平成28年)7月開始)をはじめ、観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する事業への支援等を実施した。

また、小笠原諸島において、港湾の整備、自然公園の整備、自然ガイドの育成、訪日外国人旅 行者の実態やニーズの調査等への支援を実施した。

f) 河川空間とまち空間の融合による良好な空間の形成

2019年度(令和元年度)末までに、信濃川等、全国229箇所において、河川敷地占用許可準則の緩和措置等を活用したオープンカフェ設置等の民間事業者による商業活動等と一体となり、河川空間とまち空間とが融合した良好な空間形成を図った。

例えば、東日本大震災により甚大な被害を受けた宮城県名取市閖上地区では、2019年(平成31年)4月に復興の拠点施設として、市内外の20店以上の民間事業者が出店した、「かわまちてらす閖上」がオープンし、水辺空間の更なる利活用と賑わい創出のための取組が進められた。オープン後は、まち空間と連携した多くのイベントが開催されており、多くの来場者による賑わいが生まれた。

(4) 明治記念大磯邸園の整備の推進

2019年(平成31年)4月に「明治記念大磯邸園基本計画」を策定した。また2019年(令和元年)10月に「明治記念大磯邸園有識者委員会」を設置し、基本設計について議論されており、2020年(令和2年)3月末までに3回開催した。

7 民間のまちづくり活動等による「観光・まち一体再生」の推進

(1) 観光バスの駐停車対策

2020年(令和2年)1月に開催された全国駐車場政策担当者会議にて、観光バスの駐停車スペー

スの確保に関する取組事例を紹介するとともに、社会資本整備総合交付金等による支援について周知した。

また、容積率緩和制度を活用したバス乗降場等の整備に取り組む地方公共団体の相談等に対応した。

(2) 都市公園内に設置される民間施設からの収益を公園管理費に充当する仕組みの構築

公募設置管理制度(Park-PFI)の普及啓発や社会資本整備総合交付金による支援を実施し、2019年(令和元年)9月末時点で全国の35箇所において、公募設置等指針を公示した。

(3) 都市公園内への観光案内所等の設置促進

官民連携まちづくりポータルサイトでの制度紹介等、観光案内所を都市公園内に設置できる占用 特例制度等に関する普及啓発を実施した。

(4) 会議施設等の整備に対する支援

国際競争力強化施設の整備を行う民間都市開発事業者に対して、対象施設整備に要する経費のうち、予算の範囲内において一部補助を実施した。

(5) 拠点駅及びその周辺における統一的な案内サインの整備等の支援

2019年度(令和元年度)は複数事業者が乗り入れる新宿駅内において、新宿駅周辺地区都市再生協議会が実施する統一的な案内サインの整備等に対し、支援を実施した。

また、分かりやすく使いやすい歩行空間のネットワーク等の構築を促進した。

(6) 日本の都市の魅力を海外に発信する取組の推進

「東京2020大会」の期間中に、東京都が主体となって行う都市づくりに関する情報発信(国内外メディア等に向けてのプロモーションPR)の検討経費に対して、予算の範囲内において一部補助を行った。

(7) 道路空間と観光の連携の推進

人々が集い、多様な活動を繰り広げる、賑わいのある道路空間を構築するための指定制度(歩行者利便増進道路の指定制度)を創設するため、「道路法(昭和27年法律第180号)」の一部を改正する法律案について、2020年(令和2年)2月に閣議決定した。また、道路空間の再構築や道路空間再編・利用事例集の周知により道路空間の利便性や快適性の向上を図る取組を支援した。

さらに、道路協力団体については、同年3月末時点で、直轄国道において34団体を指定しており、 道路空間を利活用する団体との連携を推進した。

8 宿泊業の生産性向上

全国5地域(東北、関東、東京、関西、北陸信越)でマーケティングの基礎知識、顧客価値の分析等を学ぶ全3回のワークショップを開催し、生産性向上の促進を図ったほか、山形県、岩手県、石川県の3地域において、海外販路拡大に向けたRPA³⁵の導入や滞在型体験プログラムの作成等のモデル事業を実施し、地域間における連携強化の促進を図った。

また、生産性向上に資する優良事例を冊子にまとめ、業界団体を通じて展開し、先進的な取組の

普及・拡大を図った。

9 中小企業の多言語化を中心としたIT化の推進

「サービス等生産性向上IT導入支援事業」(平成30年度補正予算)により、中小企業の生産性向上に資するITツール導入を7,386件支援した。

10 産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化

(1) 観光経営を担う人材育成

2019年(令和元年)6月に観光庁、一橋大学、京都大学等が参加するキックオフミーティングを開催し、産学連携による継続的な経営人材育成体制の構築を図った。また、一橋大学及び京都大学の両大学並びに民間企業の役員等を有識者として招集した協議会を計3回、両大学を招集したワーキンググループを計2回開催し、両大学が実施した調査・ヒアリングに基づく今後のカリキュラムを検討し、「観光MBA³⁶」取得者フォローアップのためのガイドラインを策定した。

(2) 観光の中核を担う人材育成の強化

2019年度(令和元年度)は新たに3大学³⁷を採択し、計6大学で社会人向け教育プログラムを実施(累計13大学)した。2019年(令和元年)6月に、自立的かつ持続的なプログラム実施に向けた全体会議を開催した。また、既存の観光学部のカリキュラム充実等を図るため、全体会議の場を通じて優良事例の周知を行うとともに、2019年(令和元年)8月及び2020年(令和2年)2月にインターンシップやゼミナール活動を実施し、効果検証を行った。

専門職大学等の設置申請を検討している者からの相談に対して、産業界のニーズを踏まえたカリキュラム編成の観点も踏まえて丁寧に対応した。また、2019年(令和元年)10月及び2020年(令和2年)3月には、文部科学省にて観光分野の開設申請を含む2021年(令和3年)4月開設に係る設置認可申請受付を行い、専門職大学7校(うち観光分野1校)、専門職短期大学2校(うち観光分野1校)、専門職学科2校3学科(うち観光分野1校1学科)の申請があった。

(3) 即戦力となる地域の実践的な観光人材の育成強化

観光産業における即戦力となる実務人材を確保するため、全国3地域³⁸において、共同採用説明会、旅館体験プログラム、キャリアアップ研修等を実施した。また、2019年(令和元年)10月には事業の中間報告会を実施し、取組の水平展開のため2020年(令和2年)1月にはセミナーを全国3箇所(仙台・東京・大阪)で開催した。さらに、事例集を観光庁ウェブサイトに掲載した。

加えて、外国人材受入のためのプラットフォーム構築として、雇用環境整備のための調査を行い、2019年(令和元年)10月から2020年(令和2年)2月にかけて全国10箇所で全12回の宿泊事業者向けセミナーを開催したほか、外国人材向け教材を作成した。あわせて、制度の効率的な運用に向けたシステムの構築・運営についても検討を行った。

また、沖縄県の専修学校において、地域の観光振興に資する人材育成を推進するための産官学の協議体制の構築に取り組んだ。さらに、地域における観光人材ニーズに応じた教育プログラムの開発を推進した。

³⁶ Master of Business Administration(経営学修士)の略

³⁷ 北陸先端科学技術大学院大学、滋賀大学及び愛媛大学

³⁸ 草津温泉観光協会、栃木県観光物産協会及び乳頭温泉組合

外国人が真の意味で楽しめる仕様に変えるための環境整備

(4) 国家戦略特別区域制度を活用したクールジャパン・インバウンド外国専門人材の就労促進

国家戦略特別区域会議において、関係地方公共団体からの提案に基づき、上陸許可基準の代替措置について関係府省庁が一体となって協議・検討を行い、訪日外国人旅行者等を含む消費者向けサービス分野において、クールジャパン外国人材の一層の受入を図った。

11 宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供

(1) 旅館等に対するインバウンド対応促進支援

旅館・ホテル等の宿泊施設における多言語対応やWi-Fi環境整備等のインバウンド対応への支援を行い、多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供を促進した。

(2) 多様な宿泊サービスの提供促進

2018年度(平成30年度)に構築した旅館に関するFAQサイトの周知を図るため、引き続き観光庁ウェブサイトにてリンクを掲載した。また、旅館・ホテル等の宿泊施設における多言語対応やWi-Fi環境整備等、インバウンド対応への支援を行い、多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供を促進した。

(3) 海外ホテル事業者等の日本進出支援

人材紹介会社と地方公共団体のマッチング、プロモーション支援、ビザや労務に関するコンサル テーション等を実施して、2社の在日外資系企業の事業拡大を支援した。

また、2019年(令和元年)6月と2020年(令和2年)1月に、日本貿易振興機構(JETRO)、 経済産業省及び北海道庁の3者でアドベンチャー・ツーリズムをテーマに、Regional Business Conference (RBC)³⁹を北海道にて開催し、道知事によるトップセールス、セミナー、招へい企業 による視察等を行った。

(4) 宿泊施設のバリアフリー化推進

旅館・ホテル等の宿泊施設における客室や共用部のバリアフリー化への支援を行い、訪日外国人旅行者等が安全・安心に利用可能な宿泊施設の提供を促進した。また、補助を行った事業者に対し、2018年(平成30年)8月に作成・公表した「宿泊施設におけるバリアフリー情報発信のためのマニュアル」を利用し、施設のバリアフリー情報を発信するよう働きかけを行った。

12 「東京2020大会」に向けたユニバーサルデザインの推進

(1)「ユニバーサルデザイン2020行動計画」に基づく施策の展開

東京都、特別区等と連携し、皇居外苑(陸上競技会場)周辺等の重点整備区間のバリアフリー化 を促進した。

また、「東京2020大会」関連駅におけるエレベーターの増設・大型化やホームドアの整備等のバリアフリー化を支援した。

さらに、2019年(平成31年)4月に交通事業者向け接遇研修モデルプログラムを公表した。事業者等に周知を行い、「障害の社会モデル」の理解や障害当事者参画を組み込んだ接遇研修の構築の働きかけを行った。その結果、研修実施団体が当該モデルプログラムの要素を盛り込んだ新研修プログラムの作成を進めるとともに、交通事業者の自社研修において活用が見られた。

(2) ユニバーサルデザインの街づくり

a) ユニバーサルデザインの街づくりの推進

2019年(平成31年)4月に「移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン」を作成・公表するとともに、市町村による移動等円滑化促進方針策定を推進した。また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律(平成30年法律第32号)」が2019年(平成31年)4月に全面施行されたことに伴い「公共交通移動等円滑化基準」及び「バリアフリー整備ガイドライン」の改訂を行った。さらに、「バリアフリー整備ガイドライン」について、更なるスパイラルアップを図るため、2019年(令和元年)10月及び2020年(令和2年)3月に改訂を行った。加えて、2020年(令和2年)2月には、ハード対策に加え、移動等円滑化に係る「心のバリアフリー」の観点からの施策の充実等ソフトの対策を強化する「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律案」を第201回国会に提出した。

b) 道路におけるバリアフリー化の推進

道路の新設又は改築を行う際に「道路移動等円滑化基準」に適合させなければならない特定道路について2019年(令和元年)7月に約2,740kmを追加指定し、全国の主要鉄道駅や観光地周辺等の道路のバリアフリー化を促進した。

また、鉄道との結節点における駅前広場等において、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・ 勾配の改善、視覚障害者誘導用ブロックの整備等に対して重点的に支援を実施した。

例えば、神奈川県横浜市において、鉄道との結節点である大船駅駅前広場の整備に併せて、待ち合わせ空間等の整備を実施するなど、利用しやすい道路空間の整備を促進した。

さらに、高速道路のサービスエリア、「道の駅」における子育て応援施設の整備を引き続き推進し、2020年(令和2年)3月末時点で高速道路のサービスエリア192箇所、国が整備した「道の駅」82箇所にベビーコーナーが設置された。

c) 障害者用トイレの適正利用の推進

2019年(令和元年)11月~12月に、トイレ利用マナー啓発のキャンペーンを実施し、公共交通事業者等の協力の下、ポスターの掲示、チラシの配布及びSNSを活用した声かけを行った。また、「バリアフリー教室」において、障害者用トイレ等の利用に関するテーマで講義を行うことにより、マナー啓発を行った。

d) 観光スポットにおけるバリアフリー化の推進

「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業」により、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光スポットの段差の解消を支援し、2020年(令和2年)3月末時点で1件の補助金交付決定を行った。

e) 観光地のバリアフリー情報提供の促進

2019年(平成31年)4月に「観光地におけるバリアフリー情報の提供のためのマニュアル」を公表し、観光協会等に周知した。また、本マニュアルを参考に、観光庁においてバリアフリー飲食施設ガイドの作成を進めた。

f) 鉄道におけるバリアフリー化の推進

車椅子使用者の単独乗降と列車の安全確保を両立しうる段差・隙間等について検討を行い、2019年(令和元年)8月、それらの目安や整備の方向性等をとりまとめるとともに、同年12月から、山手線内を中心に単独乗降しやすい駅を路線図上で分かりやすく示したバリアフリーマップをウェブサイトに公表した。

また、2019年(令和元年)12月に「新幹線のバリアフリー対策検討会」を開催し、検討会の下で開催したワーキンググループで具体的な施策の検討を進め、2020年(令和2年)3月に車椅子用フリースペース(仮称)の設置やウェブサイトからの予約方法の改善等についての中間とりまとめを行った。

g) 図柄入りナンバープレート制度の活用

2017年(平成29年)10月から交付を開始した「東京2020大会」特別仕様ナンバープレートについて、ポスター・チラシ及びサンプルプレートを活用して、イベント等の機会を捉えてPRを行った。

また、寄付金管理団体が助成するUD(ユニバーサルデザイン)タクシー及びノンステップバスの整備促進に向けた寄付金活用事業が開始された。

h) 道路案内標識改善の推進

「東京2020大会」会場周辺エリア等において、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた道路標識改善の取組方針」に基づき、英語表記改善やピクトグラムの活用等による道路案内標識の改善を推進し、2019年(令和元年)6月末時点で、9都道県⁴⁰において、約14,000枚の標識改善を行った。

さらに、全国にもインバウンド効果を波及させるため、全国の標識適正化委員会等において標 識改善の取組方針や英語表記規定の作成による、道路標識の改善を推進した。

(3) ユニバーサルツーリズムの促進

観光案内所で、宿泊施設のバリアフリー情報のきめ細やかな発信を可能とするための実証事業において、2019年(令和元年)6月及び9月にモデル事業を実施する5団体の選定を行い、2020年(令和2年)2月末までに事業が実施された。同年3月、「ユニバーサルツーリズム促進事業審査・評価委員会」において、各団体の事業について評価・検証を行った。

(4) ICTを活用した歩行者移動支援の普及促進

施設や経路のバリアフリー情報等の移動に必要なデータを、多くの方の参加により、効率的に収集する新たな手法等の検討を実施した。

また、移動支援サービスの普及を促進するため、渋谷駅において民間主体による屋内電子地図及 び測位環境の整備を支援し、民間アプリを活用した屋内外シームレスなナビゲーションサービスの 実証実験を実施した。

(5) 障害者の芸術・文化活動支援

「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(平成30年法律第47号)」を踏まえ、芸術文化

活動(美術、演劇、音楽等)を通した障害者の社会参加を一層推進するため、地域における障害者の芸術文化活動への支援(相談、研修、ネットワークづくり等)を強化し、全国に展開した。また、新潟県で開催した全国障害者芸術・文化祭にコーディネーターを配置し、各地域15都道府県でのサテライト開催との連携促進を行い、全ての人が文化芸術に親しみ、才能や個性を生かして活躍できる場を提供した。

さらに、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」に基づき、障害者による文化芸術の観賞や創造、発表の機会の拡充、作品等の評価を向上する取組等、共生社会を推進する取組(45件)を採択した。

13 地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大

(1) 地方における消費税免税店数の増加

業界団体等の講演及び地方運輸局、地方公共団体等が参加する会議の場で、外国人旅行者向け消費税免税制度の周知を行うことを通じて、免税店の更なる拡大を図った結果、2019年(令和元年)10月1日時点の地方部の免税店数は19.883店まで増加した。

また、免税販売手続の電子化の円滑な実施に向けて、システム事業者の情報等、関連情報を掲載したウェブサイトの公開や、制度周知のパンフレットの公表を行い、併せて既存の免税店事業者へ送付を行った。さらに、同年10月に電子化に係る事前届出手続の受付等を開始した。

(2) 商店街等に対する支援

商店街において、免税対応施設及びゲストハウスの整備や店舗の多言語化等の訪日外国人旅行者をはじめとした、地域外の新たな需要を効果的に取り込む取組に対して支援を行った。例えば、新町商工連盟(岡山県井原市)において、空き店舗等を活用した飲食店、宿泊施設等の整備と併せたイベント開催を支援した。

また、中心市街地においては、訪日外国人旅行者等の需要を取り込むため、地域の食材を活用したレストランの整備やインバウンド対応型観光情報コーナー、コンベンション施設等を有する宿泊施設の整備(大阪府高槻市)等に対して支援を行った。

(3) 優れた地方産品等の活用による地方への誘客

民間企業が自立化して実施している、優れた地方産品を514品目選定している「The Wonder 500」事業の実施に協力した。

(4) 伝統的工芸品産地への訪日外国人旅行者の受入促進

伝統的工芸品の各産地が、通訳案内士やホテルコンシェルジュ、旅行業関係者、観光関係学部の学生等に対して伝統的工芸品の知識や産地の魅力を理解してもらうためのセミナーを開催し、伝統的工芸品産業振興協会を通じてこれらの開催費用を支援した。また、同協会は、2016年(平成28



年)に開設したパリ及び2019年(令和元年)11月に開設した中国・重慶の各ショールームにおいて展示会・実演会等を実施し、日本の伝統的工芸品に関心のある外国人にPR活動を行った。さらに、産地の風景や工房で職人が制作する様子を撮影した動画を、YouTubeで放映した。その結果、2020年(令和2年)3月末現在、外国人の受入可能な伝統的工芸品産地は57箇所となった。

(5) 保税売店の市中展開による買い物魅力の向上

2019年度(令和元年度)において、利用者増加に伴い空港内カウンターの拡張、スタッフ増員、 多言語のパンフレットの設置、福岡空港における案内マップによる空港内カウンターの周知、羽田 及び成田空港におけるリーフレットによる空港内カウンターの周知等の取組を行った。

(6) 消費や投資を促進する観光地高度化計画の策定の推進

観光地マスタープランについて、水平展開促進のため、2018年度(平成30年度)の成果を2019年度(令和元年度)に、ウェブサイトに掲載した。国内観光リゾート地の更なる高度化を推進するため、2つのモデル地域(会津若松、鎌倉)において「スマートリゾート戦略」を策定するとともに、水平展開の手法についても検討した。

第2節 交通機関

1 「地方創生回廊」の完備

- (1) 新幹線・高速道路等の高速交通網の活用
 - a)「ジャパン・レールパス」の購入環境整備

インターネットを通じた「ジャパン・レールパス」の購入及びこれに基づく指定席の予約実現 に向け、検討を進めた。

b)ICカードの導入等による地方誘客促進

訪日外国人旅行者受入環境整備に積極的に取り組む地域において、公共交通機関におけるストレスフリーで快適に旅行できる環境を整備することとしており、旅行者のニーズに沿った共通乗車船券等の造成について、2事業支援した。

あわせて、2019年(令和元年)9月から、訪日外国人旅行者向けICカード「Welcome Suica」及び「PASMO PASSPORT」が発売された。

c) 新幹線全駅の観光拠点としての機能強化

日本政府観光局が認定している外国人観光案内所の推進、手ぶら観光カウンターの設置等促進 について、新幹線駅における観光拠点としての機能強化のため、関係事業者への働きかけを推進 した。

d) 交通モード間の接続(モーダルコネクト)の強化

2016年(平成28年)4月に開業したバスタ新宿をはじめとして、官民連携により交通結節機能を強化する集約型公共交通ターミナルを展開する「バスタプロジェクト」を推進しており、国道15号品川駅西口基盤整備が2019年(平成31年)4月に事業化した。

e)「高速道路ナンバリング」の整備推進

高速道路の路線名に併せて路線番号を用いて案内する「高速道路ナンバリング」に対応する道路案内標識を、「東京2020大会」までの整備完了に向け推進した。結果、2019年(令和元年)6月末時点で約14,000枚整備完了となった。

f) 道路案内標識における英語表記改善

地図を用いた案内標識(地図標識)を交通結節点や観光地に設置するとともに、標識の英語表記の統一にあたり国土地理院や観光庁のガイドラインを考慮するよう2019年(令和元年)10月に標識設置基準を改定し、訪日外国人旅行者等の公共交通機関の乗り換えやまちあるき等の支援を推進した。

また、道路案内標識と国土地理院がウェブサイト上に公開した地図「地理院地図」(英語版 20 万レベル等)における「道路関連施設」や「山等の自然地名」の整合を図るために、各都道府県の「道路標識適正化委員会」での使用地名について、関係機関と調整を行った。

g) 交差点名標識への観光地名称の表示

観光地に隣接する又は観光地へのアクセス道路の入口となる交差点の交差点名標識に観光地名称を表示する標識の改善を推進し、2019年(令和元年)6月末時点で約6,400枚改善した。

h) 規制の弾力化等を通じた多様なアクセス交通の実現

訪日外国人旅行者をはじめとする観光需要が見込まれ、周辺の旅客船事業者に悪影響を及ぼさないと認められる航路において、「インバウンド船旅振興制度」を創設し、2020年(令和2年)3月末までに粟島〜新潟航路等の5航路を承認等するなど、新サービス創設の支援を行った。

また、愛知県南知多町日間賀島で観光協会が実施主体となり、2019年(令和元年)7月20日より、公共交通機関が無い島内の観光客の移動手段として、自家用有償観光旅客等運送を開始した。

(2) 訪日外国人旅行者向け周遊ドライブパスの充実

高速道路会社等が、レンタカーを利用する訪日外国人旅行者向けに、全国及び北海道エリア等地域ごとに高速道路の周遊定額パスを実施した。また、これらの周遊定額パスの利用状況の分析を行い、諸外国においてPRを行うなど、利用者の増加を図った。

(3) 中山間地域における「道の駅」等を拠点とした自動運転サービスの実験・実装の推進

自動運転車の走行空間の確保方策の検証や、持続可能なサービスを提供するためのビジネスモデル構築等のため、2019年度(令和元年度)は、長期の実証実験(約 $1\sim2$ 箇月)を3箇所 41 で実施するとともに、同年11月から秋田県の「道の駅かみこあに」において、実験結果を踏まえた社会実装を開始した。

(4) 訪日外国人旅行者のレンタカー利用時における安全性及び利便性の向上

急増する訪日外国人のレンタカー利用による事故を防止するため、ETC2.0の急ブレーキデータ等を活用したピンポイント事故対策を講じる実験地域として、2017年(平成29年)9月7日に那覇空港を中心とする地域等の5地域を選定し、2019年度(令和元年度)は、新千歳空港地区、中部国際空港地区、福岡空港地区及び那覇空港地区にて対策及び実験を実施した。

また、大手レンタカー事業者等において、安全運転啓発動画を配信するとともに、交通ルール等を記載したドライブマップ等を新規に作成する際に支援を実施した。さらに、全国レンタカー協会のドライブ支援アプリの開発に対し支援を実施した。加えて、レンタカー等を運転する訪日外国人

⁴¹ 道の駅コスモール大樹(北海道広尾郡大樹町)、道の駅ひたちおおた(茨城県常陸太田市)及び道の駅奥永源寺渓流の里(滋賀県東近江市蓼畑町)を拠点に実施

向けに、安全運転啓発動画を作成したほか、基本的な交通ルールの注意点を掲載したリーフレットを作成して都道府県警察を通じて配布した。また、ドイツの関係機関に働きかけ、2020年(令和2年)1月からドイツの運転免許証に添付する日本語の翻訳文を同国で作成することができるようにした。

(5) 道外事業者との連携による北海道での観光列車の充実

2019年(令和元年)7月から9月にかけて、JR東日本及びJR貨物の協力の下「風っこそうや」号の運行が実施された。また、2020年(令和2年)1月には、同年8月から9月に東急電鉄等の協力の下で北海道内で運行予定の「THE ROYAL EXPRESS」の運行概要が公表された。2019年度(令和元年度)においては、両事業の実現までの調整過程、事業の実施状況等を基に、今後の観光列車の運行に関わる実証調査を実施した。

(6) 訪日外国人旅行者を対象とした地方部における鉄道利用促進

2018年度(平成30年度)に策定した「外国人観光旅客を対象とした地方部における鉄道利用促進に向けたガイドライン」を製本化し、鉄道事業者118社、観光地域づくり法人(DMO)123法人及び沿線地方公共団体311市町村の計552箇所に配布した。

また、第三セクター鉄道等協議会や日本民営鉄道協会地方交通委員会を活用し、地方鉄道事業者に対するガイドラインの周知を図った。

さらに、補助事業を通じて多言語対応をはじめとする受入環境整備、観光列車の導入等への支援 を実施したほか、日本政府観光局ウェブサイトへの地方鉄道のコンテンツ掲載に取り組んだ。

(7) 地域の多様な主体の連携による観光地までの交通アクセスの充実・創出の推進

2020年(令和2年)1月24日の金曜日の深夜に、大阪メトロ御堂筋線の終電延長を実施し、沿線エリアにおける夜間の消費動向や人口流動、交通需要に与える影響を外国人と日本人の属性に分けて、ビッグデータ等を活用して調査した。

あわせて、深夜運行の実施に際しての鉄道事業者側の課題や対応策についても確認を行った。 さらに、2019年度(令和元年度)より、訪日外国人旅行者のニーズが特に高い多言語対応、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッシュレス決済対応等の取組を一気呵成に進める取組に対し、公共交通事業者等に支援を実施した。

また、令和2年度政府予算において二次交通について多様な移動ニーズにきめ細やかに対応する 新たな交通サービスの創出等のための補助制度を創設した。

(8) 自家用有償旅客運送の実施の円滑化

自家用有償旅客運送について、訪日外国人旅行者を含む観光ニーズへも対応するため、地域住民のみならず観光客を含む来訪者も対象として明確化すること等を盛り込んだ「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案」を第201回通常国会に提出した。

(9) 北方領土隣接地域への訪日外国人旅行者の周遊促進

北方領土隣接地域の観光振興を図るため、地域の観光情報(観光地、食、文化等)と安全・安心なドライブに役立つ情報(道路情報等)を、一元的かつ多言語でスマホ用アプリ等により情報発信することを2019年(令和元年)10月から開始した。これにより、当該地域における訪日外国人

旅行者の広域的なドライブ周遊観光の促進を図った。

2 公共交通利用環境の革新

(1) 訪日外国人旅行者が安心して利用できる公共交通利用環境の実現に向けた取組

a) 主要な公共交通機関の海外インターネット予約の促進

2018年度(平成30年度)に全ての新幹線及び全国のJR特急について海外からのインターネット予約化を実現した。

b)経路検索に必要な情報整備の促進

「標準的なバス情報フォーマット」の導入促進を図るため、中小の交通事業者等を対象とした 各地方運輸局等における講習会等を開催した。

また、令和2年度政府予算において、交通事業者におけるデータ化の推進に係る補助制度を創 設した。

c)都市交通ナンバリングの充実

首都圏、中京圏、近畿圏、北部九州圏のほか、JR北海道(約8割)、JR四国(全駅)において 導入しており、全国の約半数の駅で導入済みとなった。

「乗合バスの運行系統のナンバリング等に関するガイドライン」を、業界団体・地方運輸局を 通じて事業者等の関係者に対して周知を図った。

d)世界水準のタクシーサービスの充実

タクシーの相乗りのルール化を2020年(令和2年)3月に図った。また、配車アプリの多言語対応や海外配車アプリとの連携の強化については、海外の配車アプリが国内タクシー会社との連携を進め、多言語対応タブレットや、キャッシュレス端末の導入支援を行った。さらに、東京タクシーセンターにて、訪日外国人旅行者に対応するための接遇研修及び「外国人旅客接遇英語検定」を引き続き実施した。加えて、接遇研修修了者には発光式入構表示板及びステッカーを交付し、それを車体に表示することで見える化を図った。また、外国人対応乗り場については、乗り場の新設や改善の参考とするため、既存の乗り場において利用状況の調査を行った。

e) ユニバーサルデザインタクシー等の導入促進

タクシーのバリアフリー車両について、車両の購入に係る財政・税制上の支援制度を活用して 導入の促進を図った。

f) プライベートリムジンの導入環境整備

プライベートリムジンの認知度向上に向けて、訪日外国人旅行者等にも認識しやすいシンボルマーク案を作成した。

(2) 手ぶら観光の推進

手ぶら観光カウンターを566箇所(2020年(令和2年)3月31日現在)(うち免税品の海外直送可能なカウンターは31箇所)に増加させた。一方、一時預かりの利用は約4万個/月から約6万個/月と順調に増加したものの、配送は約11万個/月から約8万個/月と減少した結果、訪日外国人旅行者の利用は約15万個/月(2018年(平成30年))から約14万個/月(2019年(令和元年))

となった。

また、同年12月から2020年(令和2年)3月までの間、「まちなか」におけるコンビニ等にお いて実証事業を実施し、ウェブサイトや店頭のタブレット端末等を活用した簡便な予約・受付・決 済システムの導入を可能とする方策の検討を行うとともに、補助事業によりカウンターの整備・機 能向上を促進した。

(3) 新幹線の無料 Wi-Fi 環境等の整備促進

無料Wi-Fiについては、2019年度(令和元年度)までにほぼ全ての新幹線車両で導入を完了した。 また、トイレの洋式化については、同年度までに、東海道新幹線では全車両、山陽新幹線でもほぼ 全てのトイレの洋式化を完了した。

(4) 訪日外国人旅行者のストレスフリーな交通利用環境の実現

「外国人観光旅客の来訪の促進等による国際観光の振興に関する法律(平成9年法律第91号)」 に基づく「外国人観光旅客利便増進措置」については、2019年(令和元年)5月に305の公共交 通事業者等が作成した実施計画をとりまとめ、各事業者等における交通利用環境の整備の取組を促 進した。2020年(令和2年)2月に観光庁において指定区間⁴²の見直しを行い(鉄道85事業者 239区間、バス134事業者248区間、エアライン17事業者、空港ビル65事業者64空港、旅客船 35事業者33区間、旅客船ターミナル7事業者3港)、これを受けて同年3月から公共交通事業者 等が実施計画の見直しに着手した。

2019年度(令和元年度)より、鉄道、バス、航空事業者等が実施する訪日外国人旅行者のニー ズが特に高い多言語対応(英語、中国語及び韓国語)、無料Wi-Fiサービス、トイレの洋式化、キャッ シュレス決済対応等を一気呵成に進める取組に対して支援した(2020年(令和2年)3月末時点 で106線区)。

(5) 訪日外国人旅行者の移動に関するデータ (FF-Data) の整備

訪日外国人旅行者の国内訪問地間の移動や利用交通機関等の実態が把握可能なデータ(FF-Data) について、2019年(令和元年)5月に、高度な分析に資する情報として性別・年代別情報を追加 した2017年(平成29年)データを、国土交通省ウェブサイトを通じて公表し、データ内容の拡 充を図った。また、2020年(令和2年)3月には2018年(平成30年)分データを公表した。

(6) 相互利用可能な交通系ICカードの普及促進

訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業等により、鉄道事業者、バス事業者等に対して全国 で相互利用可能な交通系ICカードの導入に対する支援を行った。

(7) 安全対策を前提とした貸切バスの利用促進

臨時営業区域の特例措置については、2020年(令和2年)3月に事故率や需要動向を踏まえて 再延長を検討し、2021年(令和3年)3月末まで延長した。

また、安全コストを阻害する過大な手数料等による実質的な下限割れ運賃の対策については、 2019年(令和元年)6月に省令及び告示改正により運送引受書の記載事項に手数料額を追加する など手数料取引を明確化し対策を強化した。

さらに、85項目に及ぶ「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」を着実に実施しており、実施状況については同年7月に検討委員会でフォローアップを行った。

(8) 外国人目線での観光地型 MaaS の実装の推進

2019年(令和元年)6月に、MaaS⁴³等の新たなモビリティサービスの推進を支援する「新モビリティサービス推進事業」において公募を行い、全国の牽引役となる先駆的な取組を行う「先行モデル事業」を選定し、全国19箇所(うち観光地型MaaS8箇所)で実証実験への支援を行った。

また、地方運輸局等実証事業を通じて東北運輸局が三陸鉄道を中心とした釜石エリアで、観光施設情報や目的地までの経路検索と交通サービスの予約・決済を一体で提供する観光地型MaaSに取り組んだ。

(9) 先端技術を活用した新たな乗車決済環境の整備の促進

スマートフォンを使用して、自動券売機等のQRコード決済サービスを開始に向けて検討を進めた。

(10) 新幹線トンネル内等における携帯電話利用環境整備の推進

鉄道トンネル等の電波が遮へいされる場所においても携帯電話が利用できるようにするため、「電波遮へい対策事業」を実施しているところ、このうち、新幹線トンネルについては、2019年度(令和元年度)は13事業(北海道、東北、秋田、山形、上越及び九州の各新幹線内のトンネル)、在来線トンネルについては、7事業(中央本線内のトンネル)について交付決定し、事業を開始した。

2020年(令和2年)3月末時点で、新幹線トンネルの全区間1,105kmのうち約1,050kmで携帯電話の利用を可能にした。

3 非常時における訪日外国人旅行者への情報提供の充実

2019年(平成31年)1月30日に策定・通知された「異常時における訪日外国人旅客への情報提供(新幹線)に係る対応指針」に基づき、多言語(英語、中国語及び韓国語)による駅構内・車内放送及びウェブサイトの充実、QRコードの活用等による情報提供実施の徹底を図った。

また、空港における自然災害対策に関する検討委員会において、A 2 -BCP⁴⁴について検討を重ね、空港管理者等の参考となる A 2 -BCPガイドラインをとりまとめた。本ガイドラインに基づき、主要空港以外の地方空港も含めた全国の各空港において、2020年(令和 2 年)3 月末までに A 2 -BCPを策定するよう要請した。A 2 -BCPにおいて、航空旅客等への多言語による情報提供や、滞留者数の把握、滞留スペースの確保、飲食物、毛布等の物資提供等の滞在環境の確保について盛り込み、非常時に空港利用者が適切に情報を収集し、場合によっては安心して空港内に滞在できるよう、利用者の視点に立った計画とした。

4 空港アクセスの改善

(1) 空港アクセスの利便性向上

特例を活用した空港アクセスバスとして運行が開始された福岡市(定時便 2017年(平成29年) 4月~)と北九州市(臨時便 2018年(平成30年)1月~)については引き続き、運行を継続し、 空港利用者の利便性向上を図っている。

⁴³ Mobility as a Serviceの略

⁴⁴ 災害時の空港機能の保持及び早期復旧に向けた目標時間、関係機関の役割分担等を明確化した計画のこと。A 2 は、「Airport」と「Advanced」の意。BCPは、Business Continuity Planの略。

(2) 新千歳空港アクセス鉄道のサービスの改善に向けた取組

2020年(令和2年)3月のダイヤ改正において運行本数をこれまでの毎時4本から5本に増加し、輸送力の増強等を図った。また、快速エアポート全車両の車内Wi-Fi環境整備を進めた。

5 旅客施設・車両等のバリアフリー化推進

(1) ユニバーサルデザインの街づくりの推進

【再掲】第Ⅲ部第1章第1節12(2)a

(2) ユニバーサルデザインタクシー等の導入促進

バス・タクシーのバリアフリー車両について、車両の購入に係る財政・税制上の支援制度を活用 して導入の促進を図った。

(3) 空港におけるバリアフリー化の推進

航空旅客ターミナルビル施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化をより一層推進するため、バリアフリー整備ガイドラインや、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化に係る各空港の取組事例を空港管理者や関係事業者に周知した。

》》第3節 文化財・国立公園

1 文化財等における分かりやすい多言語解説等の充実

多様な人が文化財に親しむ環境整備のために、3Dプリンターで再現した、触れられる文化財の展示や多言語によるプロモーション映像の作成等を支援した。東京国立博物館においては、2019年(平成31年)4月に日本の文化や歴史になじみのない訪日外国人旅行者にも分かりやすいように多言語解説板の充実を図った。

2019年度(令和元年度)はAR技術や音声ガイド等を駆使した先進的・高次元な多言語解説の 取組を50件採択し、支援を行った。(2020年(令和2年)3月31日時点)

2 国立公園における多言語解説の整備、充実

観光庁の「地域観光資源の多言語解説整備支援事業」と連携して、2019年度(令和元年度)は34国立公園の45地域協議会で英文解説文を作成し、環境省直轄及び地方公共団体所有の国立公園案内板、ビジターセンターの展示、ウェブサイト等について、Uni-voiceコード等のICTを活用して外国人目線で分かりやすい内容の多言語解説を整備した。

地域観光資源における訪日外国人旅行者にとって分かりやすく魅力的な多言語解説の 整備促進

「分かりやすい多言語解説整備推進委員会本会」を3回並びに文化財、自然及び観光の各分野で「分かりやすい多言語解説整備推進委員会部会」を1回ずつ、計6回開催した。2018年度(平成30年度)からの継続を含め、世界文化遺産19地域、国立公園34公園を含む106地域を選定した。選定した地域において英語解説文を作成し、ノウハウをとりまとめ、指針等の改訂を行った。

また、2019年度(令和元年度)に本事業で作成した解説文を基に10地域で中国語解説文の作成を行った。

》》第4節 農泊

2019年度(令和元年度)(同年度中に166地域を採択)までに515地域を採択し、農泊推進対策の構築を進めるとともに、観光コンテンツの磨き上げ、多言語対応(英語、中国語、韓国語等)、無料Wi-Fiの整備等のインバウンド受入環境整備、滞在施設の整備等、ソフト対策・ハード対策が一体となった支援を実施した。また、農泊地域の魅力を発信する「農泊ポータルサイト」の充実や、国内外に向けた専用サイトに農泊地域の動画や写真を掲載するとともに、日本政府観光局と連携した海外への情報発信を推進した。あわせて、全国7地域で農泊地域の人材を育成する研修会を、また、全国4箇所で農泊の多分野との連携を進めるための研修及びマッチング会を行い、支援地域の取組のバックアップを実施した。



地域の新しい観光コンテンツの開発

>>> 第 1 節 文化財

1 地域の文化財の一体的整備・支援

(1) 地域の文化財の一体的な保存・活用の促進

日本遺産については新たに16件を認定し、これまでに認定されたストーリーの件数は83件となった。日本遺産の認定、各認定地域での人材育成・普及啓発・調査研究・情報コンテンツ作成・活用整備、地域のニーズに合った専門家の派遣による支援、日本遺産全体の認知度向上を目的としたイベント、「日本遺産フォローアップ委員会」における各認定地域の取組の確認・改善促進等を実施し、日本遺産による地域の活性化・観光振興を促進した。2020年(令和2年)3月末までに、地域の文化財を一体とした面的整備等を848件実施し、文化財を中心とする観光拠点を全国に193拠点整備した。また、2019年(平成31年)4月に施行された「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成30年法律第42号)」に基づき、地方公共団体による文化財保存活用地域計画の作成等を61件支援(認定済件数:9件)した。あわせて、文化財保存活用地域計画等に基づいた観光拠点の形成への支援を24件(うち国際観光旅客税2件)行った。また、優良な取組を実施する観光拠点形成のモデル事例創出に向け、関係省庁と連携して3地域の支援を行った。さらに、2019年度(令和元年度)は文化財への先進的で高次元な多言語解説として50件を採択し、支援を行った。

Living History促進事業については、同年度は15件を採択し、歴史的背景に基づいて往時を体験・体感できるような復元事業、展示・体験事業等の取組を支援した。本事業について、文化財保護担当者、「日本版DMO」等に周知したほか、説明会を全国5箇所で開催した。また、日本博ウェブサイトにて同年度採択事業の実施成果を順次公開し、関係者に広く「Living History(生きた歴史体感プログラム)」の好事例の周知を図った。

文化財の磨き上げ事業については、同年度末までに94件の支援が決定した。また、新たに重要 文化財・登録有形文化財である建造物・美術工芸品等の活用整備、美観向上を図るなど、インバウ ンド需要を意識した創意工夫や特色のある取組に対する支援を行った。

(2) 適切な修理周期による修理・整備等の促進

国宝・重要文化財等(建造物・美術工芸品)への適時適切な保存修理への支援とともに、防災施設整備や耐震対策への支援も行った。また、文化財建造物については、文化財の解説板、情報機器の設置や展示、便益・管理のための施設・設備の整備等の特色ある活用の取組に対して支援し、観光資源としての充実及び地域の活性化が図られるよう努めた。

さらに、修理の機会をとらえた現場の公開を各地で行ったほか、修理施設等の公開について、文 化庁ウェブサイト等において広く情報を発信した。

(3) 観光資源としての価値を高める美装化等への支援

重要文化財建造物22件、登録有形文化財建造物37件に対して、美観向上を図る事業に支援を行っ

た。また、重要伝統的建造物群保存地区⁴⁵ 9市町に対し、宿泊やユニークベニュー⁴⁶等の観光目的での利活用に資する事業に支援を行った。さらに、同 9 市町及び重要文化財建造物等17件に対して、文化財の特性に応じてバリアフリー化を進める施設・設備の充実等を支援するとともに、優れた整備事例集を作成・公表した。

(4) 文化財の観光資源としての魅力を磨き上げ、巧みに発信できる人材の育成

文化財の適切な保存・活用や文化財の魅力を巧みに発信できる人材の育成のため、全国の文化財 担当者等を対象とした研修を2019年度(令和元年度)は5回実施した。また、観光振興に関する 内容を含めた学芸員等を対象とした研修(同年度は4回、合計約200名)、知識・技術の取得等を 目的とした海外博物館への派遣(同年度は4名)等、学芸員の資質向上に資する事業を実施した。

(5) 全国の文化財や文化芸術活動を発信するポータルサイトの充実

2018年度(平成30年度)に引き続き、日本博事務局、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会及び東京都と連携し、2019年度(令和元年度)は、試行的に取り組んでいる「Culture NIPPON⁴⁷」ウェブサイト上に、日本博、「東京2020NIPPONフェスティバル」及び「Tokyo Tokyo FESTIVAL」のリンクバナーを新たに掲載するなど、文化プログラム等の一元的な発信を更に進めた。

(6) 美術館や博物館の観覧者の満足度向上

国立美術館における英語での鑑賞ツアー、国立博物館におけるよろいの着用体験等、外国人も参加・体験可能なプログラムを開始した。また、来館者のニーズを踏まえて、ギャラリートーク、一部の館における点字パンフレットの設置、開館時間の延長、期間限定のライトアップイベント等を実施した。さらに、夏期の開館時間を延長し、夜間時間帯に国立・都立の美術館・博物館7館を回って各館の作品・建築等の文化財を実際に鑑賞して、そこに隠された謎を解く「ミステリーラリー」を実施した。加えて、博物館関係者が参加する全国博物館大会等において、国立博物館の開館時間延長の事例を紹介した。また、特別支援学級を対象とした出前講座、校外学習等のアウトリーチ活動や、赤ちゃん・子どものための親子を対象とする鑑賞教育活動を実施した。

あわせて、国立文化財機構文化財活用センターにおいて、高精細複製品、VR等の高度な技術を用いて「びじゅチューン!×きゅうはくなりきり日本美術館」(会場:九州国立博物館)及び「びじゅチューン!×TADなりきり日本美術館」(会場:富山県美術館)を実施した。また、〈冬木小袖〉修理プロジェクトとして、文化財の本格修理を行うためのファンドレイジング⁴⁸活動を開始した。さらに、国立美術館・博物館では文化財の保存・活用等に関する相談対応をしたほか、562施設1,630件の収蔵品貸与を行い、地方館の支援に努めた。

(7) 日本文化の魅力発信及び文化財による地域活性化

羽田空港等の国際空港をはじめとする全国15箇所において、AR等の先端技術を活用した日本文 化コンテンツを整備し、展示等の魅力発信事業を実施した。また、文化財VR等のコンテンツ制作

⁴⁵ 伝統的建造物群保存地区を形成している区域のうち次のいずれかに該当するもの

[・]伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの

[・]伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているもの

[・]伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの

⁴⁶ 歴史的建造物や公的空間等、会議・レセプション・イベント等を開催する際に特別感や地域特性を演出できる会場をいう。

⁴⁷ https://culture-nippon.go.jp/

⁴⁸ 民間非営利団体等が活動資金を、個人、法人、政府等から集める行為の総称

を対象とした先端技術を活用した日本文化の魅力発信事業の事業説明会を東京及び京都で計4回実施し、あわせて、文化財所有者等に対し、当該取組を促進する旨を周知した。

(8) 訪日外国人旅行者が日本の伝統芸能の魅力を体験する機会及び広報の充実

外国人のための歌舞伎等の鑑賞教室である「Discover公演」や、公演に関連した体験型ワークショップを実施するとともに、2019年(令和元年)6月の歌舞伎鑑賞教室では「Multilingual week」を設け、多言語対応の音声ガイド(6箇国語⁴⁹)を整備した。また、同年10月の歌舞伎公演では多言語ポータブル字幕表示機(3箇国・4言語⁵⁰)の貸出サービスを行い、劇場情報に係る多言語化の更なる充実に取り組んだ。

2 文化庁の組織改革等の実施

文化庁の京都への本格移転を見据え、2019年度(令和元年度)は臨時国会期間中に京都で執務 を行うなど、業務のシミュレーションを行った。

3 地域の文化資源を活用した観光振興・地方創生の拡充に向けた対応の強化

文化財保存活用地域計画等に基づいた観光拠点の形成への支援を24件(うち国際観光旅客税2件) 行った。また、優良な取組を実施する観光拠点形成のモデル事例創出に向けて関係省庁と連携し、 3地域(弘前市、丹波篠山市及び長崎市)において国指定等文化財の修理・整備等の支援を行った。

4 我が国の文化の国際発信力の向上

戦略的な国際交流・海外発信を含めた文化行政に求められる新たな政策ニーズに対応することを目指して、地域文化創生本部において、九州大学等の11大学と共同研究事業を実施した。これらの共同研究を通じて研究者ネットワークを構築するとともに、新たな政策課題の実態把握・分析等を行った。

また、芸術祭等の文化芸術事業をコアとし、他 分野との有機的な連携を図ることで継続的に世界 にアピールできる我が国を代表する国際文化芸術 発信拠点を形成する総合的な取組(11件)に対



©Reborn-Art Festival 国際文化芸術発信拠点形成事業にて支援した宮城県で開催 された芸術祭状況

して支援を行った。さらに、我が国の芸術団体が行う海外公演、国際共同制作公演、我が国で行われる国際的舞台芸術イベント等(36件)に対する支援を行った。地域住民や地域の芸・産学官と共に実施する地域の文化芸術資源を活用した取組に対する支援(95件)等を実施した。

5 世界文化遺産の観光への活用

世界文化遺産の所在する地域において、ウェブサイトやパンフレットの多言語化、ターミナル駅でのデジタルサイネージによる情報発信、訪日外国人向けの映像コンテンツ作成等、世界文化遺産を活用した観光振興や地域活性化を図る取組(2件)に対して支援した。

⁴⁹ 英語、中国語、韓国語、スペイン語、フランス語及び日本語

⁵⁰ 英語、中国語 (簡体字・繁体字) 及び韓国語

6 文化芸術資源を活用した地域活性化

地域の実演芸術の振興を牽引する劇場・音楽堂等が行うバリアフリー・多言語対応等の取組を 64件支援したほか、我が国のこれからの文化芸術を担うアートマネジメント人材等を育成するため、 大学における研修等の取組を23件支援した。

7 東京国立博物館における来館者ニーズを踏まえた整備等

東京国立博物館において、2019年(平成31年)4月に、日本文化や歴史になじみのない訪日外国人旅行者にも分かりやすい内容の多言語解説板を拡充した。また、日本の四季に合わせた展示、夜間開館等の取組により常設展の来館者が増加し、外国人来館者は全体の約3割にまで増加した。さらに、同年2月より取り組んでいる庭園の常時開放は、2019年度(令和元年度)も継続して実施した。混雑する特別展では、会期後半を中心に開館時間を30分早めたり、特別展「正倉院の世界」では、待ち時間対策のため共催者と協議して整理券を導入したりするなど、来館者の快適な観覧環境に配慮した。その他、休憩スペースやカフェテリアの拡充、日本文化を体験するプログラムの開催、庭園の整備等、国内外の来館者のニーズに沿った取組を実施した。加えて、京都・奈良及び九州の国立博物館においても多言語化を進めており、このような先進的な取組を積極的に発信するとともに、ほかの博物館に助言を行った。

8 「日本博」をはじめとする文化プログラムの推進

2019年度(令和元年度)「日本博」プロジェクトの公募等を行い、主催・共催型69件、公募助成型69件を採択したほか、参画プロジェクト計289件を認証(2020年(令和2年)3月末時点)した。



「外国人のための歌舞伎ワークショップ」 女方の演技体験(国立劇場)





日本文化体験「日本のよろい!」の様子(東京国立博物館)

9 インバウンドに対応した新たな文化観光拠点の整備

地域における文化観光を推進するため、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光 の推進に関する法律案」を第201回通常国会に提出した。

10 日本美術の名宝の地方展開

「日本博」を契機として、国等が有する地域ゆかりの文化資産を活用した地方博物館における展示等の支援を2020年度(令和2年度)から開始するため、輸送料や保険料、多言語解説や体験型コンテンツの整備等を支援する仕組みを構築した。

11 日本美術の海外輸出の促進

古美術品輸出鑑査業務に関する事務処理の手順を見直し、必要性の低い作業を2019年(令和元年)7月から廃止した。

12 メディア芸術に関する発信の強化

2019年(令和元年)6月に第22回文化庁メディア芸術祭受賞作品展を開催し、我が国が誇る優れたメディア芸術作品を国内外に発信するとともに、国内におけるメディア芸術関連フェスティバルと連携したイベント、シンポジウム等を実施した。また、国内外のクリエイターによる創作活動の活性化を図るため、同年8月より第23回のコンテストの作品募集を行い、海外106の国・地域からの応募を含む3.566作品の応募があった。

第2節 国立公園

1 美しい自然資源の観光資源としての利用促進

(1) 国立公園の受入環境整備推進、管理事務所の体制強化等

17の国立公園において磨き上げた185のアクティビティを含む自然体験コンテンツ、モデルコース等を日本政府観光局グローバルサイト内の国立公園ウェブサイトに掲載することや、2019年(令和元年)10月に開催されたツーリズムEXPOジャパン2019への出展等を通じて、国内外への情報発信を行った。

2019年(平成31年)4月に、3箇所の国立公園(伊勢志摩、吉野熊野及び奄美群島)において、 現地管理体制を強化するため、既存事務所を再編し、国立公園管理事務所を設置した。また、民間 出身の国立公園利用企画官を順次採用し、体制を強化した。

(2) エコツーリズムの推進

自然資源を活用した地域のガイド・コーディネーター等を対象とした集合研修の実施、アドバイザー派遣等の人材育成を支援するとともに、エコツーリズム(ジオツーリズムを含む。)に取り組む地域が実施する自然観光資源を活用したプログラム開発、推進体制の強化等を支援した。2019年(令和元年)10月にツーリズムEXPOジャパン2019へ出展し、旅行業界、地方公共団体等幅広い関係者にエコツーリズムの取組について周知を図った。2019年度(令和元年度)末時点でのエコツーリズム推進全体構想認定地域数は17件であり、2018年度(平成30年度)より2件増加した。

(3) 統一性のある情報提供等の推進及び効率的な利用環境改善

直轄事業及び地方公共団体への交付金により、全国の国立公園において、標識デザインの統一、自然災害等に係る情報提供の多言語化、トイレ等のユニバーサルデザイン化・長寿命化等を実施し、安全で快適な利用環境を整備した。利尻礼文サロベツ国立公園等では、測量時に無人航空機(ドローン)を使用することで、日数の短縮等生産性の向上を図った。また、大山隠岐国立公園の直轄野営場の再整備においてPPP⁵¹を導入し、民間による運営を想定した設計・施工・管理及び運営を一括発注した。

⁵¹ Public Private Partnershipの略。官民連携事業の総称。公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫等を活用し、財政資金の効率的使用や行政の効率化等を図ること。

2 「国立公園満喫プロジェクト」の推進

2018年度(平成30年度)に改訂した「ステップアッププログラム2020」に基づき、自然体験コンテンツの充実、質の高いガイド人材等の育成、公共施設へのカフェの設置等による新たなサービスの提供、利用者負担による保全の仕組みづくり、国内外へのプロモーション等の取組を先行8公園において実施した。また、満足度、消費額等の「質」に係る指標を測るための国立公園利用者向けアンケート調査を実施した。

(1) 自然満喫メニューの充実・支援

2019年(平成31年)4月に、日光国立公園日光湯元ビジターセンターを改修し、「くつろぎスペース」を整備し、地元事業者の試験的な出店による飲食物の提供を実施した。また、阿寒摩周国立公園川湯エコミュージアムセンターの改修に併せてカフェスペースを設置し、観光利用者への情報発信、地域との交流の場づくり等の機能を有するコンシェルジュカフェとして、2019年(令和元年)8月末から営業を開始した。

利用者負担による保全の仕組みについて、7国立公園で調査・検討を進めた。西表石垣国立公園の竹富島では、「地域自然資産区域における自然環境の保全及び持続可能な利用の推進に関する法律(平成26年法律85号)」に基づく入域料収受の取組を開始した。また、大山隠岐国立公園及び妙高戸隠連山国立公園の登山者を対象とした協力金の収受に係る社会実験を実施した。

(2) 上質感のある滞在環境の創出

2020年(令和2年)3月までに5国立公園⁵²において、民間事業者と連携してグランピング⁵³事業を実施した。また、多様な宿泊形態に対応するため、2019年(令和元年)9月に分譲型ホテル等を宿舎事業として認可する審査基準を新たに作成した。

(3) 海外への情報発信強化

日本政府観光局グローバルサイト内の国立公園ウェブサイト⁵⁴やSNSにて、動画や画像を活用して国立公園の最新情報を発信したほか、国立公園における楽しみ方を紹介した記事をメディアに掲載し、誘客を促進した。

また、同ウェブサイトにおけるコンテンツの拡充を行い、OTA⁵⁵やコンテンツ事業者のウェブサイトと連携することでサイトからコンテンツを予約できる環境を整えた。さらに、ユーザーに対し、ウェブ広告、SNS及びメディア記事と連動したデジタルマーケティングを行い、より親和性の高いターゲット層の分析を行った。

(4) 観光資源の有効活用を目的とした一体的な取組

8つの国立公園でそれぞれ策定した「ステップアッププログラム 2020」を踏まえながら、関係省庁の交付金等も活用しつつ、受入環境整備や国立公園の魅力発信等、観光資源の有効活用に向けた一体的な取組を推進した。

また、他地域のモデル事例となる、滞在期間の長期化、消費額の増加等につながる国立公園をテーマにした周遊の促進や自然体験コンテンツの上質化・磨き上げといった取組を支援する事業を7件採択し、支援を開始した。

⁵² 阿寒摩周国立公園、十和田八幡平国立公園、大山隠岐国立公園、霧島錦江湾国立公園及び足摺宇和海国立公園

^{53 「}グラマラス(豪華な)」と「キャンピング」を合わせた造語

⁵⁴ http://www.env.go.jp/park/

⁵⁵ Online Travel Agent の略。インターネット上だけで取引を行う旅行会社のこと。

さらに、国立公園の魅力を民間企業・団体と連携して世界に発信する国立公園オフィシャルパートナーシップについて、2019(令和元年)年7月に観光地域づくり法人(DMO)2社を含む14社と新たに締結して合計75社となり、情報共有と取組促進により更なる連携強化を図った。

3 新宿御苑における国立公園の情報発信強化

国立公園満喫プロジェクトの一環として、新宿御苑において全国の国立公園への誘客を図るため、新宿御苑インフォメーションセンターをリニューアルし、国立公園の魅力を大画面で訴求する映像設備やデジタル技術を活用した体験型展示、国立公園案内カウンター、物販設備等を設置する取組を進めた。

4 野生動物観光のコンテンツづくり推進

インバウンドを対象とした野生動物を観察するツアーの開発、プロモーション等を支援するため、2020年(令和2年)3月までに12件の取組に対して補助金の交付を決定した。

また、野生生物保護センター3件について、現在非公開としている傷病個体を収容している場所 を公開するため、館内の改修設計を行った。

5 利用拠点の滞在環境の上質化

2019年度(令和元年度)は、地域の関係者による国立公園の利用拠点計画の策定に向けた検討を7箇所で進めるとともに、既に面的な計画が検討されている利用拠点において、跡地の民間活用を前提とした廃屋撤去を2箇所、Wi-Fi環境整備等のインバウンド対応機能向上を2箇所、施設の外観修景等の文化的まちなみ改善を4箇所で実施した。

6 ビジターセンターのインバウンド対応機能強化等

11国立公園のビジターセンターにおいて、アクティビティ等の情報を多言語で提供する機器を2019年度(令和元年度)中に設置した。また、6国立公園のビジターセンター等において、VR等のデジタル展示を2019年度(令和元年度)中に導入した。

》》第3節 公的施設・インフラ

1 我が国の歴史や伝統に溢れる公的施設の公開・開放

(1) 迎賓館赤坂離宮(東京都港区)

2019年度(令和元年度)も、迎賓館赤坂離宮において接遇等に支障のない範囲で一般公開を通年で実施した。また、6箇国語⁵⁶対応となった音声ガイドを周知、活用するとともに、新たに制作した迎賓館PR動画(日本語及び英語)を活用し、Twitter等を用いて一般公開に係る広報を行った。2020年(令和2年)1月1日~3日は初めての年始の一般公開企画として、庭園の無料一般公開を実施した。また、天皇陛下御即位慶祝行事の一環として祝賀御列の儀で使用されたオープンカーの展示を2019年(令和元年)11月~2020年(令和2年)1月まで行った。さらに、迎賓館所有の古楽器であるエラールピアノを使用した初めての演奏会付参観(14回)や、館内で初となる飲食(アフタヌーンティー)付参観(3回)を実施した。加えて、迎賓館を貸し切って行う特別ガイ

ドツアー(2019年(令和元年)9月に2日間)や、季節等に応じた特別企画に併せた夜間公開(15日間)、時節に合わせた企画を行う特別展(2019年(令和元年)7~9月、2020年(令和2年)1~3月)を実施した。

迎賓館赤坂離宮前に新たに整備する休憩所については、2020年(令和2年)4月中旬の運営開始を目指し、2019年(平成31年)4月にカフェ事業者を決定し、2020年(令和2年)3月に施設整備を完了した。

迎賓館の貸出を行う「特別開館」については、2019年度(令和元年度)は、使用希望はあった ものの、開催時期等の利用要件を満たす事業がなく未実施となったが、事業発掘のため、あらゆる 機会を捉え、民間事業者に向けた制度説明等、「特別開館」に係る情報提供に努めた。

(2) 京都迎賓館(京都府京都市)

2019年度(令和元年度)も、京都迎賓館において接遇等に支障のない範囲で一般公開を通年で実施した。また、新たに制作した迎賓館PR動画(日本語及び英語)を活用し、Twitter、YouTube等を用いて一般公開に係る広報を行った。2020年(令和2年)3月にスペイン語を加え、6箇国語が対応となった参観アプリについて、ウェブサイト上や館内で周知することにより積極的な活用促進を図った。さらに、「京都迎賓館文化サロン」⁵⁸(2019年(令和元年)7月、9月、2020年(令和2年)2月)や、通常非公開の部屋の公開や通常参観とは異なる体験を含む特別ガイドツアー(20日間)、迎賓館を貸し切って行う特別ガイドツアー(8日間)、季節等に応じた特別企画に併せた夜間公開(6日間)を実施した。加えて、天皇陛下御即位慶祝行事の一環として祝賀御列の儀で使用されたオープンカーの展示を2020年(令和2年)1~3月まで行うとともに、令和最初の天皇誕生日(同年2月23日)に合わせてオープンカーの無料公開を実施した。

迎賓館の貸出を行う「特別開館」については、2019年度(令和元年度)は、使用希望はあった ものの、開催時期等の利用要件を満たす事業がなく未実施となったが、事業発掘のため、あらゆる 機会を捉え、民間事業者に向けた制度説明等、「特別開館」に係る情報提供に努めた。









迎賓館赤坂離宮及び京都迎賓館の一般公開の状況

(3) 総理大臣官邸(東京都千代田区)

「児童又は生徒を対象とする特別見学」については、官邸ウェブサイトにて参加者を募集し、執務に支障のない範囲で、毎月2日間(土曜日及び日曜日)、夏休み期間中である8月は土曜日及び日曜日を含む9日間、1年間で合計88回実施し、抽選により選ばれた95校2,630人が参加した。

(4) 皇居(東京都千代田区)

1回当たりの参観定員は引き続き500人とし、土曜日の参観や、事前予約のほか当日受付も実施した。また、日本語を含む6箇国語⁵⁹対応の音声ガイドアプリの周知・活用を行った。さらに、

⁵⁷ 日本語、英語、中国語、韓国語、フランス語及びスペイン語

⁵⁸ 迎賓館にゆかりのある講師が、日本の伝統技能や文化に関する講演、ガイドツアーを行う催し

⁵⁹ 日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語

2019年(令和元年)8月よりフランス語及びスペイン語のパンフレットを作成し、配布を開始した。 乾通り一般公開については、春季は2019年(平成31年)3月30日~4月7日の9日間(参観 者数380.040人) 実施した。秋季は、2019年(令和元年)11月30日~12月8日の9日間(参観 者数381,173人)、大嘗宮一般参観(参観者数782,081人)と同時に実施した。

(5) 皇居東御苑(東京都千代田区)

2019年(令和元年)6月1日より、皇居東御苑の開園時間を延長することとし、3月1日~4 月14日は30分の延長、4月15日~8月末日は60分の延長、9月1日~9月末日は30分の延長 とした。

また、富士見多聞の公開、富士見櫓前の開放を実施するとともに、日本語を含めた6箇国語の音 声ガイドアプリを周知・活用するなど、ガイダンスの強化・拡充を行った。さらに、同年8月には 英語表記の質を向上させた案内板を設置した。

(6) 三の丸尚蔵館(東京都千代田区)

三の丸尚蔵館に収蔵されている皇室の貴重な美術品等の公開拡充に向けて、「三の丸尚蔵館収蔵 品の保存・公開の在り方に関する有識者懇談会 | においてとりまとめられた提言を基に、引き続き、 文化庁の地方展覧会や地方の美術館・博物館への作品貸出を13件行った。

また、2020年(令和2年)1月に長官官房参事官の増置及び研究職(学芸員)増強を行い、組 織強化を図るとともに、展示面積の拡大等を図るため、2019年(令和元年)7月より三の丸尚蔵 館新施設の工事に着手した。

(7) 京都御所(京都府京都市)

通年で参観者数制限のない一般公開を実施するとともに、日本語、英語及び中国語のガイド案内を 行い、日本語を含む6箇国語⁶⁰対応の音声ガイドアプリ及び参観ウェブサイトの周知・活用を図った。 また、2019年(令和元年)8月から、文化的建造物の修繕、美観への配慮といった観点に留意 しながら、京都御所清涼殿整備工事(2022年(令和4年)3月完了予定)を行い、劣化している 清涼殿襖絵の模写にも着手した。

(8) 京都仙洞御所・桂離宮・修学院離宮(京都府京都市)

通年で参観を実施するとともに、当日受付を行い、日本語を含む6箇国語⁶¹対応の参観ウェブサ イトの周知・活用を行った。桂離宮については、1日当たり24回(1日当たり総定員480人)の ガイド参観(外国人専用の英語ガイド参観を含む。)を有料(18歳以上1.000円)で行った。

また、2019年(令和元年)10月13日に、皇室の伝統や文化への理解をより一層深めることを 趣旨として「桂離宮観月会」を試行した。

(9) 御料牧場(栃木県塩谷郡高根沢町)

これまでの実施を踏まえ、展示パネルの増加による展示物の充実、地元の地方公共団体の協力に よる地域振興を図りつつ、2019年(平成31年)3月に作成した御料牧場紹介動画を活用し、 2019年(令和元年)9月26日・27日の2日間で各2回、合計4回の地域住民以外の方が参加で きる見学会を実施し、159名の参加があった。

⁶⁰ 日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語61 日本語、英語、フランス語、中国語、韓国語及びスペイン語

なお、2018年(平成30年)9月に発生した家畜伝染病CSF(豚熱)が終息しない状況であるが、 家畜防疫・衛生管理を前回以上に強化し、見学会を実施した。

(10) 埼玉鴨場・新浜鴨場 (埼玉県越谷市・千葉県市川市)

鴨場所在地である埼玉県(埼玉鴨場)及び千葉県(新浜鴨場)の協力の下、地域住民以外の方が参加できる見学会を埼玉鴨場で12回、新浜鴨場で9回、合計21回実施した。なお、団体申込については2組35名の応募があった。

(11) 信任状捧呈に係る馬車列

信任状捧呈式の実施に係る閣議決定の期日を捧呈式の1週間前までに行うことを原則とし、手続上可能な場合には1週間前よりも更に閣議を前倒して実施することにより、広報時期を更に前倒する(原則として、国会会期中を除くこととするが、国会会期中であっても手続上可能な範囲で前倒して実施する。)とともに、宮内庁及び日本政府観光局のウェブサイトに加え、広報媒体の多様化や情報提供先の拡大を図ることにより、周知を強化した。

(12) 造幣局本局(大阪府大阪市)

引き続き、貨幣工場見学の当日受付・事前予約制の併用及び造幣博物館の休日開館を実施した。 見学者用DVD、リーフレット及び博物館のイヤホンガイドについては、4箇国語(日本語、英語、 中国語及び韓国語)対応を実施した。また、2019年(平成31年)4月から造幣博物館で英語版リー フレットを常置した。さらに、2020年(令和2年)1月20日からは、展示品のスマホアプリに よる英語での説明を開始した。

(13) 首都圏外郭放水路(埼玉県春日部市)

引き続き、多言語対応の案内看板、パンフレット等、 訪日外国人旅行者の受入環境を整備したほか、企画旅 行の受入、見学者割引サービス等の地域活性化の取組 も展開した。

また、「首都圏外郭放水路利活用協議会」が2018年(平成30年)8月から試行中の民間運営(有料)による社会実験について、第2弾を2019年(平成31年)3月から開始した。見学時間や料金の異なる3つのコースを新たに用意して質的向上を図った見学



首都圏外郭放水路の見学状況

会を、2019年度(令和元年度)も継続して、土曜日、日曜日及び祝日を含め毎日開催した。

2019年度(令和元年度)末までの見学者数は55,679名(うち外国人3,771名)※となっており、とりわけ「立坑体験コース」の予約率は定員の95.41%に達するなど、好評を博している。(※新型コロナウイルス感染拡大防止のため見学会を休止したため、見学者数は3月1日までの集計)

(14) 大本営地下壕跡(東京都新宿区)

2020年度(令和2年度)から大本営地下壕跡を市ヶ谷台ツアーの見学経路に組み込むため、地下壕跡の整備・改修のために必要な工事等を2019年(平成31年)1月に着手し、2020年(令和2年)2月に完了した。また、一般公開するための所要の準備(パネル設置、パンフレットやウェブサイトへの情報反映)を完了させた。

(15) 日本銀行(東京都中央区)

本店本館について、当日立ち寄った外国人・日本人旅行者の見学を可能とするため、2016年(平成28年)6月に事前予約不要かつ英語にも対応した見学を開始したほか、日本語及び英語に加え、中国語のパンフレットを作成して多言語案内の充実を図った。2019年度(令和元年度)においても、これらの施策を継続し、その定着を図ったほか、2019年(令和元年)6月に見学の事前予約についてインターネット受付を開始した。

2 地域振興に資する観光を通じたインフラの活用

2019年(令和元年)6月までに「地域活性化に資する灯台活用に関する有識者懇談会」を計3回開催し、議論の結果を同年6月に「灯台活用の拡大に向けた中間とりまとめ」として公表した。これを受けて、同年10月には、関係機関と連携して灯台を活用したイベント情報等を掲載するポータルサイト 62 を開設した。さらに、同年11月には、2箇所の灯台資料展示室の展示内容についてウェブサイト上での公開を開始した。

3 公的施設の公開・開放についての情報発信

日本政府観光局ウェブサイト等を通じ、迎賓館赤坂離宮、京都迎賓館、皇居、皇居東御苑、京都御所、仙洞御所、桂離宮、修学院離宮、造幣博物館、首都圏外郭放水路、日本銀行等の公的施設に係る観光情報を引き続き発信した。2019年(令和元年)12月から2020年(令和2年)3月にかけて、日本政府観光局ウェブサイトへの誘引広告を実施した。

4 国民公園の魅力向上

新宿御苑では、来園者の満足度の向上、インバウンド対策等のため、2019年(平成31年)3月19日から開園時間の延長、入園料改定、同年4月には八重桜のライトアップ、旧洋館御休所の開館拡充、2019年(令和元年)11月に菊花壇のライトアップ、同年12月に紅葉ライトアップを実施した。また、民間の夜間イベントを公募するための特別開園ルールを策定した。さらに、園内施設の拡充のためレストランの改修や民間カフェの公募を行い、2020年(令和2年)3月下旬から園内のレストハウスにて民間カフェを新規にオープンするなど、新宿御苑の魅力を高めるための取組を行った。



新宿御苑 八重桜のライトアップ

皇居外苑では、「皇居外苑照明のあり方に関する夜間景観基本計画」を踏まえ、照明設備の整備を行うとともに、ウェブサイトによる公園、文化財等の魅力的な発信に向けて解説文の多言語化を実施した。

京都御苑では、2018年度(平成30年度)に多言語化した関院宮邸跡収納展示館の解説及び苑内に点在する遺構(20箇所)の解説について、ウェブサイトに掲載するとともに関院宮邸跡収納展示館の解説表示を全面的に整備した。

第4節 古民家や城泊・寺泊等

1 古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

地域に残る古民家等の歴史的資源を上質な宿泊施設やレストランに改修し、観光まちづくりの核 として面的に再生し、活用する取組を、重要伝統的建造物群保存地区や歴史的風致維持向上計画認 定都市、農山漁村地域を中心に2020年(令和2年)までに全国200地域で展開するために、以下 の取組を実施した。

(1) 人材支援・育成

a) 歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームにおける取組

ウェブサイト⁶³で公表している支援メニュー集の令和2年度概算決定版への更新を2020年(令和2年)3月に実施した。また、同月に活用事例集の更新も行った。さらに、研修会や講演等の様々な機会でウェブサイトを周知し、情報共有を行った。

古民家活用に関するワンストップ窓口には、同年3月現在、地域から130件を超える相談があり、全てに対応した。あわせて、2019年度(令和元年度)以前に相談を受けた14地域について進捗を確認の上、継続的な伴走支援を行い、活用事例集を更新した。

b) 歴史的資源を活用した観光まちづくりに係る人材育成

歴史的資源を活用した観光まちづくりの担い手育成について、2018年度(平成30年度)に 実施した内容の改善、新規講義の追加を行い、より実践的な人材育成研修を2019年(令和元年) 10月から2020年(令和2年)2月に東京及び大阪の2会場で実施した。また、専門人材・企 業リストを更新し、ウェブサイト⁶⁴に掲載した。

さらに、全国 7 箇所で農泊地域人材育成研修会を開催し、また、全国 92 の農泊地域に専門家 を派遣して、観光コンテンツの磨き上げや受入体制の強化を図るとともに、地域の持続的発展を 担う人材の育成を実施した。

(2) 地方公共団体等への情報提供や継続的支援の実施等

a) 地方公共団体等への情報提供

古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの重要性・有用性について、2020年(令和2年)1月から2月にかけて全国10ブロックにて開催したブロック会議において周知した。その他、ワンストップ窓口に相談が寄せられた地域において、地方公共団体や地域金融機関等の担当者にも取組の説明を行った。

b) 歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む地域が抱える障害の把握や解決策の検討

2019年(令和元年)10月から2020年(令和2年)2月まで、東京及び大阪で歴史的資源を活用したまちづくり人材を育成する研修を実施した。同時に、取り組む意欲のある地方公共団体・「日本版DMO」候補法人に対して個別にヒアリングを実施し、地域の古民家等の活用に向けた障害の把握やその解決策の検討等を行った。

⁶³ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kominkasupport/

⁶⁴ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kominkasupport/file/list20190927.pdf

c) 歴史的資源を活用した観光まちづくりに取り組む地域間による相互の取組内容の共有

「DMOネット」に歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進に係る取組を掲載し、周知を行った。2019年(令和元年)10月から2020年(令和2年)2月にかけて東京及び大阪で歴史的資源を活用したまちづくり人材を育成する研修を開催するなど、周知・徹底を図った。

(3) 日本政府観光局による情報発信

古民家コンテンツを訪日旅行パンフレット「100 Experiences in Japan」に掲載し、商談会等での配布や日本政府観光局のウェブサイト⁶⁵等を通じた情報発信を実施した。また、メディアやインフルエンサーの招請の行程の中で、古民家の視察や撮影を実施した。

(4) 金融・公的支援等の促進

a) 地域金融機関による金融支援等の促進

地域企業の真の経営課題の解決に資する方策の策定・実行に必要なアドバイス、資金使途に応じた適切なファイナンスの提供等、金融機関による企業支援を更に促進するため、企業アンケート調査結果に基づいた分析等を踏まえ、地域金融機関との深度ある対話等の取組を進めた。

また、一般社団法人全国地方銀行協会は、地方銀行による古民家等の歴史的資源の活用支援事例(鳥取県において築135年の旧金物屋の古民家を活用した「ゲストハウス兼レストラン」の開業を支援した事例等)を随時更新し、ウェブサイト上で公表した(2020年(令和2年)3月末時点で39事例掲載)。

b) 人的支援等の促進

「地域おこし企業人交流プログラム」や「地域おこし協力隊クラウドファンディング官民連携事業」の内容及びその具体的な活用事例について、2019年度(令和元年度)中に計15回実施した地域おこし協力隊員等向けの研修や地方公共団体担当者向けの研修において周知した。

c) 小規模不動産特定共同事業の普及・啓発

2019年(令和元年)11月より、小規模不動産特定共同事業の人材育成に係る業務管理者実務 講習を実施した。

また、不動産特定共同事業の先進事例となり得る事業を3件選定し、同年8月より、税務・法 務面等の専門家によるアドバイス等の支援を行った。

さらに、特に地方における空き家等の再生や公的不動産(PRE⁶⁶)の利活用を推進すべく、小規模不動産特定共同事業等の不動産証券化手法に係るセミナーを2020年(令和2年)3月末までに14回実施した。

d) 地域密着型企業の起業支援

「地域経済循環創造事業交付金(ローカル10,000プロジェクト)」により、古民家等の歴史的 資源を活用した観光まちづくりの推進に関連し、新規性・モデル性の高い事業の支援を13件実 施した。

⁶⁵ https://asset.japan.travel/image/upload/v1563519630/pdf/100experiencesinjapan.pdf

⁶⁶ Public Real Estateの略

e) 重要伝統的建造物群保存地区の建造物の宿泊施設等への活用

重要伝統的建造物群保存地区の建造物を次世代へ継承するため、予算の充実を図り、2019年度(令和元年度)は120地区中108地区において適時適切な保存修理、防災施設整備、耐震対策、公開活用整備等に係る所有者等への支援を行った。また、修理等の機会を捉え、耐震対策の効率化や観光まちづくりに資する公開活用の充実にも取り組んだ。

f) 制度及び支援方策の改善・充実

歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームによるワンストップ窓口にて、2019年度(令和元年度)の金融・公的支援に関する相談は7件(2020年(令和2年)3月現在)であり、必要に応じて、各関係省庁と連携を図りながら対応・支援を行った。また、支援メニュー集について、各省庁からの最新情報の更新及び地域の事例の追加を行った。

(5) 既存の規制・制度の改革

a) 建築基準法

「歴史的建築物の活用に向けた条例整備ガイドライン」(2018年(平成30年)3月16日策定)について、2019年(令和元年)11月に全国の建築行政担当者に対して周知を行うなど普及促進を図った。

同年6月に施行された「建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)」による 既存建築ストックの利活用を促進するための措置について、同月に開催した説明会において周知した。

b)都市計画法

2019年度(令和元年度)の地方公共団体の開発許可担当者等に対する研修において、地域の 実情に応じた用途変更の弾力化についての周知を図った。また、2018年度(平成30年度)に おける本制度等の施行状況の調査を実施しており、2020年(令和2年)3月に集計し、地方公 共団体に対して周知した。

c)消防法

消防本部の担当者や事業者が集まる会議等(年間約40回)の機会を活用して、古民家等に関する消防用設備等の合理的な運用が図られている事例やその考え方等について周知した。

d)旅館業法

旅館業規制の一層の適正化を図るため、地方公共団体から多く寄せられる疑義照会への回答を 旅館業法FAQとしてとりまとめ、2018年(平成30年)10月に引き続き、更新の上、2019年(平 成31年)4月に公表した。

e) 規制及び制度の改善

歴史的資源を活用した観光まちづくり官民連携推進チームによるワンストップ窓口において、2019年度(令和元年度)は規制・制度に関する具体的な相談は受けていないが(2020年(令和2年)3月現在)、2018年度(平成30年度)から継続する事業については、必要な情報を関係省庁に周知した。また、専門家・関係省庁とともに古民家活用における法律の運用方法について意見交換を行い、規制・制度の新たな改善方策の検討を行った(2019年(令和元年)7月、11月実施)。

2 泊まって楽しむ体験型宿泊コンテンツを開拓する取組の推進

城泊や寺泊の取組を進めるにあたり、総務省主催の地域経済好循環拡大推進会議(2020年(令和2年)1月~2月開催、全10会場)の中で本取組について周知すると同時に、2020年度(令和2年度)以降の円滑な取組の促進を目的に専門家にヒアリングを行い、規制等の課題やニーズの抽出を行った。

また、全国における城泊・寺泊の新規の取組や先進的な取組の情報把握を進め、同年度の予算事業の執行に向けた準備を進めた。

さらに、2020年(令和2年)3月までに5国立公園において、民間事業者と連携してグランピング事業を実施した。加えて、多様な宿泊形態に対応するため、2019年(令和元年)9月に分譲型ホテル等を宿舎事業として認可する審査基準を新たに作成した。

3 良質で健全な民泊サービスの普及等の促進

(1) 住宅宿泊事業法に基づく民泊サービスへの対応

住宅宿泊事業の届出等に係るシステムの利用を促進し、住宅宿泊事業の届出住宅数は2020年(令和2年)3月11日時点で21,158件となり、2018年度(平成30年度)末の1.5倍となった。また、違法民泊対策として、海外無登録仲介サイト等の掲載物件情報を集約、一覧化する「民泊特定支援システム」を構築した。その他、イベントホームステイ(イベント民泊)について、2019年(令和元年)12月にガイドラインを改訂し、ホームステイを通した地域住民と旅行者の交流を促進する場合も実施できることとした。

(2) 国家戦略特別区域制度を活用した多様なニーズへの対応

国家戦略特別区域における民泊、いわゆる特区民泊について、2020年(令和2年)3月末時点で8区域(東京都大田区ほか)3,691施設(12,033居室)を認定した(うち2019年度(令和元年度)の新規認定数は1,356施設(4,915居室))。

(3) 旅館業規制の適正化

【再掲】第Ⅲ部第2章第4節1(5)d

4 宿泊施設整備の促進

(1) 宿泊施設の整備に着目した容積率緩和制度の活用推進

制度の活用に取り組む地方公共団体の相談等に対応するとともに、担当者会議等において各地方公共団体に制度の定期的な周知を行った。

(2) 古民家の宿泊施設へのリノベーションに対する金融支援

ファンド組成に向けた協議・調整により、2019年度(令和元年度)においては新たに7件のファンドが組成され、2017年度(平成29年度)からの累計では全国17件のファンドが組成されている(2020年(令和2年)3月末時点)。

》》第5節 農泊

1 「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」の選定

「ディスカバー農山漁村(むら)の宝」第6回選定については、2019年(令和元年)10月に選定地区等を決定・公表し、同年12月に選定地区代表者等31地区及び5名を総理大臣官邸に招いて選定証授与式及び交流会を実施した。

また、同年6月に、一般市民に加えてこれまでの選定地区が参加するサミットを開催し、広く PRを行うとともに選定地区同士の連携強化を促進した。その中で、選定後も意欲的に取組を続けている地区を「大賞」として、「ディスカバー農山漁村の宝」のイメージや認知度向上につながる者を「アンバサダー」として、それぞれ決定した。ウェブサイト ⁶⁷ や SNS での情報発信に加え、ラジオ番組等でアンバサダー等を活用した積極的な PR も実施した。

2 「SAVOR JAPAN」ブランドの魅力発信

2019年(令和元年)12月に6地域を認定地域として追加(計27地域)した。日本政府観光局と連携し、VJTM⁶⁸(同年10月)において、旅行会社との商談やファムトリップを実施するとともに、「Your Japan2020」特別キャンペーンサイトにて、SAVOR JAPAN⁶⁹認定地域の食・食文化に関する特別体験を発信した。また、SAVOR JAPANの食の魅力を伝える動画等のコンテンツをウェブサイト⁷⁰、SNS等を通じて随時発信した。

3 農泊地域の拡大に向けた取組

【再掲】第Ⅲ部第1章第4節

4 インバウンドと農林水産物・食品の輸出の一体的推進

2019年度(令和元年度)、訪日外国人に対する観光庁等による各種調査結果等の情報を日本貿易振興機構(JETRO)のポータルサイトに集約し、輸出に取り組む事業者等に提供した。あわせて、海外バイヤーとの国内外での商談会の開催(国内34都道府県で計44回、海外16の国・地域で計24回実施)及び主要な海外見本市への出展支援による商談機会の提供、セミナーの開催、専門家による相談対応等、輸出に取り組む事業者に対する総合的な支援を実施した。

5 農業遺産の観光への活用

日本農業遺産認定証授与式(2019年(平成31年)4月)、G20新潟農業大臣会合(2019年(令和元年)5月)、こども霞が関見学デー(同年8月)、ジャパンハーベスト(同年11月)、エコプロ2019(同年12月)等のイベント開催時に情報発信を行い、農業遺産の認知度向上を図った。

また、農山漁村振興交付金(地域活性化対策)を活用した農業遺産の情報発信を実施し、鉄道車内や駅構内のデジタルビジョンでの動画放映(同年10月)や旅行雑誌への記事の掲載(同年9月)、全国の農業遺産認定地域が一堂に会しての「農業遺産展」の開催(同年11月)等により農業遺産

⁶⁷ https://www.discovermuranotakara.com/

^{68 「}VİSIT JAPAN Travel & MICE Mart」の略。海外の訪日旅行取扱旅行会社等と日本全国の観光関係事業者が一堂に会し、様々なインバウンド関連ビジネスを創出する商談会

⁶⁹ 農泊地域において、多様な地域の食やそれを支える農林水産業、伝統文化の魅力で、訪日外国人旅行者を誘客する重点地域を農林水産大臣が認定し、官民で連携して農山漁村の魅力を海外に一体的に発信する取組。SAVORに、日本の農山漁村の食や食文化を深く味わう・楽しむという意味が込められている。

⁷⁰ https://savorjp.com/

の認知度向上や理解醸成を図った。

6 地域観光資源としてのジビエ料理・商品の情報発信の促進

国産ジビエ認証取得に向けた支援等、ジビエ利用モデル地区整備に向けて実施した支援を他地域においても同様に取り組めるよう鳥獣被害防止総合対策交付金により支援するとともに、より安全なジビエの提供と消費者の安心確保を図るため、国産ジビエ認証制度に基づく認証施設を、2019年度(令和元年度)は11施設認証した。

また、全国的な需要拡大のため、全国各地の飲食店等でジビエメニューを提供するジビエフェアを2019年(令和元年)11月~2020年(令和2年)2月にかけて開催し、全国で1,291店舗が参加した。

さらに、農泊地域では、ジビエを含む地元食材を活用した料理メニューの開発を支援し、ジビエの普及啓発を行った。

加えて、ジビエモデル地区の取組を「DMOネット」を通じて全国の観光地域づくり法人(DMO)へ周知するとともに、ジビエを活用した旅行商品の造成に向けた意見交換会を2019年度(令和元年度)に観光庁内で実施した。

7 歴史的資源を活用した観光まちづくりに係る人材育成

【再掲】第Ⅲ部第2章第4節1(1)b

》)第6節 観光地·交通機関

1 新たな観光資源の開拓

「楽しい国 日本」という新たなブランドの確立に向け、歴史及び文化だけにとどまらない新たな観光資源の開拓として、最先端観光コンテンツインキュベーター事業や地域観光資源の多言語解説整備支援事業等を実施し、以下の取組を促進するとともに、そのコーチング支援による改善の過程や事業の成果をとりまとめ、各地域の観光地域づくり法人(DMO)等へ展開した。

(1)「楽しい国 日本」の実現に向けたコンテンツの育成

2018年度(平成30年度)事業成果について、ウェブサイトへの掲載や各地方運輸局等を通して周知を実施した。最先端観光コンテンツインキュベーター事業において、地域固有の文化・自然等を対象とした展開事業を2019年(令和元年)7月に採択し、有識者によるコーチング支援等を実施した。2020年(令和2年)3月までに事業成果やコーチング支援による事業過程等をとりまとめ、各地域の観光地域づくり法人(DMO)等へ展開した。

(2) 地域固有の自然の観光への更なる活用

最先端観光コンテンツインキュベーター事業の展開事業として、地域固有の自然を生かし、大学等と連携した独自の教育プログラムを学習テーマに合わせて提供することで、高い学習効果が期待できる高付加価値なコンテンツを造成した。

(3) 我が国の生活・文化に触れる体験機会の提供

地域通訳案内士については、2019年度(令和元年度)に新たに6地域において、制度導入につ

いて同意し、2020年(令和2年)3月31日時点で37地域が導入済みとなり、全国で合計3,235名の地域通訳案内士が登録された。

また、多言語解説整備については、2019年(平成31年)4月から2020年(令和2年)2月までに各部会を含む計6回、「分かりやすい多言語解説推進委員会」を開催し、2018年度(平成30年度)からの継続を含め、世界文化遺産19地域、国立公園34公園を含む106地域を選定した。2020年(令和2年)3月までに英語解説文の作成を完了し、ノウハウをとりまとめて指針等の改訂を行った。

さらに、2018年度(平成30年度)に本事業で作成した英語の解説文を基に10地域で中国語解説文の作成を行った。

加えて、生活・文化体験型アクティビティについては、2019年(平成31年)4月に旅行会社の要望等の調査結果を日本遺産認定地域にフィードバックした。新たな旅行商品造成支援として、2020年(令和2年)2月に旅行会社と日本遺産認定地域とのマッチング相談会を開催した。

(4) お祭りの訪日外国人旅行者への開放

最先端観光コンテンツインキュベーター事業の展開事業として、山車曳きや桟敷席からの観覧を 地元住民とお揃いの衣装に身を包み体験できるプログラムに加え、点灯式への参加や山車の解体、 装飾品の持帰り等、お祭りのウラ側もコンテンツ化することにより、お祭り開催の「前」・「中」・「後」 の各フェーズにおいて、訪日外国人旅行者の満足度を向上する仕組みを実証した。

(5) 温泉の観光資源としての更なる活用

温泉地全体の療養効果に係る2018年度(平成30年度)調査結果を公表した。2019年度(令和元年度)も3月まで調査を行った。また、温泉地全体の療養効果の発信を行うため、温泉利用時の注意事項、効用等をまとめたパンフレットの中国語版及び韓国語版を作成して公表した。

このほか、地域の食や温泉、ウォーキング等を組み合わせた地方誘客に関する取組についても推 進を図った。

(6) ナイトタイムの有効活用

最先端観光コンテンツインキュベーター事業の展開事業として、地方部の飲み屋街への訪日外国人旅行者の誘引や、日中には国内外の観光客が自然目当てで訪れている景勝地の夜間活用等、ナイトタイムエコノミーの推進に向けた多種多様なコンテンツを造成した。その中では、ナイトタイムエコノミーに造詣の深い外部機関や専門家と連携し、より継続性の高い良質な事業化に向けたコーチングを併せて実施した。また、ナイトタイムエコノミーの経済効果の算出手法や文化的価値の評価に関する調査を実施した。

(7) モーニングタイムの有効活用

民間事業者を中心に、早朝解放を実施している優良事例及び朝型コンテンツの掘り起こしを目指し、今後、「朝観光」に取り組むコンテンツについて、2019年(令和元年)10月から11月に調査を実施した。また、調査結果を踏まえ、潜在的な需要開拓による滞在日数の増加・消費額向上、需要分散による混雑解消等を図るため、「朝観光」に取り組む事業者に対して優良事例の周知を行った。

(8) 魅力ある癒し体験の提供

最先端観光コンテンツインキュベーター事業の展開事業として、地域固有の自然を活用するとと

もに、地域の一次産業と連携することにより、自然と共生する地域生活を体感でき、地域独自の魅力的な「癒し」を提供するコンテンツを造成した。

(9) ビーチの観光資源としての活用

最先端観光コンテンツインキュベーター事業の展開事業として、暖房器具を備えるテントを導入したビーチグランピング宿泊と周辺の観光資源を活用した体験プログラムを組み合わせることで地域一体となったコンテンツを造成し、ビーチの海水浴利用以外の活用及び通年利用を促進する取組を実施した。

また、賑わいを取り戻した海岸利用の事例や、利活用希望者のニーズ及び海岸管理者の課題を正確に把握するため、海岸における地域活性化に取り組んでいる関係者にヒアリングを実施した。海岸管理者、行政関係者等にとって示唆となるよう更なる利活用に向けた課題等の分析を実施し、それを踏まえて関係機関とも連携しながらビーチを含む海辺空間の魅力と利用向上のための支援策の検討を進めた。

さらに、スキューバダイビング及びスノーケリングについて、その安全確保等のためのガイドラインの策定に向けて、業界団体等と協働して検討を行った。

(10) チケット購入環境の整備等による体験型観光の充実

【再掲】第Ⅲ部第1章第1節3

(11) 公共空間や遊休地の有効活用

プロジェクションマッピング等のまちの活性化に資する屋外広告物の活用を促進するため、プロジェクションマッピング等の屋外広告物がまちの活性化に寄与している事例等を収集・分析し、まちの活性化に資する屋外広告物のあり方の検討を行った。

また、文化イベントの実施については、2017年(平成29年)10月に内閣官房オリパラ事務局に設置した「公共空間を活用した文化イベント促進相談窓口」において、引き続き相談受付を実施した。

(12) VR・AR等の最新技術の活用

最先端ICTとして、観光への活用に向けた取組としては、VRが主流であったが、最先端観光コンテンツインキュベーター事業の展開事業において、新たにドローンを活用することにより、山頂からの絶景を空撮するコンテンツを造成した。

(13) 地域の観光資源を複合的に活用した旅行商品造成の促進

観光庁、文化庁、スポーツ庁、環境省、旅行業界及び観光資源を有する地域が連携し、ツーリズム EXPO ジャパン 2019 において合同セミナーを開催した。旅行会社やツーリズム EXPO 出展者等のセミナー参加者 93名に、「文化」、「スポーツ」及び「自然」を組み合わせた旅行商品の魅力や各要素を掛け合わせた地域における旅行商品の作り方の紹介を行い、魅力的な旅行商品造成の促進に取り組んだ。

(14) 大阪城公園内における日本エンターテインメントの発信拠点の整備

2019年(平成31年)2月に設立した大阪城公園内における劇場業種型の文化施設を活用し、インバウンド消費拡大と日本のエンターテインメントの効果的な発信に取り組んでいる。ノンバーバルや多言語対応の演目を含めた多彩な日本のエンターテインメントを夜の時間帯も含めて年間を通じて発信した。

(15) 海事観光の推進

a) 海事観光施設・制度の利用の活性化に向けた取組の実施

一般公募により2020年(令和2年)3月に新たに7つの「マリンチック街道」を認定(全国で合計23ルート)するとともに、「海の駅」等において開催されるイベントに協力し、各種マリンアクティビティの推進や「海の駅」の利用の活性化に向けた取組を行った。

b) 魅力的な観光コンテンツの発信

船旅やマリンアクティビティの魅力、楽しみ方を初心者向けに分かりやすくまとめた冊子及びウェブサイトページ「umiasoBe うみあそび v^{71} 」を作成し、2020年(令和2年)3月に冊子配布及びウェブサイト公開を行った。また、国と関係団体等で組織される海事広報活性化協議会が推進する「C to Seaプロジェクト」の一環として、Twitter、Instagram、YouTube等のSNSを活用し、海事観光の魅力を積極的に発信した。

c)新しい海事観光コンテンツの創出に向けた取組の推進

2019年(平成31年)4月に旅客船事業者によるインバウンド対応の好事例集を公表し、取組の共有を図った。また、同年(令和元年)10月から2020年(令和2年)3月にかけて、フェリーとレンタカーを連携させた広域周遊ルートの造成に向けた調査事業を実施した。

d)「標準的なフェリー・旅客船情報フォーマット」の普及促進

2019年(平成31年)4月に「標準的なフェリー・旅客船航路情報フォーマット」をウェブサイト上で公表し、同年(令和元年)7月には地方運輸局と業界団体を通じて、フェリー・旅客船事業者へフォーマットの活用を促した。また、2020年(令和2年)3月には航路情報の入力を簡易化するため、フォーマットの改良を行うとともに、フェリー・旅客船事業者向けに入力方法の解説動画をウェブサイト上に公表した。

e) 地方を拠点としたフライ&クルーズの推進に向けた調査・検証

富裕層の誘致に向けて、2019年(令和元年)8月及び2020年(令和2年)2月に、大きな経済効果が見込まれるフライ&クルーズ⁷²の地方拠点化を通じて地方経済の活性化を目指す「地方を拠点とするクルーズ促進モデル事業」の検討委員会を開催した。

また、2019年(令和元年)10月に、欧米豪のインフルエンサーによる体験調査等を実施し、地方の拠点化に向けた課題と解決の方向性について整理を行った。

(16) 地域の医療・観光資源の活用

厚生労働省と観光庁との連携により、医療サービスと地域の特色を生かした観光資源とを組み合わせた滞在プランを造成し実証するとともに、医療機関の受入体制構築や地域の協力体制構築等に関するコンサルテーションを実施した。また、地方誘客にあたってのプロモーション手法や海外医療機関との連携方法等を検証・実施した。さらに、医療機関における多言語化、実証参加者へのアンケート等を行い、これら外国人患者受入体制構築の支援についての事業成果等をとりまとめ公開した。

⁷¹ https://c 2 sea.jp/enjoy/sea-harbor/entry-290.html

⁷² 飛行機でクルーズ船の発着地まで行き、乗船してクルーズ旅行を行う仕組み。

(17) スノーリゾートの活用

最先端観光コンテンツインキュベーター事業の展開事業として、スノーリゾート地域において、 トレッキング、マウンテンバイクといった、グリーンシーズンのコンテンツ造成に関する事業を長 野県白馬村にて実施した。

また、設備更新の投資促進のための環境整備について、2019年(令和元年)12月から「スノーリゾートの投資環境整備に関する検討会」を開催し、スノーリゾートへの投資の課題・ボトルネックを明らかにし、その解決方策について検討を行い、2020年(令和2年)3月にとりまとめを行った。さらに、スキーインストラクター等の外国人材の活用等の方策についても、観光庁と出入国在留管理庁にて、スキーインストラクターとして受け入れる外国人の範囲を拡大する方向で検討を行った。

(18) 着地型観光の推進

AIツールを活用した観光資源発掘のモデル事業を滋賀県で実施した。英語及び中国語でSNSに投稿された訪日観光に関するコメント(英語:約40万件、中国語(繁体字):約24万件)を歴史・自然・体験等のカテゴリーに分けて分析し、認知度は低いが評価が高い「地域の隠れた観光資源」を抽出した。調査の結果、言語によってSNSの投稿傾向に大きな違いが見られるなど、訪日外国人旅行者の中でも関心を持つ観光資源が異なることが判明した。また、SNSで高い評価を得た観光資源の中には、地方公共団体や旅行業者等の地元関係者が意外に感じる隠れた観光資源がいくつも含まれていた。2020年(令和2年)2月に、これらの分析結果を観光庁ウェブサイトに掲載した。

(19) 民間プラットフォーム事業者との連携強化

民間プラットフォーム事業者との連携を強化し、訪日外国人旅行者にとって魅力ある観光地域づくりを一層推進するため、官民の関係者から構成される会議体の開催・運営を行った。

また、OTA等での体験型観光コンテンツの購入実態の調査及び地図アプリ等で全国的に観光地へのバス経路の検索を可能とするための調査を実施した。

さらに、2019年(令和元年)12月から2020年(令和2年)2月までに、全国3箇所(東北、四国及び九州)で、地方部の観光関係者とインバウンドベンチャー等のマッチング機会創出となるセミナーを開催した。

2 我が国の文化の国際発信力の向上

【再掲】第Ⅲ部第2章第1節4

3 地方版図柄入りナンバープレートの導入による地域の魅力の発信

2018年(平成30年)10月より41地域において交付を開始した各地域の風景や観光資源を図柄にした地方版図柄入りナンバープレートについて、ポスター・チラシ・サンプルプレートを活用し、イベント等の機会を捉えてPRを行った。また、2020年(令和2年)5月11日より17地域において交付を予定している同ナンバープレートについて、視認性確保のための図柄の調整や関係法令の改正等、交付に向けた取組を進めた。

なお、導入地域において、寄付金管理団体が助成する交通サービスの改善等の取組を対象とした 寄付金活用事業が開始された。

4 地域の多様な主体の連携による観光地までの交通アクセスの充実・創出の推進

【再掲】第Ⅲ部第1章第2節1 (7)

5 サイクルツーリズムの推進

官民が連携して、走行環境や受入環境の整備、魅力づくり、情報発信等を行うモデルルートの取組を推進し、2020年(令和2年)3月末時点で56ルートが設定された。

また、日本を代表し、世界に誇りうるサイクリングロードについて国内外へPRを図るナショナルサイクルルート制度を2019年(令和元年)9月に創設し、走行環境の整備及びサイクルツーリズム推進に向けたソフト施策の取組が一定程度進んでいる、つくば霞ヶ浦りんりんロード、ビワイチ、しまなみ海道サイクリングロードを同年11月に第1次ナショナルサイクルルートに指定した。

6 通訳案内士・ランドオペレーターの質の向上等の推進

(1) 通訳案内士

「通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律(平成29年法律第50号)」に伴い、多くの者が有償の通訳案内業務に参入し多様なサービスを提供している実態を把握するための調査を実施した。その結果を踏まえ、関東や近畿エリアに外国語ガイドが集中しているなどの課題を抽出し、報告書にとりまとめた。全国通訳案内士については、認知度向上及び魅力発信等の観点から「バッジ」を作成するとともに、2020年度(令和2年度)から開始予定の研修を実施する組織の登録を行った。

地域通訳案内士については、制度の周知や導入を検討している地方公共団体に対して、導入済み 地域の情報提供等の支援を行ったことで、新たに6地域が導入に至った。また、有資格者に対する 観光庁研修を実施したほか、観光庁ウェブサイト上で制度に関する情報発信や、資格を有さないガ イドに対する有資格者向けの研修受講の呼びかけ等を行い、多様なガイド人材のスキルアップを促 す取組を行った。

アクティビティや体験型コンテンツの充実については、飛騨地域等の一部地域でアクティビティ 対応のガイド育成や運営に係るノウハウが構築されていることが確認できた。

(2) ランドオペレーター

2020年(令和2年)3月末時点で、旅行サービス手配業者として1,499社の登録がなされ、旅行業協会等を通じて旅行サービス手配業者の登録制度を周知し、登録行政庁である都道府県と協力して、立入検査等を通じて法令遵守の指導・監督を行った。また、登録研修機関である旅行業協会等において実施されている研修等(2019年度(令和元年度)は58回実施)を通じ、制度の適切な運用を図った。

(3) 旅行業

地域限定旅行業務取扱管理者について、旅行業協会や観光庁ウェブサイト等を通じて制度の周知を図ったことにより、2019年(令和元年)9月に実施した試験では2018年度(平成30年度)よりも73名多い131名が、地域限定旅行業務取扱管理者として新たに資格を得た。これにより、地域限定旅行業務取扱管理者の有資格者は計189名となった。

(4) 通訳案内士・ガイドへのアクセシビリティの改善

通訳案内士登録情報検索サービスを通じ、通訳案内士と事業者等をつなげる取組を実施した。具体的には、旅行業者やホテル、ランドオペレーター等の組織が同システムを円滑に利用できるよう、ウェブ操作マニュアルの整備や観光庁ウェブサイトでの同システムの周知等を実施したほか、地方公共団体で主催された通訳案内士と事業者をマッチングさせるイベントにおいて、当該サービスの周知・利用促進を図り、通訳案内士の活用を促した。

7 サイクルトレイン・観光列車等の普及促進

(1) サイクリストの受入環境の充実

サイクルトレインの普及、促進に向け、鉄道事業者にサイクルトレインの実施例を展開した。また、2019年(令和元年)8月に、東北運輸局において、サイクルトレインや駅レンタサイクルを紹介するウェブサイトを開設した。

(2) 移動そのものを楽しむ取組や新たな観光ニーズへの対応

オープントップバス等の移動そのものを楽しむ観光バスについては、車両導入・改造費用の一部に対して、計2台の支援を実施した。また、サイクルトレインの普及、促進に向け、各地方運輸局を通じ、鉄道事業者にサイクルトレインの実施例を展開した。また、日本政府観光局のポータルサイトの観光鉄道を紹介するページにおいて、地域鉄道事業者の観光列車の情報発信を強化した。

8 外国人患者の受入環境整備

(1)「訪日外国人旅行者受入れ医療機関」等の更なる整備とその他の医療機関への周知の実施

2019年度(令和元年度)より、厚生労働省と観光庁が連携し、都道府県によって選出された「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」を含む「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」を日本政府観光局ウェブサイトに多言語で公開した(2020年(令和2年)3月末時点で全国で約1,970箇所(うち都道府県によって選出された「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」が約1,400箇所))。

また、2019年度(令和元年度)は、「医療通訳者、外国人患者受入れ医療コーディネーター配置等支援事業」において、25 医療機関に対して医療通訳者等の配置支援を行うとともに、「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」に対して、拠点機能の強化に必要な取組等の周知・指導等を行い、機能強化に資する取組を行った。さらに、「団体契約を通じた電話医療通訳の利用促進事業」において、5 団体に対し支援を行った。

加えて、医療機関や外国人向けの医療に関する情報をまとめたウェブサイトにより、外国人患者を受け入れる医療機関の情報をとりまとめたリスト等を周知した。

(2) 訪日外国人旅行者に対する医療機関情報の提供強化

引き続き、地方公共団体及び出入国在留管理庁等関係省庁と連携し、日本政府観光局ウェブサイト、「Safety tips」、「Safety Information Card」等により「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」について情報提供を実施した。

また、「Safety Information Card」については、観光マップやデジタルサイネージを活用するなど、 多様な媒体への掲載を促すため、データを公表し周知を強化した。

さらに、「外国人患者を受け入れる医療機関の情報を取りまとめたリスト」について、宿泊施設、 旅行業者、観光案内所等に対して周知を実施した。

(3) 訪日外国人旅行者の保険加入促進

2018年度(平成30年度)作成した旅行保険加入勧奨チラシを増刷し、日本政府観光局海外事務所、在外公館、入国審査場等に配置し加入勧奨を継続実施した。

また、訪日前における周知の取組として、OTAと連携しバナー広告や旅行申込者向けにアプリを活用したプロモーションを実施するとともに、訪日後における周知の取組として、Wi-Fi接続アプリを活用したプッシュ通知による加入勧奨を実施した。

(4) 急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実

「医療機関における外国人対応に資するワンストップ窓口設置・運営事業」により都道府県におけるワンストップ対応の支援を行うとともに、「希少言語に対応した遠隔通訳サービス事業」等を通じて、医療機関における外国人患者受入環境の整備を進めた。また、「外国人受入れコーディネーター養成研修事業」では、2020年(令和2年)2月に東京と大阪の2会場においてそれぞれ50名の養成を行った。

9 クルーズ船受入の更なる拡充

(1) 世界的なクルーズ市場の実現

以下の各種施策の実施により、2019年(令和元年)の訪日クルーズ旅客数は215.3万人、我が 国港湾への寄港回数は2,867回となった(速報値)。

(2) クルーズ船寄港の「お断りゼロ」の実現

クルーズ船の寄港増加等に対応するため、既存岸壁の改良等を実施した。また、クルーズコンタクト窓口として、クルーズ船社等からの相談に対し、必要に応じてCIQ⁷³関係省庁と調整を図るなどの対応を実施した。さらに、クルーズ旅客の利便性や安全性の確保等を図るため、2019年度(令和元年度)には屋根付き通路や大型テント設置等の事業について17港の支援を行うとともに、クルーズ船が寄港するターミナル等における多言語対応やトイレの洋式化、Wi-Fi環境の整備等を実施した。

(3) 世界に誇る国際クルーズ拠点の形成

2019年(平成31年)4月に下関港及び那覇港を新たに「国際旅客船拠点形成港湾」に指定した。 また、岸壁や係船柱・防舷材等の整備を行うなど、国際クルーズ拠点の運用開始に向け必要な取組 を実施した。さらに、大型テントや屋根付き通路の設置等に対する支援を17港に対して行った。

(4) 国内クルーズ周遊ルートの開拓

2019年(平成31年)4月に旅客船事業者によるインバウンド対応の好事例集を公表し、取組の共有を図った。また、2019年(令和元年)10月から2020年(令和2年)3月にかけて、フェリーとレンタカーを連携させた広域周遊ルートの造成に向けた調査事業を実施した。

さらに、クルーズ船社と港湾管理者等との商談会を2019年(令和元年)9月から2020年(令和2年)1月にかけて2回開催し、意見交換会を2019年(令和元年)5月から11月にかけて4回開催するとともに、様々なクラスのクルーズ船の寄港増加等に対応するため、既存岸壁の改良等を実施した。また、瀬戸内海を囲む近畿・中国・四国・九州の港湾管理者、地方公共団体、民間団体及び国の機関で構成した「瀬戸内海クルーズ推進会議」の参画団体が広域連携の下、クルーズ船社を誘致するための商談会を同年9月から2回開催した。さらに、瀬戸内海クルーズ情報プラットホーム⁷⁴を開設するなど情報発信の充実を図った。

(5) 新たなクルーズビジネスの確立

クルーズ旅客等訪日外国人旅行者の満足度向上や地域の経済効果の拡大のため、水上交通や地域の観光資源を活用した新たなツアー造成やインバウンド対応を行うとともに、みなとのにぎわい創

⁷³ 税関(customs)、出入国検査(immigration)、検疫(quarantine)の総称

⁷⁴ https://setouchi-cruise.uminet.jp/

出に向けた取組を進めた。

また、2020年(令和2年)3月末までに41団体が港湾協力団体として指定され、138箇所を「みなとオアシス」として登録した。

関係法令に基づく手続や施設等に関する基礎的な確認事項をとりまとめた「クルーズ船のホテルとしての活用に係るガイドライン」を2019年(令和元年)10月に公表した。また、「東京2020大会」期間中の横浜港及び東京港における実施に向けて、関係者との調整を行うなど必要な協力を実施した。

(6) クルーズに関するプロモーションの実施

上質な寄港地観光プログラム造成に向けて、クルーズ船社と港湾管理者等との商談会を2019年(令和元年)9月から2020年(令和2年)1月にかけて2回開催するとともに、意見交換会を2019年(令和元年)5月から11月にかけて4回開催した。東アジアクルーズの持続的発展に向けて、同年10月に上海クルーズセミナーを実施し、中国の旅行会社等と意見交換を行った。

また、2019年(平成31年)4月にクルーズ国際見本市(Seatrade Cruise Global)へのブース 出展を実施し、2019年(令和元年)9月以降、中国や欧米系の海外クルーズ船関係者を国内に招 請し、全国クルーズ活性化会議と連携した商談会を実施した。さらに、同年10月にはクルーズ国 際見本市(Seatrade Cruise Asia)に参加し、クルーズ船誘致のためのプロモーションを実施した。

加えて、同月、ベトナムの日本政府観光局ハノイ事務所が主催する訪日旅行セミナーにおいて、 現地旅行会社等を対象として日本発着フライ&クルーズの魅力発信を行った。また、AJTP(Asean Japan Transport Partnership)のウェブサイト⁷⁵におけるクルーズ関連情報の更新を行った。

(7) クルーズ着地型観光の充実

寄港地周辺の商店街等へのクルーズ旅客の誘導を促進するため、2019年(令和元年)6月にとりまとめた各港における優良事例集について、観光庁ウェブサイトで公表するとともに、「全国クルーズ活性化会議」の会員へ周知し、各寄港地への水平展開を図った。

(8) スーパーヨットの受入拡大

インバウンドによる地方創生の観点から、寄港する地域等への経済効果が期待される海外の富裕 層が所有するスーパーヨット⁷⁶の受入拡大に向けた検討を進めた。

10 景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上

(1) 沖縄観光の強化

急増する沖縄の大型クルーズ船の寄港需要に対応するため、2019年(令和元年)11月、県内で3港目の国際クルーズ拠点として那覇港新港ふ頭地区の整備に着工した。沖縄観光の交通モード多様化に資する高速船の運航が那覇港と沖縄本島北部間で2019年(平成31年)4月に開始された。

また、「奄美大島、徳之島、沖縄島北部及び西表島」の世界自然遺産登録に向けた手続も進められており、沖縄の美しい自然や文化を生かし、訪日外国人旅行者の受入体制強化や独自の観光メニューの提供、北部地域の地域資源を生かした観光客周遊拠点施設の整備への支援等、「沖縄振興特別推進交付金」や「沖縄北部連携促進特別振興事業費」等を通じた沖縄観光の強化を図った。

具体的には「沖縄振興特別推進交付金」により、引き続き、外国人観光客受入体制強化事業(2015

⁷⁵ https://www.ajtpweb.org/ajtp/ajtpprojects/projects/07.html

⁷⁶ 一般的に外国人富裕層等が個人所有する全長80フィート以上(24m以上)の大型クルーザーを指す。

年度(平成27年度)~)、沖縄観光コンテンツ開発支援事業(2018年度(平成30年度)~)等を 実施した。

また、「沖縄北部連携促進特別振興事業」により、観光客周遊拠点施設等の整備を実施した。例えば、沖縄北部地域の観光客周遊拠点として支援した「辺戸岬観光拠点施設 HEAD LINE」(国頭村: 2019 (令和元年) 年5月24日供用開始)、「やんばるの森ビジターセンター」(大宜味村: 2019年(令和元年) 12月21日供用開始)の整備を完了した。2019年度(令和元年度)は4事業への予算交付を決定した。

(2) 河川空間とまち空間の融合による良好な空間の形成

【再掲】第Ⅲ部第1章第1節6(3)f

(3) 特定有人国境離島地域における滞在型観光の促進

1 県及び22 市町村に対して、特定有人国境離島地域における滞在型観光を促進するため、旅行者の滞在を延ばす効果が期待される滞在プラン等の造成、現地観光サービスの担い手確保・育成等支援に加え、インバウンドの誘客や受入の強化に係る取組の支援を「特定有人国境離島地域社会維持推進交付金」により実施した。

111 日本映画文化の振興

日本映画の海外映画祭への出展(3箇所)や出品(23映画祭)について支援を行ったほか、日本映画の海外発信や訪日外国人等への鑑賞機会の拡充を図ることを目的として、多言語字幕制作を2件支援した。また、国立映画アーカイブにおいて、『オリンピック記録映画特集――より速く、より高く、より強く』を企画上映したほか、日本とミャンマー(当時ビルマ)初の合作映画『日本の娘』の特別上映会の開催、また、英語、中国語及び韓国語の字幕を付けた作品『2つ目の窓』を上映した。

12 スポーツツーリズムの推進

2020年(令和2年)2月までに武道ツーリズム研究会等を計3回開催し、同年3月に「武道ツーリズム推進方針」等を策定した。また、2019年(令和元年)11月から2020年(令和2年)3月にかけて、スポーツツーリズムの取組活性化やマッチング機会創出のためのセミナーを全国4箇所で開催するとともに、ラグビーワールドカップ2019日本大会開催中に、欧米豪をメインターゲットとして、列車内で武道ツーリズムの動画を









スポーツ文化ツーリズムの推進

配信するデジタルプロモーションを実施した。さらに、2020年(令和2年)1月にスポーツ庁・ 文化庁・観光庁主催の「スポーツ文化ツーリズムシンポジウム」を石川県金沢市で開催し、前年比 300%の約650人が参加した。同シンポジウムでは、計6件の取組を「スポーツ文化ツーリズムア ワード」として表彰し、取組内容をスポーツ庁のウェブサイトにて多言語(日本語、英語及び中国語)で紹介した。

地域スポーツコミッションへの活動支援について、2019年度(令和元年度)は6団体からの応募があり、アウトドアスポーツツーリズム及び武道ツーリズムに関する5団体の取組を採択して支援した。また、地域スポーツコミッションの設立を加速させるため、各地域の取組事例をスポーツ庁ウェブサイトに随時追加掲載するとともに、各種講演やセミナー等でこれらの取組を広く発信した。

日本政府観光局グローバルサイト「Japan Tours and Activities」や「Action & Adventure」で着地型・体験型プログラム情報を随時発信するとともに、スポーツツーリズムに係る情報を日本政府観光局のSNSやスマホアプリ等で発信した。また、2019年(令和元年)8月から10月にかけて、冬の旅行先としての日本の魅力を訴求するスノーサイトの多言語化や冬季誘客に向けたオンライン広告、ダイビングの魅力を訴求するためInstagramを活用した水中フォトコンテスト等を通じた訪日プロモーションを実施した。



日本政府観光局と地域(地方公共団体・観光地域 づくり法人)の適切な役割分担と連携強化

■1 「世界水準の DMO」の形成に向けた取組

(1)「世界水準のDMO」に関する詳細な制度設計についての検討

2020年(令和2年)3月に、海外の先進事例調査等を踏まえ、観光地域づくり法人(DMO)の登録制度を見直すとともに、観光地域づくり法人の役割や取組内容を具体的に解説するガイドラインをとりまとめ、パブリックコメントを実施した。

(2) 情報支援・ビッグデータの活用促進

「DMOネット」における観光地域づくり法人(DMO)の利用登録数は2019年(平成31年)3月末時点から48団体増加し、2020年(令和2年)3月末時点で延べ226団体が登録した。その中で、「DMOネット」の活用事例の水平展開や各種機能の提供を行うとともに、観光地域づくりの活動をサポートする事業者等の登録数の増加を図ることにより、観光地域づくり法人の業務効率化や連携等を引き続き支援した。また、「DMOネット」の掲示板機能を活用し、観光庁、日本政府観光局等によるコンサルティング支援、プロモーションノウハウ提供等関連施策を周知した。

また、ICTを活用した訪日外国人観光動態調査に関する手引きを新規観光地域づくり法人に配布 し、周知を行った。さらに、ビッグデータの収集・分析に対して支援を行い、それらのデータを 2020年度(令和2年度)以降の戦略策定等に活用した。

(3) 人的支援

観光地域づくり法人(DMO)的手法で観光地経営をするための人材を育成する基礎・応用プログラムを、民間において継続的に研修に活用できるよう、2019年(令和元年)8月に「DMOネット」に同プログラムを再掲・周知し、観光地域づくり法人で働く人材が自主的に学ぶことができる環境整備を促進した。

また、観光地域づくり法人で働く人材を育成する基礎・応用プログラムの研修受講修了者リストを、2019年度(令和元年度)も「DMOネット」にて引き続き掲載・周知し、地域とのマッチングの効率化を図った。

(4)「地方創生推進交付金」による支援

地方創生推進交付金を活用し、地方公共団体が中心となって観光地域づくり法人(DMO)を自主的かつ主体的に形成・確立する先導的な取組を、安定的かつ継続的に支援した。

(5) 官民ファンド等による支援

株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)から、瀬戸内7県の「広域連携DMO」と連携して地方銀行7行と株式会社日本政策投資銀行(DBJ)が運営する「せとうち観光活性化ファンド」に対して、引き続き支援を行った。

また、地域経済の担い手となる企業群の新事業への挑戦を促すため、地域の支援機関からなる支援ネットワークを構築するとともに、企業群に対し、事業の成長段階に応じた総合的な支援を行っ

た。さらに、地域未来投資促進法⁷⁷に基づく税制措置について、2019年度(令和元年度)税制改正で期限を2020年度(令和2年度)末まで延長するとともに、一定の要件を満たす事業には税制措置の割合を上乗せした。

加えて、2020年(令和2年)3月末までに、地域未来投資促進法に基づき地方公共団体が策定する基本計画については累計244計画に同意した。また、基本計画に基づき都道府県が承認する地域経済牽引事業計画については累計2,166計画が承認された。

(6) 観光地域づくり法人間の適切な役割分担に基づく広域的な連携の強化

滞在コンテンツの充実による来訪・滞在促進、ガイド育成やウェブサイトの多言語化といった広域周遊観光促進のための環境整備等について、「広域周遊観光促進のための観光地域支援事業」等により、観光地域づくり法人(DMO)等に対して支援を行った。

2 地域(地方公共団体・観光地域づくり法人)と日本政府観光局の適切な役割分担

(1) 地域(地方公共団体・観光地域づくり法人) と日本政府観光局の役割

観光地域づくり法人(DMO)の役割として、受入環境整備・地域の新たな観光コンテンツの開発等の着地整備を優先的に取り組むことが重要である旨や、地域(地方公共団体・観光地域づくり法人)と日本政府観光局の役割分担を明示する観光地域づくり法人のガイドラインをとりまとめ、パブリックコメントを実施した。

日本政府観光局において、全国より観光コンテンツを募集し、精査や選定を行って集約したプロモーションパンフレット「100 Experiences in Japan」を作成した。地域の着地整備や観光資源の磨き上げを支援するために、応募があったコンテンツについて、日本政府観光局が直接地域を訪問するなどし、2019年(令和元年)6月よりフィードバックを行うなどコンサルティングを実施した。また、プロモーションの高度化及びデジタルマーケティングを活用した各地域へのコンサルティング業務の強化に必要な体制整備並びに組織全体の体制の見直しに係る方向性を検討するとともに、各種課題への対応に必要な組織体制の強化のため、中途採用に向けた選考を実施した。

また、地域の役割は着地整備が主体であることを踏まえ、地元の宿泊事業者、アクティビティ事業者等、地域の多様な関係者の参画を促すため、ガイドラインには、地域の関係者の主体的な参画を確保すべき旨を盛り込んだ。

(2) 地域の観光戦略推進の核となる観光地域づくり法人の改革

JETプログラム⁷⁸の活用について「DMOネット」等を通じて周知するとともに、インバウンドによる地域全体の経済効果を高めるための投資戦略やビジネスモデルを確立するための外部専門人材の登用等といった体制強化、伝統工芸等地域資源を活用したコンテンツの企画・立案等、コンテンツ造成に対して支援した。

(3) 地方公共団体のインバウンド誘致活動に対する日本政府観光局の支援体制強化

地域(地方公共団体・観光地域づくり法人(DMO))の横の連携を高め、課題や優良事例の共有を図るため、日本政府観光局は、インバウンド誘致をテーマとしたマーケティング研修会を2019年(令和元年)7月から12月にかけて11回開催し、801名が参加した。また、地域インバウンド

⁷⁷ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)

⁷⁸ 海外の青年を招致して地方公共団体等で任用し、外国語教育の充実と地域の国際交流の推進を図る事業を指す。このうちJETは「The Japan Exchange and Teaching Programme」の略。

促進サイト上で地域インバウンド事例等の情報を37件紹介するとともに、Facebookにおいて記事を143件発信した。

3 地域(地方公共団体・観光地域づくり法人)への支援と地域間の連携強化

(1) 政府系金融機関による観光地域づくり法人の設立等への支援

日本政策金融公庫は、新たに観光産業を営む者及び既存の観光産業事業者の取組を後押しするため、事業者が必要とする資金の融資により、観光産業等の生産性向上や販売能力の拡大を支援した。また、株式会社日本政策投資銀行(DBJ)は、地方公共団体、地方銀行等とともに、瀬戸内地域に加え、新潟県及び北海道における広域の観光地域づくり法人(DMO)形成を経営・資金面で支援した。

(2) 地域の自主的な財源確保の促進

観光地域づくり法人(DMO)において、多様な財源確保の検討を行う財務責任者(CFO)の設置が必要である旨を観光地域づくり法人のガイドラインに盛り込み、パブリックコメントを実施した。

(3) 全国的な研修の実施等による地域間の連携強化

観光地域づくり法人(DMO)の取組事例等を「DMOネット」等で関係者に周知し、課題の共有・優良事例の水平展開を図った。

4 広域周遊観光の促進

滞在コンテンツの充実、体験型プログラム等における英語ガイド育成やウェブサイトの多言語化といった広域周遊観光促進のための環境整備、国外での商談会等への出展やSNS等を活用した情報発信等の取組に対して支援を行った。

(1) 広域周遊観光の促進に取り組む地域への専門家の派遣

観光地域づくり法人(DMO)や地方公共団体へ、地域の需要にあった専門家を派遣し、観光資源の魅力向上等に関する助言・指導を全国48団体で実施した。また、派遣先での助言・指導内容について、専用のウェブサイトで展開した。

(2) テーマ別観光の推進

2019年度(令和元年度)は、アニメ、忍者、サイクリング等の9テーマを選定し、それぞれの 観光資源の磨き上げや情報発信の強化に係る取組等に対する支援を通じて、テーマ別観光のモデル ケース形成を促進し、地方誘客を図った。

(3) 広域周遊に関する情報のビジネス関係者への発信

海外の影響力のあるメディアの招へい2件(台湾2社)、各国に発信力を持つインフルエンサー招へい1件(ミス・ビジットジャパン観光特使25名)、バイヤー招へいによる商談会及び産地訪問4件(台湾、香港、シンガポール、マレーシア計10社)を実施した。日本各地の産地や地域商材を取材し、SNSや各種メディア媒体にて海外に広く発信するとともに、地域産品の輸出に向けた商談機会を提供し、インバウンド誘客と輸出の好循環を目指すプログラムを実施した。特に台湾からのメディア招へいでは台湾キー局の番組において日本の匠の技と地域を紹介するプログラムが放映された。また、クールジャパン商材と生産地をバイヤー向けに発信するコンテンツとして、日本の

匠の商品を紹介するパンフレットを新たに作成し、日本貿易振興機構(JETRO)英語ウェブサイト「Industrial Tourism in Japan」⁷⁹にて広く発信した。

(4)「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」の活用

全国10の地方ブロックで観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議が開催され、現状の課題等を 共有するとともに、地方運輸局、地方整備局、地方公共団体、民間企業等の構成員による受入環境 整備等の取組、成果についてとりまとめ、ウェブサイト等を活用して公表し、水平展開を行った。

(5) ガーデンツーリズムの推進

2019年(平成31年)4月に「庭園間交流連携促進計画登録制度(通称:ガーデンツーリズム登録制度)」を創設し、2020年(令和2年)3月末時点で、8計画が登録された。登録計画に基づく事業展開の支援、制度普及に向けて国内外PRを実施し、全国各地で公園管理者間や民間の垣根を越えた新たな取組が進められた。

5 各地の魅力ある地域資源の活用

中小企業等によるインバウンド需要拡大や地域産品の創出等を促進するべく、国内・海外販路開拓強化支援事業により、各地域の魅力ある地域資源を活用した商品・サービスの開発や販路開拓等を支援し、2019年度(令和元年度)において83件の採択を行った。

6 優れた地域産品等の活用による地方への誘客

日本政府観光局の海外メディア及び旅行会社招へい事業と連携し、2019年(令和元年)10月27日から29日にかけて近畿、中部、四国及び中国の各地域で、同年10月27日から30日にかけて東北、中部及び沖縄の各地域で、それぞれ観光地視察・体験型観光等を実施し、当該メディア及び旅行会社等を通じた海外への情報発信を行った。また、実施にあたり、日本貿易振興機構(JETRO)は訪問先候補の紹介、取次、情報提供等を通じた協力及び支援を行った。

7 国家戦略特別区域内における着地型旅行商品の企画・販売促進

特例を活用して国内旅行業務取扱管理者試験を実施し、2018年(平成30年)に地域限定旅行業の登録を行った秋田県仙北市では、事業主体となる一般社団法人仙北市農山村体験推進協議会が中心となって、訪日外国人旅行者の受入環境整備や教育旅行の受入推進に取り組み、2020年度(令和2年度)に向けた着地型旅行商品の企画・販売の準備を進めた。

8 地方公共団体等への情報提供や継続的支援の実施等

【再掲】第Ⅲ部第2章第4節1 (2)b、c

9 人的支援等の促進

【再掲】第Ⅲ部第2章第4節1(4)b

10 訪日プロモーションの戦略的高度化

(1)「東京2020大会」後も見据えた訪日プロモーションの取組

a) グローバルキャンペーンの拡大

「Enjoy my Japan グローバルキャンペーン」について、欧米豪 9 市場⁸⁰ において着実に推進するとともに、広告ターゲットを上記 9 市場以外の国に居住する欧米豪人にも拡大させ、2019年(令和元年) 10月からは、航空会社と連携した機内広告や民間企業との連携事業等を実施した。

また、春の魅力を紹介する「桜」をテーマとした動画を新規に制作し、オンライン広告等で発信するとともに、各市場において特定のパッション(興味関心事項)をテーマとした広告展開や旅行会社・メディア、インフルエンサー招請等を順次実施した。

b) 現地の知見等を活用した欧米豪に対する戦略的プロモーション

欧米豪市場において、現地PR会社・コンサル会社の知見等を活用しつつ、より効果の高いプロモーションを推進した。具体的には、現地コンサル会社の持つ調査やプロモーションに関する専門的知見を活用し、市場動向調査や有望なターゲティング分析等の精緻なマーケティングを行うとともに、現地PR会社が持つ現地メディアとのネットワークの活用により市場におけるトレンドを把握し、訪日関係情報の露出量を増加させ、現地において効果的な情報を発信した。

また、2019年(令和元年)9月より、海外の著名人やインフルエンサー、メディア等を招請し、 テレビやオンラインを通じて、映像により日本の歴史・伝統文化等を強力に発信した。また、欧 米豪市場において、世界的に影響力の高いグローバルメディアを活用し、パッション(興味関心 事項)をテーマとした番組制作を行い、同年10月より放送を開始した。

c) 東北をPRするデスティネーション・キャンペーンの実施

東北地域の認知度向上及び東北地域への訪日観光客数の増加を図ることを目的に、2019年(令和元年)8月から2020年(令和2年)3月にかけて、欧米豪及びアジア市場を対象に、東北地域の「認知度向上」を目的としたウェブサイト、映像制作等による情報発信を実施した。

d) ラグビーワールドカップ 2019 日本大会及び「東京 2020 大会」を契機とした訪日プロモーション 2019年(令和元年)8月にメディア向け観光情報相談窓口(ホットライン)を設置したほか、

2019年(守和元年)8月にメディア向け観元情報相談窓口(ホットライン)を設直したほか、日本政府観光局が持つ、メディア向け情報サイト(JOMC)内に開催都市関連情報を集約したウェブページを構築するなど、メディアへの円滑な情報提供を実現するための環境を整備した。また、大会取材のため来日したメディア向けのネットワーキングイベントを同年9月に開催し、開催12都市より招いた観光担当職員が海外メディアとネットワーキングを行い、直接観光PRができる機会を創出した。さらに、9月の大会開幕に合わせて欧米豪のラグビー関心国を対象に、テレビ広告やデジタル広告を活用した訪日プロモーションを展開し、地方への誘客促進に取り組んだ。

また、「東京2020大会」を開催都市だけでなく日本全国の魅力発信の機会とするため、都道府県及び政令指定都市と協力し、2019年(令和元年)6月に海外メディア対応の専用窓口を設置し、各地への円滑な取材の実現に向けた体制を構築した。さらに、同年8月に開催都市である東京都との連携を図るため「東京都メディアセンターの運営に係る連携合意書」を締結し、同年11月に、同大会専用特設ウェブサイトを開設した。

加えて、ラグビーワールドカップ2019日本大会の取材のため来日した海外メディアのJOMC

の認知・拡大につなげるため、大会組織委員会を通じて公認メディア全員に、メディアキットを 配布した。そのほか、画像・映像等のコンテンツ拡充やニュースレター配信等を実施した。

e)メディア芸術に関する発信の強化

【再掲】第Ⅲ部第2章第1節12

f)「beyond2020プログラム」の推進

2020年(令和2年)3月末時点で約16,000の文化プログラムを「beyond2020プログラム」として認証した。認証においては、バリアフリー対応又は多言語対応を必須要件とすることで、全ての人が参画できる機会の確保に努めた。また、認証組織は同月末時点で69組織となった。

g)スポーツツーリズムの推進

【再掲】第Ⅲ部第2章第6節12

h) 日中韓3箇国の連携によるビジット・イースト・アジア・キャンペーンの実施

2019年(平成31年)4月にロシアにて行われたBtoB旅行商談会への韓国との共同出展や、2020年(令和2年)2月に米国にて行われた旅行博への中国・韓国との共同出展を通じて、訪日旅行商品の造成・販売促進を実施した。

また、2019年(令和元年)8月に韓国にて開催された「第9回日中韓観光大臣会合」において、 日中韓3箇国が連携する取組について協議を行い、3箇国間において共同声明に合意した。

(2) 大規模国際競技大会等の開催を活用した観光客の誘致

国内で開催される大規模国際競技大会に向けて、各組織委員会及び関係府省庁等と連携し、開催準備に取り組んだ。具体的には、ラグビーワールドカップ2019日本大会に向けて、関係団体と協力して全国の小・中学生をはじめとした幅広い層に対するラグビー競技の普及・啓発活動や、ラグビー先進国及び太平洋諸島諸国との国際交流を実施するなど、各種大会の成功に向けた取組を行った。

(3) 4者連携による情報発信

経済産業省、観光庁、日本貿易振興機構(JETRO)及び日本政府観光局の4者で連携実施が可能なイベント情報を共有しながら、動画やパンフレット等のプロモーションツールの提供等を実施した。また、2019年(令和元年)6月から9月にかけては、アジアの各都市で日本政府観光局が開催したインセンティブセミナーにおいて、JETROが作成した「産業観光」パンフレットを配布した。

(4) 地域の観光資源を活用したプロモーションの実施

日本政府観光局が有するプロモーションノウハウやデジタルマーケティングによる分析結果等を 活用して実施する「地域の観光資源を活用したプロモーション事業」を、各地方運輸局及び沖縄総 合事務局にて、計87プロジェクト、426件を実施した。

(5) スノープロモーションの実施

中国市場においては、2019年(令和元年)10月にスノーアクティビティ等をはじめとした訪日スノー旅行の魅力を発信する博覧会に出展したほか、スノー特設サイトを多言語化(中国語繁体字及び簡体字)し、同年11月より公開した。また、中国を除くアジア市場においては、SNS調査や

文献等を含むデスクリサーチを踏まえ、同年7月から10月にウェブ調査を実施した。

さらに、欧米豪市場においては、スノー特設サイトの多言語化(ドイツ語及びフランス語)や、 冬季誘客に向けたオンライン広告(欧米豪 9 市場)を実施した。

(6) 日本政府観光局の機能・体制強化

中国を中心とする東アジア3市場におけるターゲット層候補の興味関心や訴求コンテンツを把握し、2020年度(令和2年度)以降の市場別訪日プロモーション方針に反映するため、経済指標分析等のデスク調査、ウェブ定量調査及びグループインタビューの手法を用いた調査を2019年(令和元年)9月から2020年(令和2年)3月にかけて実施した。

プロモーションの高度化及びデジタルマーケティングを活用した各地域へのコンサルティング業務の強化に必要な体制整備並びに組織全体の体制の見直しに係る方向性を検討するとともに、各種課題への対応に必要な組織体制の強化のため、中途採用に向けた選考を実施した。

(7) 海外の旅行会社販売員の人材育成支援

訪日旅行商品の販売を促進するため、現地旅行会社の販売員向けのE-learningシステムを、年間を通して受講できるウェブサイトを11市場において運営するとともに、米国及びオーストラリア市場を対象に招請事業を実施し、また、中国市場ではコンテンツを拡充し、さらに、カナダ及びオーストラリア市場では新コースを追加した。

(8) 訪日外国人旅行者の意見分析や調査の実施等による満足度向上

中国語簡体字に加え、新たに運用を開始した繁体字及び韓国語版の「訪日観光意見箱」を活用して、東アジア地域の旅行者の訪日観光に関する意見を収集・分析した。また、主に中国、台湾及び香港を対象にして、2019年(令和元年)7月から8月にかけて有識者へのインタビュー、同年9月から10月にかけて訪日リピーターへのウェブ定性調査を実施し、調査結果を踏まえた分析を実施した。

(9) 新たな市場からの誘客促進

中東(ドバイ)、ニュージーランド、メキシコ、オランダ及びスイスにおいて、旅行博に出展するなどの先行試行的プロモーションを実施した。

また、中東(ドバイ)及び中南米(メキシコシティ)における日本政府観光局現地事務所の開所 準備に取り組んだ。加えて、今後とも誘客が見込める中国において、プロモーションを強化し、誘 客を一層進めるため、広東省・広州市に日本政府観光局現地事務所を開設した。

(10) ICTの活用等による先進的プロモーションの実施

日本政府観光局ウェブサイトについては、外国人視点にこだわり、かつ、スマートフォンからのアクセスを意識した設計に加え、深度あるデータ分析を可能とするための刷新(ハイブリッド化)を、12市場8言語の12サイトにて実施。また、データのモニタリング体制を構築するとともに、収集したデータだけではなく外部データやSNSテキスト分析のデータ等も、各種プロモーションに活用した。

(11) SNS等を活用したプロモーションの高度化

SNS等を通じた訪日観光情報の発信を強化するため、アジア及び欧米豪市場においてインフルエ

ンサー招請事業を、年間を通じて実施した。

また、在外公館においては、外務省SNSや現地メディアで発信された日本の文化・地方の魅力等に関するコンテンツを活用し、SNSを利用して広く日本の紹介を実施した。さらに、日本の多様な魅力を、現地事情を踏まえた上で、継続的に発信していくことで、日本のファン層拡大を目指した。加えて、外務省においては、在外公館がコンテンツを作成し、配信する際に利用できる素材を共有した。

11 インバウンド観光促進のための多様な魅力の対外発信強化

(1) 欧米豪を中心とした富裕層に向けた取組

2019年(令和元年)6月に欧米豪富裕旅行取扱会社を53社招請するとともに、国内商談会を開催した。また、国内関係者向けセミナーを実施し、同年5月から2020年(令和2年)3月にかけて富裕旅行商談会に出展した。

また、富裕旅行向けウェブサイト等を活用した情報発信を、年間を通して実施した。



海外の富裕旅行商談会に出展した際のジャパンブースの外観

(2) ジャパン・ハウスを活用した魅力発信

ジャパン・ハウス サンパウロでは、2019年(平成31年)4月から同年(令和元年)7月にかけ、47都道府県の職人の作品を通じて日本の伝統や歴史を紹介する企画展示を実施した。現地の県人会の協力を仰いで実施した各都道府県の連動型セミナーでは、地域の魅力を発信した。

ジャパン・ハウス ロサンゼルスでは、同年10月から2020年(令和2年)1月にかけて、伝統を継承しながら現代のニーズや各地方の特性に合わせて進化してきた47都道府県各地の工芸品を展示した。また、同月からは、飛騨の木工技術を通して日本のものづくりを紹介する展示を開催した。さらに、2019年(令和元年)9月には、内閣官房と連携し、「東京2020大会」の「復興ありがとうホストタウン」イベントを実施した。岩手県と福島県の地方公共団体からのパネリストも交え、日米間の交流事例や町の魅力を、食のPRも含めて発信した。

ジャパン・ハウス ロンドンでは、2019年(令和元年)6月に復興庁と連携し復興ウィークを開催し、震災後の地元の頑張りや復興の状況を紹介した。また、同年10月には、奈良県と共同で声明(しょうみょう)、書道、雅楽及び一刀彫りを紹介した。さらに2020年(令和2年)1月には、北海道庁と連携し、「民族共生象徴空間(ウポポイ)」開館告知イベントを1箇月にわたり開催した。加えて、同年2月下旬には国税庁と連携し、日本の酒イベントを開催し、焼酎セミナー・ワークショップを実施した。

(3) 在外公館等における海外への地域の魅力発信

a) 地方公共団体によるプレゼンテーションの実施

外務省は駐日外交団等向けに、「令和元年度地域の魅力発信セミナー」を2019年(令和元年)6月に都内において4地方公共団体(秩父市、堺市、京丹後市及び立山町)との共催で開催した。また、視察ツアーを4件(飯塚市(2019年(平成31年)4月)、千葉県(同年(令和元年)7月)、萩市(同年9月)及び鹿児島県(同年11月))実施することで、地域の産業、伝統芸能・工芸品、観光資源等の魅力のPRを実施した。

b) 地方の観光地としての魅力の発信

2019年(令和元年)11月1日から12月27日にかけて、北京、天津、上海、成都、広州、大連、ハルビン等の中国各地で、地方公共団体等と連携して日本各地の食に係る魅力ある産品のプロモーション事業を実施した。

c) 飯倉公館におけるレセプションの実施

外務省は駐日外交団等を対象に宮崎県(2019年(令和元年)11月)、奈良県(同年12月)、 岩手県(2020年(令和2年)2月)の計3件のレセプションを実施し、各都道府県が誇る食、 観光資源、伝統及び文化の魅力を発信した。各回会場に駐日商工会議所も含め約220~250名が 参加し、地方公共団体関係者等との交流を通じネットワーク構築が行われた。

d) 文化事業等を通じた訪日需要の喚起

在外公館及び国際交流基金 (JF) が実施する文化事業の中で、日本美術に見る動物の姿展 (2019年 (令和元年) 6~12月、米国各地) や、ロンドン・ジャパン祭りにおける石見神楽公演 (同年 9月、英国)、日本映画祭 (同年 11~12月、インドネシア) 等、多様な公演や展示、映画の上映会の実施等を通じて、コンテンツを含む日本文化の多様な魅力を海外に向けて発信した。

また、日本政府観光局とJFの海外事務所は、Japan2019公式企画⁸¹の「Japan Day」でのブース出展による訪日旅行情報の提供、訪日旅行に関心のある米国人を対象とした「文化日本語講座」の共催等、年間を通した連携を実施した。

さらに、鉄道旅行、温泉旅館、サイクル・ツーリズム等の幅広い分野の専門家を個別に海外に派遣し、講演会、実演、ワークショップ等を通じて日本の多様な魅力を発信する10件の「日本ブランド発信事業」を実施した。

(4) 放送コンテンツの活用による日本の魅力発信

a) 関係省庁等の連携による日本の魅力発信

商業ベースでは日本のコンテンツが放送されない国・地域を中心に、日本のアニメ、ドラマ、ドキュメンタリー等の無償提供を実施した。総務省事業及び経済産業省事業にて作成された外国語版等作品を通じて地方の魅力を紹介したり、ロケツーリズム促進に資する作品の放送を現地テレビ局に積極的に打診するとともに、国際交流基金(JF)が提供した番組の放送前後に日本政府観光局が作成した訪日観光プロモーションに資するCMを放送するなど、包括的に事業を実施し訪日外国人旅行者の増加に寄与した。2020年(令和2年)3月末現在、約120の国・地域において、延べ約1,600番組を放送した。また、これまでに番組提供を実施した現地テレビ局が将来的に日本の地方局等の番組購入交渉に至るよう直接のコンタクトを取るよう促した。

b)株式会社海外需要開拓支援機構(クールジャパン機構)による支援

株式会社海外需要開拓支援機構 (クールジャパン機構) は、日本コンテンツ専用の衛星放送チャンネル「WAKUWAKU JAPAN」事業を支援し、展開国及び視聴可能世帯数は当初の2箇国250万世帯から7箇国・地域1,600万世帯へ拡大した。また、インドネシアでは「訪日旅行で参考にするテレビ番組」で1位を獲得し、台湾では最大手有料放送プラットフォームの全加入者が視聴可能なベーシックパックへの移行も実現した。本事業が立ち上げフェーズを終え、同機構の出資

が一定の役割を終えたことから、2019年(令和元年)9月に同機構は保有する全株式を他社へ譲渡した。

c)株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構(JICT)による支援

2018年(平成30年)3月に支援を決定した「ミャンマー連邦共和国における放送番組制作 設備・スタジオ設備整備及び放送コンテンツ提供事業」について、ハンズオン支援を通して、海 外における日本のコンテンツの継続的な発信に取り組んだ。

d)NHKワールドJAPANによる発信

「放送法(昭和25年法律第132号)」に基づき、NHKにテレビ国際放送の実施を要請した。 NHKにおいて必須業務として行うテレビ国際放送と一体として、160の国・地域で視聴可能な 放送を実施した。

(5)「地域経済グローバル循環創造ポータルサイト」の活用

「地域経済グローバル循環創造ポータルサイト」に地域産品海外販路開拓モデル事業をもとに作成した地域産品価値向上手順書や動画を掲載し、ポータルサイトの活用を促した。

(6) 関係省庁等の連携による日本各地域の魅力の発信

総務省では、ローカル放送局等と、地方公共団体、地場産業、観光業等の関係者が幅広く協力し、日本の魅力を伝える放送コンテンツを海外の放送事業者等と共同制作・海外発信等する事業を48件採択・実施した。また関係省庁等が連携し、2020年(令和2年)1月から2月にかけて、北海道、沖縄県等11箇所でコンテンツ海外展開セミナーを実施した。

外務省では、商業ベースでは日本のコンテンツが放送されない国・地域を中心に、日本のアニメ、ドラマ、ドキュメンタリー等の無償提供を実施した。総務省事業及び経済産業省事業にて作成された外国語版等作品を通じて地方の魅力を紹介したり、ロケツーリズム促進に資する作品の放送を現地テレビ局に積極的に打診するとともに、国際交流基金(JF)が提供した番組の放送前後に日本政府観光局が作成した訪日観光プロモーションに資するCMを放送するなど、包括的に事業を実施し訪日外国人旅行者の増加に寄与した。2020年(令和2年)3月末現在、約120の国・地域において、延べ約1,600番組を放送した。また、これまでに番組提供を実施した現地テレビ局が将来的に日本の地方局等の番組購入交渉に至るよう直接のコンタクトを取るよう促した。

日本政府観光局では、総務省と連携し、2019年(令和元年)12月にシンガポールで開催された海外見本市「Asia Television Forum & Market 2019」にて日本の訪日魅力の発信につながる動画を放映した。また、2020年(令和2年)1月には、関係省庁と連携し、全国11箇所で開催するコンテンツ海外展開セミナーにおいて、海外向けの放送コンテンツを制作する関係者に対して、インバウンドを巡る現状を説明した。

農林水産省では、訪日外国人旅行者に向けた日本の各地域での食体験を紹介する映像や、母国に帰国してからの再体験に資する日本産食材サポーター店をPRする映像等を制作し、ウェブサイト等の多様な広報媒体や日本食普及のイベント等において放送することで、日本産食材・食文化の魅力を発信した。

(7) 国内観光情報サイトの多言語化への検討

日本観光振興協会の国内観光情報サイト「全国観るなび」に掲載されるイベント情報及び季節観

光情報の英訳について、2018年度(平成30年度)にAI翻訳化の実証実験を行い、2019年度(令和元年度)は、中国語及び韓国語の効果検証を実施したが、全ての言語において、訳質やシステム負荷の観点から導入を見送った。当面の間、手動翻訳によるイベント情報及び季節観光情報の英語による正確な情報提供を図ることとした。

(8) 日本語教育の拡充による親日層の育成

国際交流基金(JF)を通じて、日本語専門家の派遣、日本語教師・学習者訪日研修等のこれまでの取組を継続し、海外における日本語教育の質の向上と安定的実施に寄与した。2019年度(令和元年度)はASEAN各国、中国及び台湾に「日本語パートナーズ」を計515人派遣し、2014年度(平成26年度)から2019年度(令和元年度)末までの累計派遣者数は2,375人に上った。

(9) 海外日本庭園の再生

海外における日本庭園8箇所82を選定し、修復支援を実施した。

(10) 風評被害を最小限に抑えるプロモーション

2019年(令和元年)5月に、箱根山の噴火警戒レベル引き上げに際して、日本政府観光局のTwitterにおいて情報発信を実施し、同年6月には、山形県沖で発生した地震について日本政府観光局のグローバルサイト及びTwitterにおいて情報を発信するとともに、同年7月から2020年(令和2年)1月にかけて、「山形・新潟応援キャンペーン」として、随時プロモーションを実施した。また、2019年(令和元年)9月から10月にかけて、令和元年房総半島台風及び令和元年東日本台風の影響による必要な気象情報や交通状況等について、日本政府観光局ウェブサイト、SNSにて情報発信を実施するとともに、中国においてはWeiboにて情報を発信した。

(11) 観光分野における多国間枠組みへの貢献

G20観光大臣会合をより充実した内容とするため、2019年(令和元年)5月に北海道倶知安町で高級実務者級会合を開催した。これにあわせて、「持続可能な観光による地方創生」国際シンポジウムを開催し、持続可能な観光に関する講演、パネルディスカッション等を行った。また、同年10月にG20観光大臣会合を開催し、「北海道倶知安宣言」を採択した。

(12) 2国間関係の強化による双方向交流の拡大

2019年(令和元年)5月に、日本で第5回日露観光促進協議会を開催し、「第5回日露観光促進協議会の共同声明」に署名した。同年6月には、2023年(令和5年)までに両国間の相互の交流人口目標について、訪日ロシア人数及び訪露日本人数をそれぞれ少なくとも20万人、合計40万人と定めた新たな共同活動プログラムに署名した。

また、2019年(令和元年)9月に、オーストラリアで第9回日豪観光交流促進協議を開催した。 観光分野における両国間の相互協力や、観光交流の拡大に向けたプロモーション、マーケティング に関する取組の共有等を行った。

(13) 先住民族としてのアイヌ文化等の発信

北海道内4箇所の空港にてアイヌ工芸品の展示を実施した。また、2019年(令和元年)9月に

⁸² 8箇所の内訳は、米国(ニューヨーク州、テネシー州、オクラホマ州、テキサス州、イリノイ州)オーストリア(ウィーン)、ドイツ(ツァイツ)及びフランス(エクサンプロヴァンス)。

ラグビーワールドカップ2019日本大会の札幌会場でアイヌ古式舞踊の披露、同年10月にG20観光大臣会合で「民族共生象徴空間(ウポポイ)」に関する情報発信やアイヌ伝統料理の試食等を実施した。このほか、道内外の博物館等を会場にした国立アイヌ民族博物館開館PRリレー展示、内閣官房TwitterでのウポポイのPR、2020年(令和2年)2月発行の旅行ガイドブックを活用したウポポイのPR等のプロモーション活動を実施するなど、地元機運の醸成を図った。

(14) 海外メディア招へいや在京海外メディア記者向けプレスツアーを活用した情報発信

29箇国・地域から計42名の外国メディアの記者及び1箇国のテレビチームを招へいした。また、 在京外国メディア関係者向けのプレスツアーを5件実施した。これらの取組により日本の魅力を発 信し、海外からの誘客に寄与した。

(15) 旅客船・フェリーの観光利用促進のための効果的な情報発信

日本旅客船協会が傘下事業者に対して、当協会ウェブサイトへの航路情報の掲載を呼びかけ、掲載航路の増大等を図るとともに、国土交通省において関係者と調整して離島の魅力を紹介した記事を掲載させるなどの取組を行い、同ウェブサイトの内容を充実させる事業を実施した。

12 日本における社内会議の開催等の促進

2019年(令和元年)7月に海外企業に情報を届ける1つの手法として、MICE⁸³プロモーション動画を現地企業や海外在住の訪日経験者(外国語指導助手、国際交流員、スポーツ国際交流等で来日した外国人)等がフォローしている外務省のFacebook及びTwitterに投稿を行った。

13 文化遺産・観光コンテンツバンク構想の推進

外国人有識者等の意見を踏まえて策定した基本方針の下、日本政府観光局ウェブサイトGlobal Home内に文化財コンテンツについての多言語解説、高精細画像・動画、アクセス情報等を集約したウェブサイト「Japan Heritage」を構築して2020年(令和2年)3月に公開した。あわせて、これら文化財コンテンツの2次利用に向けた条件整備を行った。

14 文化財を活用した観光地域の魅力創造の推進

地域内の文化財等の観光コンテンツを紹介する多言語ウェブサイトの整備、多言語マップの作成 等、訪日外国人旅行者の受入環境の整備を行う取組について支援を行った。

15 「日本博」をはじめとする文化プログラムの推進

【再掲】第Ⅲ部第2章第1節8

16 海外への国立公園の魅力発信

【再掲】第Ⅲ部第2章第2節2(3)

17 国立公園を活用した観光地域の魅力創造の推進

国立公園を活用した訪日外国人旅行者向けの旅行商品の造成に向けて実施された外国人有識者を

⁸³ 企業等の会議(Meeting)、企業等の行う報奨・研修旅行(Incentive Travel)、国際機関・団体、学会等が行う国際会議(Convention)、展示会・ 見本市、イベント(Exhibition/Event)の頭文字のことであり、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントの総称。

対象にしたFAMツアー84の開催や、ワークショップの開催等に対して支援を行った。

18 「SAVOR JAPAN」ブランドの魅力発信

【再掲】第Ⅲ部第2章第5節2

19 農泊地域の拡大に向けた取組

【再掲】第Ⅲ部第1章第4節

20 訪日教育旅行の活性化

(1) 訪日教育旅行の受入体制整備

年間を通して、日本政府観光局のウェブサイトを通じた情報発信やマッチング支援を実施した。 2019年(令和元年)10月に国内地方公共団体観光部局、教育関係者及び台湾の教育関係者による セミナーを実施し、同年11月には、国内地方公共団体観光部局、教育関係者及び中国の教育関係 者によるセミナーを実施した。

(2) 地域における相談窓口の設置

海外からの訪日教育旅行受入申請に対し、年間を通して、日本政府観光局が一元的相談窓口となり国内の学校・教育関連機関等とのマッチング支援を27件実施した。

(3) 訪日教育旅行に対する理解の促進

各都道府県の指導担当課長等が集まる会議等において、文部科学省で実施した高等学校における 教育旅行受入等に係る調査の結果を示し、その教育的意義を説明した。

また、スーパーグローバルハイスクール指定校において、帰国・外国人生徒(留学生)の受入を 実施した。

さらに、2019年(令和元年)6月に、台湾で訪日教育旅行に関する現地説明会を開催し、同年8月と11月にはオーストラリアにおいてセミナーを実施した。また同年11月に米国にて開催される全米外国語教師協会(ACTFL)の総会に地方公共団体や教育機関と共同でブースを出展。さらに、同年10月から2020年(令和2年)3月にかけて、台湾、中国及びオーストラリアの教育関係者を招請するとともに、中国においてセミナーを開催した。

(4) 訪日教育旅行の地方への誘致

【再揭】第Ⅲ部第3章20(3)

(5) 訪日教育旅行に関する新たな体験コンテンツ造成の推進

大学、地方運輸局、観光地域づくり法人(DMO)等が連携し、訪日グローバルキャンペーンに活用できる修行・宿坊体験や遍路体験といった新たな滞在型コンテンツの造成や、磨き上げを行った。

21 鉄道の観光資源としての魅力発信

全国の観光列車が持つ魅力を紹介するためのポータルサイトについて、掲載内容の更なる充実の ため、地域鉄道事業者の観光列車の情報発信を強化した。

⁸⁴ 海外の旅行事業者やメディア等を観光地に招へいし、現地視察に基づいた旅行商品の造成やメディアへの露出拡大による誘客促進のために行うツアーのことをいう。

22 訪日外国人旅行者を対象とした地方部における鉄道利用促進

【再掲】第Ⅲ部第1章第2節1(6)

23 観光の中核を担う人材育成の強化

【再掲】第Ⅲ部第1章第1節10(2)

24 即戦力となる地域の実践的な観光人材の育成強化

【再掲】第Ⅲ部第1章第1節10(3)

25 「ホストタウン」の推進

2019年度(令和元年度)末までに、ホストタウン登録数を423件、地方公共団体数を492、相手国・地域数を169まで拡大した。

また、2019年(令和元年)6月に「復興ありがとうホストタウン連絡協議会」を設立した。これまでに同協議会を計2回開催し、「復興ありがとうホストタウン大使」の任命及びブラインドサッカーの親善試合(日本対アルゼンチン)をはじめとするイベントを開催した。

さらに、同年7月に次回開催都市のパリでホストタウンの取組について、また、同年9月に次々回開催都市のロサンゼルスで「復興ありがとうホストタウン」の取組についてのPRを実施し、アンケートに回答した97%がホストタウンの取組を評価する、興味を持ったという結果となり、ホストタウンとなっている各地方公共団体への興味・関心も高めた。

加えて、同年末までにホストタウンリーダーによる研修会を4回実施し、好事例の共有を図った。 また、2020年(令和2年)2月にホストタウンリーダーを新たに57名任命し、好事例を共有する基盤を強化した。



地方誘客・消費拡大に資するその他主要施策

》 第1節 出入国の円滑化

1 最先端技術を活用した革新的な出入国審査の実現

(1) 世界初の出入国審査パッケージの導入、世界最高水準の技術の活用等の取組

以下の各施策の実施により、2019年(平成31年/令和元年)の外国人入国者数は2018年(平成30年)に比べて約109万人増加しているところ、当該年の入国審査待ち時間20分以内達成率は76%であり、前年と比べて達成率が1ポイント減少した。

a) バイオカートの導入

2019年(令和元年)12月に羽田空港、2020年(令和2年)1月に博多港及び比田勝港にバイオカート⁸⁵の新規配備を行い、全国20空港・港湾で運用している。

また、既に導入済みの成田空港及び中部空港についても2020年(令和2年)2月に増配備を行った。

b)プレクリアランスの実現に向けた検討

令和2年度政府予算において、プレクリアランス⁸⁶に必要な経費を計上しており、2021年度(令和3年度)中の台湾とのプレクリアランス再開のため、台湾側との打合せ等実施に向けた準備を進めた。

c) 自動化ゲートの対象者の拡大の検討

トラスティド・トラベラー・プログラム (TTP)⁸⁷利用対象者の拡大について、2020年(令和2年)3月、現行のビジネスマン要件の緩和を行うとともに、「十分な資力信用を有する者」及び「TTP登録者の配偶者及び子」を信頼できる渡航者と認めることとし、TTPの利用対象者を拡大した。

また、航空機の乗員を自動化ゲートの対象とすることについて、継続して検討を行った。

d) 日本人出帰国手続における顔認証技術を活用した自動化ゲートの導入

既に導入済みの成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港及び福岡空港において日本人の出帰国手続等に使用している顔認証ゲートの増配備を行うとともに、2019年(令和元年)11月には新たに新千歳空港の出国・上陸審査場に配備し、運用を開始した。また、施設の整備状況を踏まえ2020年度(令和2年度)中に那覇空港の出国・上陸審査場にも配備し、運用を開始するために必要な準備を進めた。

⁸⁵ 上陸審査待ち時間を活用して個人識別情報を上陸審査前に取得するための機器。

⁸⁶ 出入国管理において、入国手続の円滑化等のために、相手国の空港内で自国の係員が入国審査を行う制度。

⁸⁷ ビジネス、観光、親族訪問等の目的で短期間滞在するために入国する者及びその家族等のうち、一定の要件を満たす「信頼できる渡航者(トラスティド・トラベラー)」と認められた者について、出入国在留管理庁長官が交付する「特定登録者カード」によって、自動化ゲートの利用を可能とする制度。

e) 個人識別情報を活用した外国人の出国時の自動化ゲート利用拡大の検討

日本人の出帰国手続において運用している顔認証ゲートを、観光等の目的で入国した外国人の 出国手続にも活用するべくシステム改修を行い、2019年(令和元年)7月24日の羽田空港を 皮切りに、同年8月に成田空港、同年9月に関西空港、同年10月に福岡空港、同年11月に中部 空港及び新千歳空港で運用を開始した。また、那覇空港においては、施設の整備状況を踏まえ 2020年度(令和2年度)中に顔認証ゲートの外国人出国手続における運用を開始するために必 要な準備を進めた。

f) 入国審査待ち時間を含む空港での諸手続に要する時間の公開

成田空港においては、出入国諸手続時間計測のため、「東京2020大会」の開催までの機器整備計画を具体化し、2018年度(平成30年度)に引き続き機器の設置工事と待ち時間の表示・公開方法の検討を進めた。

また、関西空港においては、2019年度(令和元年度)までに機器を整備し、出国待ち時間を 公開したが、入国待ち時間の表示・公開方法についても、成田空港での取組を参考にしつつ、関 係者間で検討を進めた。

(2) FAST TRAVELの推進

成田、羽田、関西、中部、那覇、仙台の6空港に加え、2019年度(令和元年度)は、新たに新 千歳空港において、官民連携のFAST TRAVEL推進ワーキンググループを設置し、旅客の利便性向 上に資する取組を推進した。

また、首都圏空港において、2020年度(令和2年度)中の導入に向けて顔認証技術による旅客手続の一元化(One ID化)の取組を進めた。地方空港においても、自動チェックイン機等の設備を順次導入し、搭乗関連手続の自動化・円滑化に取り組んだ。

さらに、旅客の手荷物輸送の円滑化に向けた手荷物搭降載補助機材等の導入や、ビジネスジェット専用動線の整備、複数航空会社間でのチェックインカウンターの共用化、おもてなし環境の充実に向けたデジタルサイネージ等の導入を推進した。

加えて、関西空港では、運営権者においてFAST TRAVEL推進のため、民間の創意工夫を生かした機能強化が図られ、セルフバッグドロップシステムの導入及びスマートレーンの増設が実施された。

(3) 先進的な保安検査機器の導入

先進的なボディスキャナー、高性能な爆発物自動検知機器及びその他の先進的な保安検査機器について、計画どおり導入した。

(4) 出入国審査ブース・CIQ体制の充実

訪日外国人旅行者の急増に対応するための空港・港湾施設の供用開始等に伴い、羽田空港、中部空港等において、審査端末機器の増配備を行ったほか、出入国審査業務の充実強化として、2019年度(令和元年度)において入国審査官266人を増員し、また、2020年度(令和2年度)においても入国審査官216人を増員した。

税関では、訪日外国人旅行者の急増等に対応するため、2019年度(令和元年度)において、税 関職員302人を増員するとともに、X線検査装置等の取締・検査機器の配備等を実施した。

検疫では、検疫所職員57人を増員した。また、感染拡大防止のため患者搬送車両等の物的体制の整備をした。

動植物検疫では、人員の再配置、地方空港・港湾への出張検査対応等による業務の効率化を図った。2019年度(令和元年度)は動物検疫所で家畜防疫官24名及び植物防疫所で植物防疫官20名の新規増員、動植物検疫探知犬20頭の増頭による水際での携帯品等検査の体制を強化した。また、検疫制度に関して説明する多言語ポスター及びリーフレット、ウェブサイトの多言語化等による広報強化を実施した。

(5) 先進的で最高水準の技術を活用した個人識別情報システムの導入

出入国審査等を行う成田空港、羽田空港、中部空港及び関西空港をはじめとする全国の空港・港湾において、2020年度(令和2年度)中の運用開始を目指し、先進的で最高水準の技術を活用した個人識別情報システムを導入するために必要な開発を進めた。

(6) 税関検査場電子申告ゲート等の導入による入国旅客の迅速通関と厳格な水際取締りの 両立の実現

2019年度(令和元年度)は、液体検査装置、ボディスキャナー、デジタルサイネージ等の取締・検査機器等を空港・港湾に、税関検査場電子申告ゲートを羽田空港等6空港へ配備した。

(7) ファーストレーンの整備促進

ファーストレーンの重要ビジネス旅客や国際会議の参加者等の利用に関して、成田空港及び関西空港においては、運航スケジュール等を勘案して利用時間の柔軟な運用を引き続き行った。また、国際会議参加者のファーストレーンの利用を促進するため、京都市への国際会議の誘致時に主催者に対してPRを行った。

羽田空港におけるファーストレーンの新規設置については、2020年(令和2年)夏ダイヤからの年間約4万回の発着容量の拡大に伴う入国審査場の混雑具合や、「東京2020大会」の際に設置される大会選手関係者専用レーンの運用状況を勘案しつつ、設置に向け調整を図った。

(8) 乗客予約記録の分析・活用の高度化等

税関では、乗客予約記録 (PNR) の分析・活用を一元的に実施し、ハイリスク旅客の選定の効率化を図っている。2019年(平成31年)3月より入出国PNRの電子的報告を原則化しており、2019年度(令和元年度)においても、継続して、効率的かつ効果的な検査の実施を推進し、増加する旅客の円滑な入力と国の安全を確保するための水際対策の両立を強化した。

また、航空会社等から報告を受けたPNRと出入国在留管理庁が保有するその他の情報を合わせて分析して、出入国管理上の要注意人物を発見し、関係機関とも連携を強化するなどして、引き続き、円滑かつ厳格な水際対策を実施した。

(9) CIQ体制の強化による更なる円滑かつ厳格な出入国審査体制の実施(審査ブース端末の増設等)

増加する訪日外国人旅行者が我が国への出入国を円滑かつ快適に行えるよう、地方空港・港湾も 含めた出入国審査等の状況を十分考慮して、引き続き、空港・港湾施設の拡張に伴う審査端末機器 及び地方出入国在留管理局へのクルーズ船旅客の上陸審査対応用審査端末機器の増配備を行った。

⁸⁸ PNRはPassenger Name Recordの略。航空券の予約をした者の身分事項、座席の番号といった予約の内容、携帯品や搭乗手続に関する事項を記載した記録のこと。

(10) 出発国における事前スクリーニングによる渡航防止のための仕組みの導入

出発港での渡航者に係るチェックイン時の情報等を活用して渡航前のスクリーニングを行い、その結果を航空会社に通知することで、航空会社が搭乗可否を判断し、問題のある外国人の搭乗を阻止する仕組み(APP)について、継続して導入の必要性を検討した。

(11) 上陸審査等の合理化 (EDカード及び在留資格認定証明書の電子化)

諸外国における電子EDカード 89 の導入事例の調査を行い、我が国における効果的な導入方法について、引き続き検討を行った。

また、在留資格認定証明書の電子化については、関係省庁と協議を実施するなど、電磁的記録による在留資格認定証明書の導入に向け、必要な検討を進めた。

(12) 快適な乗下船と高度なセキュリティの両立

大型テントや屋根付き通路の設置等に対する支援を17港に対して行った。

2 農畜産物のお土産に関する動植物検疫の環境整備

動植物検疫制度及び持ち出し可能な農畜産物に関する多言語⁹⁰パンフレット及びポスターについて、検疫条件が変更されるなど情報更新の都度作成し、空港の輸出検疫カウンター等で配布した。また、輸出検疫カウンターにおける輸出検査を適切に実施し、地域の農畜産物の、お土産としての円滑な持ち出しを促進した。

さらに、輸出先国の規制・条件に合致した農産物の携帯品(お土産)としての持ち帰りに取り組む産地等に対して、植物検疫、防除等の専門家による技術的なサポートを242件実施した。

3 首都圏におけるビジネスジェットの受入環境の改善

羽田空港では、大型機用スポットを小型機でマルチ使用するなど、既存スポット運用の工夫により駐機可能数拡大を行うとともに、「東京2020大会」に向けて、首都圏空港だけでなく、地方空港の活用も含めた首都圏空港における大会期間中の発着方針について、空港会社、ハンドリング会社等のビジネスジェットの関係者間で調整し、空港ごとの運用方法について協議を実施した。

4 高速バスの利用促進

2019年(令和元年)11月に地方公共団体職員等を対象として国土交通大学校で実施された研修等の機会を活用し、訪日外国人旅行者向け高速バス情報ウェブサイト「Japan Bus-Gateway」について、PR等を実施した。

第2節 ビザの戦略的緩和

「観光ビジョン実現プログラム2019」の方針を踏まえ、2019年(平成31年)4月にカタール(数次ビザの緩和及び商用目的、文化人・知識人向け数次ビザの対象者拡大と有効期限の延長)、同年(令和元年)8月にラオス(商用目的、文化人・知識人向け数次ビザの対象者拡大と有効期限の延長)、同年9月にロシア(8項目の協力プランに関与するロシア企業等の常勤者等に対する数次ビザ適用及び、大学生等に対する一次ビザ申請手続の簡素化)に対して、ビザ発給要件の緩和を実施した。

⁸⁹ 外国人入国記録。外国人が上陸申請を行う際、入国審査官に対し提出する書類。

⁹⁰ 農産物は日本語、英語、スペイン語、中国語、タイ語、ロシア語及びマレー語。畜産物は日本語、英語、中国語及び韓国語。

また、同年(平成31年)4月から「訪日外国人査証ホットライン」を開設した。在外公館への査証に関する相談件数が著しく多く、今後も大幅な増加が見込まれる国をはじめ、世界各国からの電話による査証相談に多言語(英語、ベトナム語及びロシア語)で対応し、在外公館の事務負担を軽減するとともに、領事サービスの一層の向上を図った。訪日外国人旅行者の増加にともなう査証申請の増加に対応するため、臨時職員を配置するなど、人的体制の強化に取り組んだ。

さらに、在外公館を通じて日本の多様な魅力の発信に努め、特にインド及び中国を重点的に、日本政府観光局が行う観光セミナー、商談等の機会を捉えてプロモーションを実施した。(BtoCイベント(中国13都市)、観光セミナー・商談会(インド3都市))

》》第3節 空港

1 複数空港の一体運営の推進

北海道内7空港においては、2019年(令和元年)7月3日に優先交渉権者を選定、同年10月31日に実施契約を締結し、2020年(令和2年)1月15日から7空港一体の空港ビルの運営を開始した。

また、熊本空港においては2019年(令和元年)5月31日に運営会社と実施契約を締結したほか、 広島空港においては同年6月26日に募集要項等を公表し、2020年(令和2年)3月に競争的対 話⁹¹を終了するなど、運営の民間委託に向けた手続を進めた。

2 地方空港の着陸料軽減等の支援

全国27箇所の「訪日誘客支援空港」等の地方空港に対して、2018年度(平成30年度)末に実施したフォローアップの結果も踏まえつつ、着陸料の割引や補助、グランドハンドリング経費等の新規就航・増便への支援、ボーディングブリッジの設置・CIQ施設の整備等の旅客受入環境の高度化への支援等を実施した。新規就航・増便への支援については、2019年度(令和元年度)より、チャーターから定期化した新規就航路線や、就航が集中する東アジア4都市(ソウル、台北、上海及び香港)以外の都市との間を結ぶ路線について、支援対象となる便の範囲を拡充した。

3 首都圏空港の容量拡大

羽田空港については2020年(令和2年)夏ダイヤから新飛行経路の運用を開始し、国際線の発着容量を年間約4万回拡大した。新飛行経路の運用にあたっては、これまで騒音・落下物対策を実施するとともに6巡にわたる住民説明会を開催した。今般の増枠分については、羽田空港未就航の大都市を多数抱える米国や中国に加え、昼間時間帯の新規就航となるロシアやオーストラリア等、合計9箇国・地域に配分した。また、羽田空港国内線第2旅客ターミナルビルにおける国際線施設の整備が完了し、2020年(令和2年)3月に供用を開始した。

成田空港については、高速離脱誘導路の整備が完了し、2019年(令和元年)12月に供用を開始したところであり、2020年(令和2年)夏ダイヤから空港処理能力を年間約4万回拡大した。また、2019年(令和元年)冬ダイヤからはA滑走路において夜間飛行制限の緩和を実施した。さらに、年間発着容量を50万回に拡大するため、B滑走路延伸及びC滑走路新設等について航空法に基づく空港施設の変更許可を行った。

⁹¹ 事業者選定段階において、公募資料に関する質疑応答や意見把握等を行うことで、主として事業者選定を円滑に進めることを目的とした手法のこと。

4 首都圏におけるビジネスジェットの受入環境の改善

【再掲】第Ⅲ部第4章第1節3

5 操縦士・整備士の養成・確保

航空機の操縦士については、航空大学校の養成規模の拡大を着実に進めることで若手操縦士を養成するとともに、防衛省出身操縦士の民間活躍に必要な資格の取得に際して負担軽減を図り、即戦力となる操縦士の確保促進を行った。

また、航空機の整備士については、新たな在留資格(特定技能)による外国人材の受入に向けて、 2019年(令和元年)10月に特定技能評価試験を実施した。

さらに、航空業界を志望する若年者等の関心を高めるため、こども霞が関見学デーでのPR、女性向け講演会の開催等、裾野拡大の取組を実施した。

8 出入国審査ブース・CIQ体制の充実

【再掲】第Ⅲ部第4章第1節1(4)

7 空港地上支援業務の省力化・自動化

2018年度(平成30年度)より構築を開始した空港地上支援業務における先端技術の導入による運用効率や安全性を確認するためのシミュレーションにおいて、2019年度(令和元年度)はその対象車両や範囲を拡大し、空港内の交通流への影響や省力化の効果について分析した。

また、成田空港、羽田空港、中部空港及び佐賀空港において、制限区域内における人・手荷物・ 貨物の輸送を想定したバス・トーイングトラクターの自動走行実証実験を官民が連携して実施し、 2019年度(令和元年度)に計3回開催した「空港制限区域内における自動走行の実現に向けた検 討委員会」において、省力化技術の導入に係る課題や対策について議論を行った。

8 航空便の新規就航等に併せた日本政府観光局による協働プロモーションの実施

各市場における新規就航・増便にあわせ、広告事業等の共同プロモーションを実施した。

また、航空会社との商談実施や、新規就航・増便計画に関する情報収集及びその計画実現に向けた働きかけ等を実施するために、2019年(令和元年)9月開催の「World Routes 2019」に出展した。

9 地方空港のゲートウェイ機能強化とLCC就航推進

中部空港について、LCCの新規就航等に対応するためのLCC専用旅客ターミナルである第2ターミナルの整備を実施し、2019年(令和元年)9月20日に供用を開始した。

また、那覇空港については、2本目の滑走路を増設し、2020年(令和2年)3月26日に供用 を開始するとともに、引き続き、機能強化のため国際線ターミナル地域再編事業等を進めた。

さらに、新千歳空港については、国際線ターミナル地域再編事業が完成し、2020年(令和2年) 3月29日から1時間当たりの発着枠を42回から50回に拡大した。

加えて、福岡空港においては、国内線ターミナル地域再編事業が完成し、2020年(令和2年) 3月29日から1時間当たりの発着枠を35回から38回に拡大するとともに、引き続き、滑走路増設事業に取り組んだ。

10 空港アクセスの利便性向上

羽田空港については、空港と都心とを結ぶ深夜早朝アクセスバスの運行を通じた空港アクセスの 改善を図っており、ウェブサイト等を活用した広報活動の充実・強化に取り組んだ。

成田空港については、深夜アクセスの改善に向けた課題の検討・協議を進め、A滑走路の夜間飛行制限の緩和に伴い深夜アクセスの拡充を図った。

那覇空港については、駐車場の容量不足や構内道路における混雑に対応する取組を進めた。

11 コンセッション方式等の活用の推進

2019年度(令和元年度)に新たに南紀白浜空港、福岡空港、静岡空港及び愛知県国際展示場でコンセッション事業が開始した。

また、コンセッション事業の重点分野及び目標等を定めた「PPP/PFI推進アクションプラン」を2019年(令和元年)6月に改定した。

12 国内管制空域の抜本的再編による管制処理容量の向上

札幌、東京及び福岡の各航空交通管制部においては、国内管制空域の再編(上下分離)のために 必要となる新たな管制システムを整備した。

13 国内外ハブ空港におけるプロモーション

2019年(令和元年) 8月から国内空港のデジタルサイネージ等でプロモーション動画を放映した。 2020年(令和2年) 1月からは、フランクフルト空港等の海外ハブ空港において、空港所在地居 住者にとどまらず、旅慣れた乗継客を対象に、プロモーション動画を放映するなどの訪日プロモー ションを実施した。

14 日本文化の魅力発信及び文化財による地域活性化

【再掲】第Ⅲ部第2章第1節1(7)

第4節 MICE·IR

1 MICE 誘致の促進

(1)「MICE推進関係府省連絡会議」の開催

2019年(令和元年)6月にMICE関係府省連絡会議を開催し、「関係府省MICE支援アクションプラン2018」の進捗確認とともに各府省の取組の共有を行った。また、同年9月にMICE推進関係者の拡充に向けて、法務省が新たにメンバーに加わることで合意した。

(2) ユニークベニューの利用促進

MICE推進関係府省連絡会議を通して調査した各府省所管のユニークベニュー対象候補施設(迎賓館、博物館、美術館等)を個別に訪問し、ユニークベニューの活用促進事例のヒアリングと今後の利用促進に向けた意見交換を実施した。また、地方公共団体やコンベンションビューローに対し活用事例を紹介しつつ、地域の施設を活用したMICE誘致方策について助言を行った。

(3) プレ・ポスト MICE プログラム参加の促進

2019年(令和元年)11月に「MICE参加者におけるブレジャー活用促進業務」を開始した。関係団体等と連携し、訪日外国人のブレジャー活用実態に関する調査等を実施、公表するとともに、2020年(令和2年)1月及び3月に「MICE参加者のブレジャー促進連絡会」を開催し、有識者との意見交換を実施することで、我が国におけるプレ・ポストMICEプログラム(テクニカルビジット・エクスカーション等)への参加を促進した。

(4) 日本貿易振興機構(JETRO) による取組

2019年(令和元年)10月に、ミスインターナショナル世界大会(東京)に合わせてビジットジャパン観光特使であるミスインターナショナル各国代表を全国7県に25名派遣した。各地の地域産品・商材の現場を視察・体験し、SNS等を活用して広く世界へ発信した。

また、MICE連携事業として、国内最大ファッションコレクション(東京ファッションウィーク) 開催期間中(2019年(令和元年)10月)に、欧州の有力バイヤー・ショールーム・メディアを招 へいし、日本のデザイナーズブランドとの商談会、ワークショップ及び取材を通じた海外発信を実 施した。

さらに、2020年(令和2年)3月に台湾及びシンガポールにおいて日本各地の地域商材を販売し、 あわせて店舗において産地を紹介する映像等を放映することで、日本の魅力を発信した。

(5) 日本学術会議と日本政府観光局の協力体制の構築

2019年度(令和元年度)は、日本学術会議の持つメール配信システムにより、日本学術会議会員210名、連携会員約2,000名及び協力学術研究団体約2,000団体に日本政府観光局の行う事業情報の発信を行った。

また、日本学術会議が行う共同主催国際会議の募集に関して、日本政府観光局を通じて全国のコンベンションビューローに周知を行った。

(6) 官民横断組織の構築等によるオールジャパン体制での支援

MICE政策に関与している様々な関係機関と緊密に連携を図りながら官民協働に基づくオールジャパン体制で施策を推進するため、2019年(令和元年)9月にインセンティブを積極的に国内で開催している日系企業にヒアリングを実施した。また、2020年(令和2年)1月には「ミーティング・インセンティブ推進協議会」及び「MICE参加者のブレジャー促進連絡会」を立ち上げ、経団連や日本商工会議所等の産業団体や有識者と情報交換を実施し、新たな連携体制の構築を図った。

企業ミーティング、インセンティブ旅行誘致強化を図るため「MICE向け満足度の高い支援プログラム等に関する海外事例調査業務」を行った。2019年度(令和元年度)に「ビジネスインバウンド推進プラットフォーム」のメンバー企業やミーティング・インセンティブを数多く行っている大手企業等と情報交換を行った上で、観光庁、日本政府観光局、日本貿易振興機構(JETRO)、ミーティング・インセンティブ関連業界団体・産業界から成り、事実上の「ビジネスインバウンド推進協議会」(仮称)の位置づけとなる「ミーティング・インセンティブ推進会議」を立ち上げた。2020年(令和2年)1月に第1回会議を開催し、今後関係者間で密に連絡を取ることで合意した。2019年(令和元年)10月に関西経済団体連合会の会合の場にて、ミーティング・インセンティブの好事例等の情報提供を行い、日本開催の働きかけを行った。

(7) 国際 MICE 総消費額の算出等の実施

2018年(平成30年)分の国際MICE総消費額調査については、2020年(令和2年)3月に結果を算出した。2018年度(平成30年度)に実施したMICEによるレガシー効果の調査結果については、観光庁のウェブサイトで公開したほか、グローバルMICE都市・都市力強化対策本部や全国のコンベンションビューローで構成される日本コングレス・コンベンション・ビューロー(JCCB)の部会で説明を行った上で、MICE関連団体を通じて地方都市や企業に対しても周知した。

(8) 人材育成協議会の開催

MICEのコア人材として備えるべきスキルをとりまとめて観光庁ウェブサイトで公開するとともに、MICE人材育成協議会でも共有した。また、日本コングレス・コンベンション・ビューロー(JCCB)等関連団体へ共有し、各団体が実施している人材育成事業にて活用した。さらに、中核人材事業ではミーティング・インセンティブに焦点を当てた横浜商科大学「MICEビジネス中核人材育成講座」(7~9月開講)のカリキュラム作成を支援した。

(9) コンベンションビューローの機能高度化

我が国のMICE誘致・開催力の底上げを図るため、国際会議の誘致へのモチベーションが高い地方都市である長崎市及び姫路市に対して、コンサルタントを3回派遣した。産業や歴史等の都市の特徴を生かしたMICE都市ブランド開発等を目的として、SWOT分析等を実施し、両都市のコンベンションビューローのマーケティング力を強化した。

(10) インセンティブ旅行の誘致拡大

日本のMICEの強みである「4つの価値」を基に、インセンティブ旅行のデスティネーションとしての日本の優位性・メリットを訴求する記事広告を、ミーティング及びインセンティブの意思決定権者にリーチする欧米のビジネス向け媒体(The Economist(2019年(令和元年)9月)及びBBC(同月))、並びにミーティング・インセンティブプランナー向け専門誌(M&IT(同年11月))に出稿した。また、「Japan Best Incentive Awards 2019」の募集を行い、同年10月に受賞対象事業を表彰した。さらに、ミーティング、インセンティブのキーパーソン招請のためのスキームを構築し、日本政府観光局の各海外事務所に周知した。

あわせて、2019年(令和元年)6月より順次、インセンティブセミナー及び商談会を計10箇所⁹²で実施した。観光需要の上昇に伴いインセンティブ市場が活発化している市場として、同年8月にベトナム(ホーチミン)及びフィリピン(マニラ)、同年9月にインド(ムンバイ)で新規に開催した。

(11) MICEブランドを活用した日本の認知度拡大

MICE専門の商談見本市として、2019年(令和元年)5月に「IMEX Frankfurt」、同年9月に「IMEX America」、同年11月に「IBTM World」に出展し、ブランドコンセプトを反映したブース展開を行った。また、MICEアンバサダーを活用した広告展開や、ウェブサイトにおける各種表彰事業の成果や地方都市でのMICE事例の情報発信等を行った。

⁹² 中国(北京)、インドネシア(ジャカルタ)、マレーシア(クアラルンプール)、台湾(台中、台北)、ベトナム(ホーチミン)、フィリピン(マニラ)、韓国(ソウル)、インド(ムンバイ)、中国(瀋陽)及びシンガポール。

(12) 日本政府観光局と国際的に有力なMICE主催者との連携強化

2019年(令和元年)11月にICCA総会、2020年(令和2年)2月にIAPCO総会に出席した。 また、ブランディングキャンペーンにおいて、MICEの業界関係者が会員である団体(IAPCO、MPI⁹³、SITE⁹⁴、PCMA⁹⁵)のネットワークを活用してニュースレターを配信するなど(MPI:3回、SITE:1回、IAPCO:3回)、海外関係者に対して日本のMICEの魅力を直接訴求した。

(13) MICEアンバサダー制度の推進

アンバサダー制度の周知に加え、アンバサダーの関与する会議(2019年(平成31年)4月の第30回日本医学総会2019中部(愛知県名古屋市)のほか、2019年(令和元年)6月の人工知能学会全国大会(新潟県新潟市)、ロボティクス・メカトロニクス講演会2019(広島県広島市)、同年9月の第67回日本心臓病学会学術集会(愛知県名古屋市))にブース出展し支援制度等を周知した。また、若手研究者等アンバサダー以外が関係する国際会議に対する支援策を同年6月より新たに提供した。さらに、2020年(令和2年)2月に「国際会議誘致・開催貢献賞表彰式」を開催した。加えて、国内の各種学会誌において国際会議誘致・開催の意義について普及啓発を図るために、2019年度(令和元年度)は日本医師会等7件の広告展開を行うとともに、潜在的な国際会議主催者等向けセミナーを3回実施60した。

(14) MICE専門人材の育成

2019年(令和元年)5月に初級者向けセミナー、2020年(令和2年)1月に上級者向けセミナーを実施した。また、2020年度(令和2年度)からの体系的MICE人材育成プログラムの提供に向けて、他国事例や国内のMICE関係者のニーズ等を把握する調査を実施した。さらに、立候補に当たっての提出書類(ビッドペーパー)作成の助言等、コンベンションビューローに対するコンサルティング活動を実施した。

(15) データを活用した MICE 誘致力の強化

2019年(平成31年)4月より、本部及び海外事務所のCRM⁹⁷システム統合のためのデータ突合作業を実施した。また、将来的なMICE誘致・プロモーション活動の高度化を図るために、日本政府観光局MICEウェブサイトの来訪者のオンライン上での行動履歴等のデータと、見本市、インセンティブセミナー等のオフラインの活動による接触履歴を有機的に連携・活用するためのシステムの全体設計を実施した。

(16) 先進的テクノロジー技術を活用したMICE誘致・開催力強化の促進

2019年(令和元年)10月にG20観光大臣会合関連事業として実施される「観光×テック」をテーマとした「G20 Tourism Innovation Pitch」において、MICE関連事業者とテクノロジー企業(顔認証による受付等)と引き合わせる機会を創出し、MICEにおける先進的テクノロジーの導入を推進した。

⁹³ Meeting Professionals International の略。MICE専門家が加盟する国際非営利団体。

⁹⁴ Society for Incentive Travel Excellence の略。MICE専門家が加盟する国際非営利団体。

⁹⁵ 米国に本部のあるミーティング、インセンティブ及びコンベンション関係事業者による業界団体。

⁹⁶ 岡山で岡山市及び岡山コンベンションビューロー、仙台で東北大学及び仙台観光国際協会(コンベンションビュロー)と共同での実施及び2020年(令和2年)2月のIME「国際MICE EXPO」に合わせた実施。

⁹⁷ Customer Relationship Managementの略。

(17) MICE施設のコンセッション方式活用推進の加速化

2019年(令和元年)7月に「MICE施設におけるコンセッション方式活用推進に向けた調査等事業」を開始した。コンセッション検討の初期段階にある3地方公共団体へコンサルタントを派遣し、調査の支援を行うことで、2020年度(令和2年度)以降のコンセッション事業の具体化を推進した。

(18) スポーツ MICE の招致・開催支援に向けた検討

国際競技大会等の招致・開催のためのガイドライン等のあり方に関する第1回ワーキンググループを2019年(平成31年)4月に開催し、国際競技大会の開催状況等を共有するとともに国際大会の開催意義及び期待される効果等について活発な議論を行った。

(19) 農産品輸出促進に向けたMICE活用強化

2019年度(令和元年度)は国内34都道府県で計44回行われた日本の農林水産物・食品の輸出拡大に向けた商談会及び見本市に日本貿易振興機構(JETRO)を通じて世界各国のバイヤー等を招へいし、輸出に取り組む事業者のビジネス機会を創出した。

2 IRに係る法制上の措置の検討

国際競争力の高い魅力ある滞在型観光の実現に寄与するため、2019年(平成31年)4月に「特定複合観光施設区域整備法施行令(平成31年政令第72号)」を施行した。

また、同年(令和元年)9月及び11月に「特定複合観光施設区域の整備のための基本的な方針(案)」 等について意見公募手続を実施した。

さらに、2020年(令和2年)1月にカジノ管理委員会を設立した。

>>> 第5節 持続可能な観光地域づくり

1 持続可能な観光地域づくりに向けた対策の強化

各地方運輸局が実施主体となり、京都市におけるスマートフォン等のプッシュ通知機能を活用したマナー啓発事業、鎌倉市における観光に関する住民理解促進事業、釧路市阿寒町におけるプラスチックごみ削減等の実証事業をそれぞれ実施した。

また、2018年度(平成30年度)に近畿運輸局が京都市において実施したスマートフォンを活用した観光地の混雑状況の見える化に係る実証事業を踏まえて、京都市が取り組んでいる観光需要分散化の取組をはじめとして、国内外のオーバーツーリズム対策に係る先進事例を調査、水平展開し、観光地の時間・季節・場所の分散化による混雑対策等を促進した。

さらに、訪日外国人旅行者向けのマナー啓発動画を制作し、地域で自由に放映できるよう、観光 庁のウェブサイト上で公開した。

加えて、持続可能な観光地経営を促すための国際基準に準拠した「日本版持続可能な観光指標(仮称)」の開発に向けて、検討会を4回開催し、鎌倉市及び田辺市において指標案の試験導入を行い、検討を進めた。

2 ICT・AIを活用したエリア観光渋滞対策

警察や観光部局と連携したエリア観光渋滞対策の実施のため、現地での実験に着手する地域とし

て、2017年(平成29年)9月に鎌倉市及び京都市を選定し、同年12月に鎌倉、2018年(平成30年)2月に京都で実験協議会を立ち上げた。鎌倉においては2020年(令和2年)1月に開催された第3回特別委員会を経て国への技術的な支援が要請された。また、京都においては2019年(令和元年)10月に第2回実験協議会を開催し、これまでの報告と今後の進め方について議論を行った。

3 観光地周辺における渋滞対策

豊田スタジアム(愛知県豊田市)や十勝港(北海道広尾町)等において大規模イベント時に国や地方、民間等が連携して、ビッグデータを活用した道路交通情報をまとめた特設サイトの設置や渋滞対策の事前周知等の渋滞対策を実施した。

>>> 第6節 国際観光旅客税の活用

国際観光旅客税の税収については、「外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律の一部を改正する法律(平成30年法律第15号)」及び「国際観光旅客税の使途に関する基本方針等について(平成29年12月22日観光立国推進閣僚会議決定、令和元年12月20日観光立国推進閣僚会議一部変更)」において、使途を三つの分野に限るとともに、受益と負担の関係の明確化等の基本的な考え方に沿った施策に財源を充当すると定めている。

2019年度(令和元年度)の同財源については、基本方針等に基づき、出入国手続の高度化、世界水準の受入環境整備、地域資源を活用した新たな観光コンテンツの拡充等に充当した。2020年度(令和2年度)の観光財源については、観光戦略実行推進会議等における民間有識者の意見を踏まえつつ、観光先進国の実現に向けた新規性・緊急性の高い施策・事業に充てることとし、予算額540億円を計上した。

>>> 第 7 節 アウトバウンド・国内観光

1 若年層の海外旅行促進

海外渡航経験のない20歳の若者172名をアジア各国に派遣するプロジェクトを実施した。2020年(令和2年)2月には2回目となる「若者のアウトバウンド推進実行会議」を開催し、「ハタチの一歩20歳初めての海外体験プロジェクト」の取組内容や、官民連携による若者の「海外体験」応援プログラム等について関係機関で共有し、今後の広報戦略の推進等の取組について意見交換を行った。

2 観光分野における多国間枠組みへの貢献

【再掲】第Ⅲ部第3章11(11)

3 2国間関係の強化による双方向交流の拡大

【再掲】第Ⅲ部第3章11(12)

4 旅行安全情報等に関する情報プラットフォームの活用

2020年(令和2年)3月末時点で、海外199都市の医療・警察・交通機関等のサービス内容や対応言語等の都市別安全情報を旅行者へ提供する機能を追加し、旅行者の安全確保に向けた利便性の向上を図った。

5 観光に関する教育の充実に向けた取組

観光教育の充実を図るため、2018年度(平成30年度)事業において作成した教員向け啓発動画を観光庁ウェブサイトに掲載したほか、観光教育イベント・シンポジウムで放映するなどして広報を実施した。

また、小学3年生から中学3年生までの社会科の授業において、観光教育に対して深い知識を持っていない教員であっても無理なく観光教育を実践できうる、新学習指導要領に準拠した指導案・指導計画を作成した。

さらに、高等学校学習指導要領の必履修科目「地理総合」について、高等学校の担当指導主事連 絡協議会等の機会を通じて、その周知を図った。

6 若者や学生の観光をテーマとした教育機会の充実

若者に旅の意義や素晴らしさを伝える「若旅授業」を都内で6校、地方部で9校に対して実施した。また、文部科学省の「トビタテ!留学JAPAN」プログラムに参加した大学生が地方部の学校で講演を行うことで、海外留学や旅の素晴らしさを全国で伝えることが可能となった。

さらに、夏期休暇や通年の授業を利用し、「道の駅」で就労体験や地域の資源を活用した商品開発等を行う取組を、就労体験型で5大学、連携企画型で26大学で実施した。

7 政府系金融機関による観光地の再生及び活性化

株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)や株式会社日本政策投資銀行(DBJ)等が組成した 観光関連ファンド等により、旅館等の宿泊施設を含む観光地の再生・活性化を図った。また、地方 へのインバウンド誘客や地域の観光消費額の増加を図るため、2019年(令和元年)6月にREVIC が新たに「観光遺産産業化ファンド」を設立した。

8 古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進

【再掲】第Ⅲ部第2章第4節1

9 株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)の有する投資ノウハウ・人材支援に関する機能 の活用

2019年(令和元年)6月に「観光遺産産業化ファンド」を設立するなど、観光まちづくり事案への取組を推進した。また、各地において観光活性化に向けた取組が自律的に行われるよう、地域金融機関等へのノウハウ移転を図っている。

さらに、株式会社地域経済活性化支援機構(REVIC)や関係機関等と必要な連携を行い、REVIC が地域経済活性化等に関する専門ノウハウを持った人材を派遣するなど、REVIC の有する投資ノウハウ・人材支援等に関する機能を安定的・継続的に提供することで、観光地の面的再生・活性化を推進した。

10 金融・公的支援等の促進

【再掲】第Ⅲ部第2章第4節1(4)c

11 宿泊施設整備の促進

【再掲】第Ⅲ部第2章第4節4(2)

12 休暇改革

(1) 年次有給休暇の取得推進

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)」の施行により、2019年(平成31年)4月から、労働者が年間で少なくとも5日間の年次有給休暇を取得できるよう使用者への義務付けが行われた。この点について都道府県労働局及び労働基準監督署、働き方改革推進支援センターで開催する説明会等やSNS、テレビCM等のマスメディアを活用した周知広報を通じて履行確保を図った。

また、10月の年次有給休暇取得促進期間に加え、夏季、年末年始及びゴールデンウィークの連続休暇を取得しやすい時季に、ポスター・リーフレットの作成、駅貼り広告(946箇所)、インターネット広告等により、年次有給休暇取得の集中的な広報を行った。

さらに、北海道旭川市等4地域において、関係労使、地方公共団体等が協議会を設置し、地域のお祭り等に合わせた計画的な年次有給休暇取得を企業、住民等に働きかけ、地域の休暇取得促進の機運の醸成を図った。

(2) 休暇取得の分散化等による観光需要の平準化

キッズウィーク取組事例(2020年(令和2年)3月31日現在11市町)をポータルサイトに掲載し水平展開を図ったほか、キッズウィーク実施地方公共団体に対して年次有給休暇取得のためのポスター等の作成を支援した(同日現在8市町)。

また、2019年(令和元年)5月、旅行商品のパンフレット等に活用してもらうための「キッズウィーク」ロゴマークを策定し、これを活用して旅行業界等と連携して新たな旅行商品の造成促進に向けた取組を実施した。

さらに、文部科学省においては、キッズウィークに関する取組について全国市町村教育委員会連合会常任理事・理事会等の場を通じて周知を図った。

「キッズウィーク」に先行的に取り組む全国9地域における「地域における休み方協議会」の設立過程、議論及び意思決定プロセスに関する調査結果並びに休みとなる子どもの受け皿になるイベント等の試行事業をサポートした事業結果をまとめた事例集を2019年(令和元年)10月にウェブサイトに掲載するとともに、経済団体を通じて広く産業界に周知した。

国家公務員については、「令和2年度における人事管理運営方針(2020年(令和2年)3月31日内閣総理大臣決定)」において、職員がキッズウィーク等に合わせた年次休暇を取得しやすい環境整備に努めるよう記載するなど、年次休暇等の取得を促進した。

(3) 働き方・休み方改革の推進

2019年(令和元年)6月に「休み方改革」推進チームの会合を開催し、「リゾートテレワーク」や「ワーケーション」に関して、先進的な事例や各府省庁で実施している取組の共有を行うとともに、官民一体となった取組に向けた課題とその解決の方向性について、意見交換等を行った。

(4)「海の日」等の国民の祝日を活用した観光需要拡大

【再掲】第Ⅲ部第4章第7節12(3)

13 国内旅行促進による地域活性化に向けた検討

2019年(令和元年)6月に「休み方改革」推進チームの会合を開催し、「リゾートテレワーク」や「ワーケーション」に関する先進的な事例や各府省庁で実施している取組の共有を行うとともに、

官民一体となった取組に向けた課題とその解決の方向性について、意見交換等を行った。

また、観光地域づくり法人(DMO)や地方公共団体への支援を通じて、各地域における観光客の受入環境の整備等を実施した。

》 第8節 東北の観光復興

1 東北6県の外国人宿泊者数の増加に向けた取組

東北6県の外国人宿泊者数を2020年(令和2年)に150万人泊とするため、サムライの精神と 文化を体感できるコンテンツ造成、東北の交通情報を一元的に集約したプラットフォームの構築等 を支援した。こうした取組により、2019年(令和元年)に前倒しで東北6県の外国人宿泊者数 150万人泊を達成した。

2 復興観光拠点都市圏への重点的な支援

宮城県と仙台市周辺の計6市3町の連名により策定された「仙台・松島復興観光拠点都市圏推進計画」に基づき、域外パートナー(海外・国内)との共同による旅行商品の造成、産学連携ICT技術を活用した滞在周遊利便性向上事業及び情報提供プラットフォーム整備事業に対して支援を行った。

3 全世界を対象としたデスティネーション・キャンペーンの実施

【再掲】第Ⅲ部第3章10(1)c

4 「東北6県見るもの・食べもの・買いもの100選」の発信

観光庁や日本政府観光局のウェブサイトにおいて国内外に発信するとともに、東北の観光情報を 発信するようなイベント等において、関係機関と連携して強力に発信を行った。

5 東北観光復興対策交付金による重点的な支援

日本三大樹氷のブランド化等の観光資源の磨き上げに係る取組や、「酒蔵」等をテーマとした旅 行商品の造成等、東北各県広域的に連携した取組について重点的に支援した。

6 ホストタウンの推進

【再掲】第Ⅲ部第3章25

7 防災学習も含めた教育旅行の再興

福島県外の教育関係者(教員、教育委員会職員、保護者等)を対象としたモニターツアーを計7回⁹⁸実施し、ホープツーリズムや学びのテーマに応じた福島ならではの教育プログラムの磨き上げを図る取組を支援した。また、県外の学校が実際に福島県をフィールドとして実施した教育旅行の事例について密着取材を行い、取材で得た情報及び素材を効果的に活用し、教育関係者、旅行会社向けの教育旅行パンフレット等(事例集)の制作、ウェブサイト及びSNS等での情報発信を行うとともに、学校や旅行会社等への働きかけを行う取組を支援した。

さらに、福島県の国内観光については、酒蔵ツーリズムやフラワーツーリズムの推進の取組の支援を行った。

また、台湾や香港等からの教育旅行の「学校間交流」を拡大するため、訴求力の高い動画を制作するなどプロモーションを強化した。また、海外の教育関係者を招請し、防災学習を含めた教育旅行誘致への取組を支援するとともに、滞在体験の満足度向上を目的として、多言語で滞在パンフレットを制作し訪日した学生に配布した。

8 仙台空港のLCC拠点化の促進

韓国、中国、香港、マレーシア及びシンガポール市場において、2019年(令和元年)7月から2020年(令和2年)3月にかけて、東北地方への航空路線の新規就航や増便・チャーター便等の機会をとらえた共同プロモーションを実施した。

9 「グリーン復興プロジェクト」の推進

「グリーン復興プロジェクト」の一環として整備してきた、総延長約1,025kmの長距離自然歩道「みちのく潮風トレイル」が2019年(令和元年)6月に全線開通し、記念式典及びシンポジウムを開催した。

また、開通区間の情報をウェブサイトやSNS、各種イベントにおいて発信し、利用者の増加を図るとともに、名取トレイルセンター(2019年(平成31年)4月オープン)の整備や多言語看板の設置等、受入環境充実のための公園施設の整備や、トレイルマップの作成等を実施した。また、里山・里海フィールドミュージアム事業の一環として、「石巻・川のビジターセンター」及び「南三陸・海のビジターセンター」において自然体験プログラムを実施した。

10 新たな復興ビジネスモデルの支援

民間企業の提案の中から、東北への外国人の交流人口の拡大につながる8の提案を普及・展開型 モデル事業として、また、岩手復興局で2、宮城復興局で2、福島復興局で3の提案を各復興局主 導の地域型モデル事業としてそれぞれ選定し、官民連携でインバウンド向けの旅行商品(プログラム)開発等・販売までを見据えたビジネスモデルの立ち上げに取り組んだ。

>>> 第9節 「観光立国ショーケース」の形成の推進

訪日外国人旅行者を地方へ誘客するモデルケースとして選定した「観光立国ショーケース」(釧路市、金沢市及び長崎市)に対し、各市が設定した重点項目を中心に、関係省庁が連携して優先的な支援を行っているところ、中間評価において設定した重点項目を踏まえ、目標や課題を関係省庁と共有し、広域周遊観光促進のための観光地域支援事業において、多言語ウェブページを活用した予約システム整備等を、また訪日グローバルキャンペーンに対応したコンテンツ造成事業により、伝統文化体験と名産品の開発等を支援した。中間評価において設定した重点項目等を観光庁ウェブサイトに掲載し、地方誘客の取組に活用できるよう広く発信した。また、2020年(令和2年)3月に開催された構造改革徹底推進会合において、消費額拡大に向けた取組と、本事業における取組成果の水平展開について議論を行った。

》) 第10節 観光統計

1 地域の消費に係る統計の充実

地方への旅行者の誘客の状況や消費の動向を把握し施策に反映するべく、地域(都道府県)レベルの訪問者数及び旅行消費額等を公表した。また、観光統計の推計手法の改善に向け、民間データ等の活用可能性を含めた検討を開始した。

2 訪日外国人旅行者の移動に関するデータ(FF-Data)の整備

【再掲】第Ⅲ部第1章第2節2(5)